

## 1 概要

「和歌山県特定複合観光施設区域整備計画（案）」について、以下のとおり意見募集を実施しました。

(1) 意見募集期間

令和4年2月9日（水）から令和4年3月10日（木）まで（必着）

(2) 公表資料

「和歌山県特定複合観光施設区域整備計画（案）」

「和歌山県特定複合観光施設区域整備計画（案）〈国申請様式版〉」

(3) 閲覧方法

和歌山県ホームページでの閲覧

関係機関での閲覧（IR推進室、県庁情報公開コーナー及び各振興局地域振興部企画産業課）

(4) 意見の提出方法

郵送、ファックス、電子メール

## 2 意見募集の結果

意見件数：410人 1,356件

## 3 備考

- ・類似意見については、適宜整理し、要旨にまとめた上で掲載しています。
- ・特定の企業や個人等に関する意見や、差別的な印象を受ける意見については、掲載を省略しています。
- ・県民意見募集は、住民投票とは異なり賛否を問うものではないため、賛成意見の数や反対意見の数の算出はしていません。

番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
<b>1</b>	<b>IR区域全体のコンセプト</b>			
1-1	意義及び目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IR誘致が和歌山県のためになるのか。</li> <li>・和歌山県がIR誘致に積極的であることが理解できない。</li> <li>・IR誘致で地域経済の活性化が図れると考えているのか。</li> <li>・10年後、50年後を見据えて、本当に必要な施設なのか。</li> <li>・県民にギャンブルと接する機会を広げることをやめることが大切である。</li> <li>・ギャンブル施設を行政が関わって作る必要があるのか。そんなことに県民の税金を使ってほしくない。安心して子供を産み育てられ、高齢者が安心して老後を暮らせるように税金を使ってほしい。</li> <li>・農林水産業、地場産業が低迷するなか、もっと地道に和歌山に本来ある産業、新しい産業に力を入れほしい。</li> <li>・IR・カジノに頼らず、和歌山の自然や歴史などを生かして地域振興や、インフラ整備、防災、教育、医療、福祉などの分野に注力し、安全で安心な街をつくらしてほしい。</li> <li>・カジノのある街にいい企業も人材も寄りつかない。</li> <li>・経済、観光、シビックプライドにも好影響を与える。</li> <li>・人口減少が加速していくなかで、大きな起爆剤になる。</li> <li>・新たな事業であるロケットとIRが多くの産業に好影響を与えることを期待する。</li> <li>・観光を中心とした関係人口の増加やそれに伴う経済効果が大いに期待できる。</li> <li>・若者が和歌山県の将来に期待がもてるような取組である。</li> <li>・初期投資はじめ、これ以上の経済効果をもたらす事業が他に期待できない。</li> <li>・和歌山マリーナシティの大部分は平面駐車場として使われており、現状、有効に活用されているとは言い難い。</li> <li>・マリーナシティが老朽化し負の遺産化することを防ぐ観点からも、IRによる開発は他にない解決策である。</li> <li>・何もせず衰退していくか、チャレンジして活気を取り戻すかの節目である。</li> <li>・「ギャンブル依存症」、「破産」の問題をあげているが、他のギャンブルと同じでやらない人はやらない。</li> </ul>	<p>IRの誘致は、地域の活性化に有効な方策であり、雇用創出や経済成長、人口減少の抑制などの効果について大いに期待できることから、またとないチャンスと捉え、全力で取り組んでいるところです。</p> <p>IRによる経済波及効果は様々な産業に及び、開業3年後の2030（令和12）年度で約3,500億円と推計しており、これは和歌山県の県内総生産額の約1割にあたります。</p> <p>シンガポールの例をみても、2010（平成22）年のIR開業を機に観光客や観光収入、実質GDPは大きく増加しています。</p> <p>また、県としても、税収の増加等による財政改善に加え、IR事業者から納入される納付金・入場料納入金といった新たな歳入が生まれるため、地域産業の活性化や社会福祉の増進、教育の振興などの県民がその利益を直接享受できる施策の充実が図れ、県民生活をより豊かにし、和歌山県の持続的な発展を実現できるものと考えています。</p> <p>一方で、県勢の発展に資するからといって、社会的リスクをないがしろにしてはならないため、県民の皆様が不安に感じておられる「ギャンブル依存症」や「破産リスク」については徹底的に排除し、治安も維持していかなければなりません。</p> <p>そのため、IR整備法で定めている世界最高水準の重層的で多段階的な規制に加え、使用上限額を設定して現金をチャージする「IRカードの導入」や「依存症対策専門員の配置」といった和歌山県独自の対策をIR事業者に求めています。これらの内容は、他の誘致自治体と比較しても具体的に踏み込んだものとなっており、論理的に考えてカジノに起因する「ギャンブル依存症」や「破産リスク」は排除できると考えています。また、人流の増加等に伴う犯罪の発生抑止、発生後の迅速な対応のため、警察官等の増員や交番の新設などの各種対策を計画しており、治安の維持が図れるものと考えています。</p> <p>和歌山が変容する新しい世界で飛躍できるよう、新型コロナウイルス収束後の地域経済復興のためのエンジンとして和歌山IRの実現をめざしてまいります。</p>	256
1-2	意義及び目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カジノを観光や地域経済発展の原動力にすることは、地方公共団体の役割を放棄するに等しいのではないかと。</li> <li>・カジノは人の不幸で成り立つものであり、カジノ収益から納付金を得るという考えは不健全である。</li> </ul>	<p>日本型IRは、地域の創意工夫及び民間の活力を生かした国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されることを基本として行われるものであるという基本理念の下、法制度が整備されたものです。</p> <p>県としては、IRの誘致は、地域の活性化に有効な方策であり、雇用創出や経済成長、人口減少の抑制などの効果について大いに期待できることから、またとないチャンスと捉え、全力で取り組んでいるところです。</p> <p>和歌山が変容する新しい世界で飛躍できるよう、新型コロナウイルス収束後の地域経済復興のためのエンジンとして和歌山IRの実現をめざしてまいります。</p>	48
1-3	意義及び目標	「燦黒潮リゾート構想」も失敗におわった。また失敗の「ロールモデル」を作るつもりなのか。	<p>「燦黒潮リゾート構想」は、総合保養地整備法（リゾート法）に基づき行われたものであり、当該構想は国・地方公共団体の関与の度合いが大きかったものだったが、IRは、IR整備法において完全な民設民営事業となっています。</p> <p>リゾート法で多くの構想が破綻した原因について、国会の内閣委員会で議論がなされており、大きく二つあると分析されています。一つは収益の核となるエンジンが弱かったこと、もう一つは数を作りすぎたことです。</p> <p>一方、IR整備法では、収益の核となるエンジンにカジノ施設を含めることで、複合的な観光施設全体を支えるという仕組みが導入されるとともに、国から認定を得られるのは全国で当面3か所以内とされています。</p> <p>また、100%民間投資による設置運営であることから、収益が見込めないエリアであれば、民間企業の投資は行われないと考えています。</p>	1
1-4	意義及び目標	誰がカジノ誘致に執着しておられるのでしょうか。正しい考えと思っ強いバイアスをかけておられる社会的に影響力のあるその方の名前を出していただきたい。	IRは和歌山県の将来の発展に資する新たな経済の要素であり、なんとしても誘致を実現させたいと考え、知事をはじめ和歌山県庁が一丸となり、立地市である和歌山市と連携して進めているプロジェクトです。	1

番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
1-5	意義及び目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状、インバウンドがなかなか期待できない状況に加え、カジノ事業は不況となりカジノ経営も大変な状況の中、本当に和歌山でIRができるのか。</li> <li>・IR区域への来訪者を650万人、来訪者による旅行消費額2,300億円、運営時の経済波及効果2,800億円と記載されていますが、現在のコロナ禍での経済状況とバブル崩壊後の日本経済の低成長を考えると、これらの数字の信頼性が感じられない。</li> <li>・開業2年目の収益が2,200億円としており、その後も収益・利益が安定的に成長していくことを見込むと記載されているが、現在のコロナ禍での経済状況とバブル崩壊後の日本経済の低成長を考えると、これらの数字の信頼性が感じられない。</li> <li>・アフターコロナにおいてIRやカジノは時代遅れの産業である。</li> <li>・世界情勢から事業が失敗する公算が高い。</li> </ul>	<p>現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光産業は依然厳しい状況にあるものの、開業時期は2027（令和9）年秋頃を予定しており、中長期的には、観光需要は回復していくものと考えています。海外の状況としましては、全米商業カジノの売上において、2020（令和2）年度は大幅に落ち込んだものの、2021（令和3）年度は2019（令和元）年度を上回る数値に回復しています。</p> <p>また、IRは民設民営事業であり、投資意向のある民間事業者の存在が前提となるため、和歌山県特定複合観光施設設置運営事業募集要項において、「新型コロナウイルス感染症の発生も踏まえ、感染症対策その他の健康・衛生の確保のための取組を講じること」を求めて事業者の公募・選定手続きを行っており、これらの影響や必要な対策を踏まえて事業性を分析し、収益が見込めないのであれば、民間企業の投資は行われないと考えています。</p>	33
1-6	意義及び目標	立地する地域において日本型IRを整備する意義として地方創生としているが、長崎県と重複する。和歌山の独自性をアピールするためにも、新しい意義を見出してほしい。	『和歌山の自然資源』と『世界最先端のテクノロジー』の融合』をテーマに掲げ、和歌山県の魅力である美しい自然・環境の保全と、最先端テクノロジーを活用したまち全体のスマート化を掛け合わせた安心・安全のまちづくりを推進することで、住民にも観光客にも愛される、住んでよし訪れてよしの地域を創造することが、和歌山IR独自の意義であると考えています。	2
1-7	意義及び目標	「和歌山の自然資源」と「世界最先端のテクノロジー」の融合とあるが、この2つは相容れるものではない。	<p>本計画では、『和歌山の自然資源』と『世界最先端のテクノロジー』の融合』をテーマに掲げ、様々な事業展開を予定していますが、時代の潮流を踏まえれば、先端テクノロジーの活用は不可欠であり、これらの活用は自然資源の魅力発信や保全にも有効であると認識しています。</p> <p>具体的には、送客施設において、デジタル技術を活用することで、自然資源をはじめとした和歌山や日本全国の魅力を、より広く、より深く来訪者にアピールできるのみならず、和歌山IRアプリの提供により、例えば、季節によってお勧めするエリアを変えることや、旬なイベント・食情報をピンポイントでターゲット層に訴求し、IR事業者として狙ったエリアへの送客をめざすことが可能となり、観光公害の削減や効果的な地域活性化も実現することができると考えています。</p>	1
1-8	意義及び目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和歌山県のもつ豊かな自然、熊野古道等の太古からの信仰文化等の神秘的な魅力が「カジノ＝ギャンブル」という「究極の俗世間の娯楽」と相容れるものなのか。</li> <li>・国内外の方がカジノを目的に来ても、和歌山を知ってもらったことにはならない。</li> <li>・和歌山には豊かな自然がたくさんあり、それらを生かした観光事業を拡げていくべきではないか。</li> </ul>	<p>IR施設について、専らカジノ行為の用に供される部分の床面積は、施設全体の床面積の3%を超えないことがIR整備法で規定されているため、カジノを行う部分はごく一部で、MICE施設や魅力増進施設、送客施設、宿泊施設といった部分が大半を占めており、ビジネスからレジャーまで、大人から子供まで多種多様なニーズに対応できる施設となっています。</p> <p>和歌山IRでは、日本の伝統文化等を発信する魅力増進施設や、全国の観光地の魅力・関連情報を発信する送客施設において、和歌山ならではの自然美や精神文化を広く発信するとともに、認定都道府県等納付金を活用して、自然・環境の保全や文化資源の保存・継承・活用にも併せて取り組み、住民にも観光客にも愛される、住んでよし訪れてよしの地域を創造していくことをめざしています。</p>	30
1-9	意義及び目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外資によるその場限りの単純労働力としての雇用が増えることを危惧している。和歌山県内の良質な若年労働者がさらに県外に流出し、県の日本人人口も結果的には減少する可能性もある。</li> <li>・子供が和歌山で就職できる可能性が増えて嬉しい。</li> </ul>	IR施設は、MICE施設や魅力増進施設、送客施設、宿泊施設、カジノ施設などからなる複合施設であるため多種多様な職種があり、国際的な会議やVIP等に対応できるグローバルで高品質なサービスの提供が必要となることから、若者にも魅力的な雇用の場が生まれるものと認識しています。これにより、若者の人口流出に歯止めをかけ、社会減を抑制するのみならず、出生数の増加にも期待がもてるものと考えています。	3
1-10	意義及び目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間カジノに入り浸りでは、ワークライフバランスが保たれない。</li> <li>・子供に賭け事はダメだと教えている。カジノとはどういうものか。</li> </ul>	<p>カジノについては、IR整備法案の国会審議においても、「先進諸国では健全、安全、安心な、成人が自己責任で楽しむ遊興の一つであり、しっかりとした規制と監視の枠組みがあれば、健全なエンターテインメントでしかないことが先進諸国では実証されている」と説明されています。</p> <p>カジノは、余裕のある資金を持つ人が娯楽で楽しんでいただくことが本来の在り方であり、そのような施設にするために、IR整備法において世界最高水準の規制がなされていると認識しています。</p> <p>和歌山IRでは、健全にカジノを利用していただくことで、IR来訪者それぞれのニーズに応じたワークライフバランス（仕事と生活のバランスがとれた状態）は、保たれるものと考えています。</p>	3

番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
1-11	意義及び目標	IR区域は、なぜマリーナシティなのか。橋を使わなければならないマリーナシティより、対岸の関西電力海南発電所跡地の方が災害対応において少しでも強いように思う。 関西電力海南発電所の撤退が公表される以前から、関連自治体には撤退の意向の通達があったはずで、それを踏まえて誘致先の選定に候補として考えるべきではなかったのか。	IRは民設民営事業であり、和歌山に投資をする意向のある民間事業者の存在が前提となるため、IR区域については、当初、和歌山マリーナシティ、コスモパーク加太、旧南紀白浜空港跡地という3カ所の候補地をお示しし、国内外を問わず30社近くの事業者と接触して意見交換を行った結果、事業者の意向・関心が和歌山マリーナシティに集中したことから、2018（平成30）年10月に作成した和歌山県IR基本構想改訂版において、候補地を和歌山マリーナシティに一本化したところです。 その後、関西電力海南発電所については、2019（平成31）年3月1日に同社のプレスリリースにおいて、2019（平成31）年4月1日から廃止する旨が発表されたものと認識しています。 なお、本計画においては、マリーナシティ島内へのアクセス道路橋梁（サンブリッジ、ムーンブリッジ）の耐震化対策を実施する予定としています。	1
1-12	意義及び目標	IRカジノ施設内で客を囲い込み、施設内で消費させる経営であり、賭博の後、外に出て「買い物や観光」することに期待できるのか。	和歌山IRでは、来訪者を囲い込むのではなく、「来訪客を国内各地に送り出すこと」を目標として掲げ、和歌山IRを起点に、県内をはじめ、関西圏のみならず、伊勢湾・紀伊半島・四国圏などに存在する魅力的な観光資源をつなぎ、各地とIRを結ぶ新たな観光街道を形成することで、IR整備の効果を広域的に波及させることとしています。	2
1-13	意義及び目標	USJの日本限定施設のようなものを中心としたIRであれば歓迎する。	IR整備法において、IR施設は、カジノ施設のみならず、国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設及び宿泊施設という公益を実現する中核施設と一体となった施設であることが要件とされています。 その他、観光旅客の来訪及び滞在を促進する施設についても整備することが可能とされていますが、和歌山IRにおいては、ご意見をいただいたような施設の整備は予定しておりません。	1
1-14	意義及び目標	・コロナ後の世界は、「コロナ感染予防対策」だけでなく、経済活動そのものがコロナ前の大量消費経済ではなく、温暖化対策・持続的発展を意識した経営、SDGs理念に沿った経済活動が求められる時代に入っている。自然・歴史・文化・食・世界に誇る観光資源は和歌山の魅力です、カジノ抜きで発展させてはどうか。 ・SDGsは、乱開発や大量消費による経済活動とは無縁の理念で、IRカジノ事業とは真逆である。県は和歌山市の「SDGs未来都市」選定を受けて何故、IRカジノ計画を見直し、和歌山市の事業を後押ししないのか。	SDGsに関しては、和歌山IRでは、ボーダレスの実現に向け、来訪する全ての人々にとって「年齢、障害、性別、人種、宗教、趣味嗜好」などを境界（ボーダー）としない空間の実現をめざしており、働く環境として、高い女性就労率や障害者雇用率を目標に掲げるなど、SDGs目標のうち特に「ジェンダー平等を実現しよう」、「働きがいも経済成長も」に貢献することとしています。 また、2050（令和32）年カーボンニュートラルの実現と持続可能な施設形成を図るとともに、本開発によって発生する周辺地域への環境負荷を可能な限り低減する施設整備を行うことで、SDGs目標のうち特に「気候変動に具体的な対策を」、「海洋の豊かさを守ろう」に寄与することとしています。 加えて、エシカル消費理念に準じて「環境（環境負荷低減寄与製品）」「社会（フェアトレード商品）」「地域（地産地消）」に配慮し、SDGs目標のうち「つくる責任つかう責任」の遂行を実践することとしており、SDGsの理念に沿った計画になっているものと認識しています。 こうしたことから、SDGsの目標達成に寄与する計画になっているものと認識しています。	4
1-15	意義及び目標	・IRは良いとして、カジノの必要性が分からない。 ・「カジノ施設」を設置する理由がわからない。	IR整備法において、IR施設は、カジノ施設に加え、国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設及び宿泊施設という公益を実現する中核施設が一体となった施設であることが要件とされています。 なお、IRは、カジノ事業の収益を活用して整備を推進することにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するという公益目的の実現のために、特別に認められるものです。	4
1-16	意義及び目標	区域整備計画においては、行政用語をそのまま使うのではなく、より分かり易い言葉や言い回し、図形等を組み合わせることで表現すれば見る人・聴く人に意図がスムーズに伝わり、多くの支持を得られると思うがどうか。	ご指摘のとおり、区域整備計画は国に申請を行うための書類であるため、専門用語等が多く分かりにくい部分があると認識しています。 今後、区域整備計画が認定され、計画のより詳細な内容について、県民の皆様には、分かりやすい言葉の使用やイメージパースの活用など、理解していただきやすい資料の作成に努めます。	1

番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
1-17	コンセプトと策定根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「和歌山の自然資源」と「世界最先端のテクノロジー」との融合とのごとだが、カジノの必然性が見当たらない。</li> <li>・カジノの雰囲気とUndiscovered Japanの雰囲気は合わない。</li> </ul>	<p>IR事業は、民間事業者の活力と創意工夫を生かして、カジノ収益を原動力に国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設及び宿泊施設という中核施設を一体的に運営するものです。</p> <p>和歌山IRのカジノ施設では、海外からの来場者に対しては日本の「おもてなし」を堪能できる空間として、さらに国内からの来場者に対しては、これまで日本には存在しなかったカジノという新たな娯楽体験を身近に心地よく体感してもらう空間として、「世界にまだ知られていない日本の魅力」を発信することとしています。</p>	2
1-18	コンセプトと策定根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和歌山IRと大阪IRが両方できた場合、どのように共存していくのか。また、収益性や交通のアクセスなど大阪IRの方が有利ではないか。</li> <li>・ユニバーサルスタジオジャパンが近いなどIR以外の施設が充実している大阪IRと比べ、和歌山IRの競争力について、どのように考えているのか。</li> <li>・大阪の隣接県であり、競合が予想される中、カジノの売上は極力抑え、和歌山ならではの自然との融合、ビジネス&amp;レジャーの分析を高くして収益を上げる方策を期待している。</li> <li>・IR区域への来場者等の想定は、IR候補地として隣接する大阪と併存して可能なのか。極めて困難ではないか。</li> <li>・大阪IRと競合した場合に予定している収益をあげられる競争力が無い。</li> </ul>	<p>海外の成功事例として、和歌山IRと同じ人工島に作られたマリリゾート型IRであるシンガポールの「リゾート・ワールド・セントーサ」は、近距離に位置する都市型IRである「マリーナ・ベイ・サンズ」と相乗効果を発揮しています。</p> <p>こういった先例から都市型IRを掲げる大阪IRと、リゾート型IRを掲げる和歌山IRが共存し、相乗効果を創出できるものと考えています。</p> <p>また、和歌山IRは、都市部に無い観光資源や新たな魅力を発信するリゾート型IRとして、①Sports &amp; Wellness（滞在体験を通じて心身ともにエネルギーをチャージし、より自分が好きになるウェルビーイング観光を推進するIR）、②Undiscovered Japan（世界にまだ知られていない日本の魅力を広めて『真の日本ファン』を生み出すことにより、来訪の好循環を創出するIR）、③Sustainability（最先端の利便性と循環型社会への貢献の両立を叶え、地域・人とともに持続的な成長を続けるIR）をコンセプトに独自性を追求し、IRを構成する各施設（MICE施設、魅力増進施設、送客施設、宿泊施設、来訪滞在促進施設、カジノ施設）において、これらのコンセプトを反映した各種サービスやコンテンツを提供することで、これまでにない世界最高水準のIRをめざすものであり、国内外から多くの集客が得られるものと考えています。</p> <p>なお、各施設で提供するコンテンツについては、開業時の社会情勢やニーズを踏まえ、国際競争力のある魅力的なものとなるよう、積極的・継続的な再投資を行い、リニューアルを図ってまいります。</p> <p>※社会的、精神的、肉体的に「健康」である状態のこと</p>	20
1-19	コンセプトと策定根拠	顧客の奪い合いにならないよう、大阪府市と連携を図る必要がある。	和歌山県が申請した区域整備計画と、大阪府が申請した区域整備計画の両方が、国の審査において認定された場合は、両IRが相乗効果を生み出し地域経済の発展に寄与するよう、必要に応じて連携・協力を検討してまいります。	3
1-20	コンセプトと策定根拠	参考の成功事例としてシンガポールのIRが取り上げられているが、和歌山はシンガポールとは違い、日本初の試みを受け止める力があるとは思えない。	<p>和歌山県には、世界遺産「高野山・熊野」のみならず、重要な歴史資産や、温泉資源、伝統行事、醤油・味噌・鯉節発祥地としての和食の起源ともいえる食文化など、都市部では味わうことのできない四季折々の魅力をもつ観光資源が今に息づいています。</p> <p>また、和歌山マリーナシティは、全域整地造成済であるためすぐに着工でき、日本で最初のIRの開業が可能であるとともに、訪日外国人旅行者の玄関口である関西国際空港へのアクセスも充実しており、世界中から観光客を集められる新たな観光経済圏としてのポテンシャルを有する地であり、IR誘致の最適地であると認識しています。</p>	1
1-21	コンセプトと策定根拠	シンガポールを見本にして説明しているが、規模が違うし人口もかけ離れていて現実味がない。	<p>シンガポールの事例については、近接する2つのIRが相乗効果を生んでいる事例として計画に記載したものです。</p> <p>施設の規模につきましては、マリーナ・ベイ・サンズの開発費用が約4,800億円、リゾート・ワールド・セントーサが約5,200億円となっており、和歌山IR（初期投資額：約4,700億円）と同規模のものと認識しています。</p> <p>なお、シンガポールの人口規模は約570万人で、和歌山県と大阪府の人口の合計（約970万人）の方が多くなっています。</p>	1

番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
1-22	コンセプトと策定根拠	マリーナシティという立地を活かし、健康的で大きな設備・行事・企画を考えてもらいたい。	和歌山IRでは、3つのコンセプトのうちの1つに「Sports & Wellness」を掲げ、滞在体験を通じて心身ともにエネルギーをチャージし、より自分が好きになるウェルビーイング観光を推進するIRの実現をめざしています。 具体的には、立地を生かしたウォータースポーツをはじめ多様なスポーツ体験を通じて魅力を体感できるコンテンツを提供するとともに、日本古来の禅や気功、熊野古道をはじめとする歴史ある名所巡りなど「自分自身を見つめなおす」体験を通じて心を満たす、新しいウェルネスの形を提案していくこととしています。	1
1-23	コンセプトと策定根拠	和歌山発の「ホンモノ」を、横着せず丁寧に掘り起こし、ストーリーを作る常日頃の文化活動を強化することが重要ではないか。	和歌山IRでは、魅力増進施設において、日本を再発見するためのショーケースとなる時間と空間を創出・演出し、日本を「魅せる」ことで、和歌山県・日本への更なる理解を深めることにより「真の日本ファン」を生み出しリピーターの創出を図ることとしており、いただいた意見も参考にしながら、今後、具体的に事業の準備を進めてまいります。	1
1-24	IR区域の在り方	当該区域内の広大な敷地や地上の複数の建物等は誰の所有になるのか。これらは全て運営する民間業者の所有になるとすれば、基本方針の理念等をどのような形で民間業者に上手く継承させていくのか。	IR区域の土地及び施設については、全てIR事業者の所有となります。 IR整備法では、認定区域整備計画の実施の状況の評価として、同法第37条第1項において、「国土交通大臣は、基本方針に即して、毎年度、認定区域整備計画の実施の状況について、評価を行わなければならない。」と規定され、同条第6項において「認定都道府県等及び認定設置運営事業者等は、第1項の規定による評価の結果を、事業基本計画及び事業計画に適時に反映させるなど、認定区域整備計画に係る業務運営の改善に適切に反映させなければならない。」とされているため、基本方針に則して作成した区域整備計画の内容について、その実効性を担保する仕組みが設けられています。	1
1-25	IR区域の在り方	計画地上にある構築物等の解体・撤去・整備の費用は国費で充当されるのか。	IR区域認定後に実施するIR区域内の既存建物等の解体撤去については、民有地部分は民有地所有者が、県有地部分は県が実施します。国費の活用は予定しておりません。 その後、IR施設の整備については、全てIR事業者の負担で実施することになります。	1
1-26	IR区域の在り方	・国土（IR予定区域）の所有権が外国（資本）のものになるため、このような不透明且つ極めてリスクの高い資金調達計画に基づく計画案を維持するのであれば、第1契約及び第2契約の見直しは必須である。この点、大阪IRのような賃貸借契約は参考に値する。 ・事業者が撤退した場合、残った土地はどうなるのか。	IR区域の土地はIR事業者の所有となりますが、万が一事業の継続が困難となり、事業を終了することとなった場合は、区域認定後に県とIR事業者が締結する実施協定において、県からIR事業者への土地売却価格と同価格で県が土地を買い戻すことを可能とし、IR事業者は県の取得に応じなければならないこととしています。 また、区域認定後の県からIR事業者への土地の引渡日において、県を予約完結権者とする売買の一方予約契約をIR事業者と締結することにより、万が一、IR事業者が県の買い戻しに応じない等の不測の事態が生じた場合でも、県が土地を確実に買い戻すことができるよう備える予定です。 なお、実施協定では、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、土地の処分を行ってはならない旨を別途規定いたします。	2
1-27	IR区域の在り方	IR事業開始後、運営困難によりIR事業者が撤退した場合、建設物の管理責任についてはどうなるのか。県が解体費用などを財政負担しなければならない可能性はあるのか。	万が一、IR事業の継続が困難になった場合は、一義的には事業を引き継げる新たな事業者を見つけることとなりますが、事業を終了するに際して建物が残置放置されないことがないよう、区域認定後に県とIR事業者が締結する実施協定において、IR事業者による建物の撤去や撤去に応じない場合の違約金の支払い（建物・動産等の買取額相当）義務を課すこととしています。 よって、県が解体費用を負担することはありません。	13
1-28	IR区域の在り方	・和歌山県IR基本構想（改訂版）では、ポルトヨーロッパはIR区域に含まれていなかったはずですが、何故含まれるようになったのでしょうか。 ・ポルトヨーロッパがなくなることにショックを受けた。 ・和歌山マリーナシティをなくさないでほしい。	IRは民設民営事業であることから、IR事業者の公募を開始するにあたり、和歌山に投資をする意向のある国内外の民間事業者とIR区域等について意見交換を行うとともに、その結果を踏まえ、ポルトヨーロッパ現所有者と調整をした結果、ポルトヨーロッパ部分もIR区域に含めることとなりました。 区域整備計画においては、IR施設全体の構成、規模等を検討した結果、多目的広場として整備することとなっています。	4

番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
1-29	IR区域の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>IR区域内の建築物の配置に関して、ポルトヨーロッパを公園として整備すると書かれていますが、何故そうなるのか、その必要性に関しては触れられていない。</li> <li>可能であればそのままポルトヨーロッパとして残してほしい。その際は、外壁の清浄や耐震補強を行い、名目上IRとして整備することで、敷地面積を変更することなく、残すことはできないのか。</li> <li>ポルトヨーロッパをIR区域に含もうとしているのは、カジノ領域が敷地面積の3%以下であることに関係していると想像するが、そこは譲歩してほしい。緑の領域を増やすためであるならば、屋上庭園をすでに考案しているし、緑を増やすための公園ではなくポルトヨーロッパを残してほしい。「計画が変更することがあります」と記載されているので、事業者との協議により、ポルトヨーロッパを存続していく方向で進められないか、検討していただきたい。</li> </ul>	<p>ポルトヨーロッパ部分については、IR事業者において、IR施設全体の構成、規模等を検討した結果、多目的の広場として整備することになりました。</p> <p>いただいたご意見も参考にしながら、今後の具体的な整備を進めてまいります。</p> <p>なお、カジノ施設と敷地面積の関連についてご指摘いただいておりますが、カジノ施設の専らカジノ行為の用に供される部分（ゲーミング区域）の床面積がIR施設全体の床面積の3%を超えないことが求められており、ゲーミング区域と敷地面積の間に関係はございません。</p>	1
1-30	IR区域の在り方	国際競争力アップのために外航クルーズ船の誘致をめざして、マリナシティのセーリングセンター北側の岸壁沿いにクルーズ船の接岸できる岸壁を新設したり、浚渫工事等を行う費用については、国費を充当するのか。	現時点で、ご意見をいただいた事業については想定していないため、費用負担についても検討していません。	1
1-31	IR区域の在り方	中国が深く関わらざるを得ないようなIR事業を推進する情勢認識は甘いと見える。 中国人富裕層のターゲットマーケティングが足りない。	和歌山IRへの外国人旅行者については、運営当初は中国をはじめ東アジア諸国を中心とした来訪者が中心となることが想定されますが、特定国への顧客依存リスクを低減する観点から、和歌山県の観光資源と親和性の高い欧米豪など、シーザーズ・エンターテインメントが有するネットワークを活用しながら世界各国の顧客獲得に努めることとしています。	3
1-32	IR事業の在り方	区域整備計画案には、事業主体の表示が無いため、誰が推し進めるのかがよく分からない。推進主体を明示すべきである。	<p>IR整備法第9条において、「都道府県等は、設置運営事業等を行おうとする民間事業者と共同して、基本方針及び実施方針に即して、特定複合観光施設区域の整備に関する計画を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。」と規定されており、区域整備計画の作成主体は和歌山県とIR事業者である和歌山IR株式会社であり、国への申請主体は和歌山県ということになります。</p> <p>また、事業の設置及び運営主体は和歌山IR株式会社となります。</p> <p>いただいたご意見を参考に、区域整備計画に記載してまいります。</p>	1
1-33	IR事業の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地や施設などへの投資から運営まで全てを事業者の自己責任で実施するというのであれば大賛成であるが、県が土地と施設を手当てし、運営を海外の事業者任せると理解している。</li> <li>民設民営で和歌山県にとって不利になることが少ない。</li> </ul>	<p>IRは民設民営事業であるため、土地の取得や施設の建築等に係る費用を含め、IR施設の設置及び運営に伴う費用は全てIR事業者が負担するものであり、行政が負担をすることはありません。</p> <p>なお、IR区域の土地については、IR事業者の公募選定段階において、公平かつ校正な選定を行うため、どの事業者も同じ条件で土地の取得ができるよう、県が一旦事業用地を購入し、IR事業者に購入価格と同価格で売却することとしたものであり、実質的に県が費用を負担することはありません。</p>	7
1-34	IR事業の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>税金を投入しないと言いつつ、すでに8億円が使われていると聞いた。</li> <li>税金を使うべきではない</li> </ul>	ご意見の8億円の算出根拠が必ずしも明らかではありませんが、IRは民設民営事業であるため、IR施設の建設や事業の運営に県が費用を負担することはありません。	18
1-35	IR事業の在り方	魅力増進施設について、①日本の伝統文化に資する施設、②日本の精神性を訴求する施設が計画されているが、和歌山県は高野山や熊野古道に代表されるよう、観光資源がたくさんある。施設内にそれらを体験できるものをつくるということだと思いが、そんな二次的な物にお金を使うより観光資源そのものの発展にお金を使うべきではないか。	<p>和歌山IRでは、コンセプトの1つを「Undiscovered Japan」とし、世界にまだ知られていない日本の魅力を広めて「真の日本ファン」を生み出すとともに、IR施設内に設置される送客施設において、日本の魅力をショーケースとして紹介し、IRでの体験から更なる季節や場所における新たな体験への動機づけを行うことで、IRへの来訪者を国内各地に送り出す計画としています。</p> <p>併せて、IR事業者から納入される納付金を活用して、県内観光地のプロモーションや受入環境整備、周遊バスネットワークの構築など、観光地の魅力を高める取組も展開してまいります。</p>	1
1-36	IR施設の在り方	和歌山県の歴史や自然に依拠した事業を展開していくことで、SDGsでいう持続的発展可能な社会の実現となるのではないかと。	和歌山IRでは3つのコンセプトのうちの1つに「Sustainability」を掲げ、地域・人とともに持続的な成長を続けるIRの実現に向け、魅力増進施設では自然の恵みを起点とした和歌山の食文化などの体験を通じて日本の魅力を発信するとともに、送客施設では和歌山の観光の魅力発信・新たな旅の動機づけを行い、県内観光地へ送客することで、IRの効果を広域的に波及させることとしています。	2

番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
1-37	IR施設の在り方	「2027年秋頃開業」との記述があったが、これは決定か。	和歌山IRは、2027（令和9）年秋頃の開業をめざした計画としています。 今後、IR整備法における法定手続きである、本区域整備計画を申請するにあたっての、立地市（和歌山市）の同意や和歌山県議会の議決を得ることが出来れば、本年4月28日までに国に申請することとなります。 その後、国から認定を受けることができれば、2027年秋頃の開業をめざして、計画が実行されることとなります。	1
<b>2</b>	<b>IR区域内の建築物のデザイン、IR施設の規模</b>			
2-1	建築物の外観・内装	テレビで見る限りありきたりなビル群に見えるため、一目見てインパクトがあり、ラグジュアリーさのある建物にしてはどうか。	区域整備計画に記載している建物は、事業者選定の際の案において複数あった棟を集約し、回遊性を高めるとともにデザイン性においてもブラッシュアップを図っています。 和歌山IRの建築デザインコンセプトを、和歌山が誇る日本古来からの自然美や文化、精神性等を来訪者に強く感じていただくために、この地が有する文化や歴史的背景も踏まえ、「和歌浦にそびえ立つ現代の鳥居」と設定し、周辺の景色を映しこむガラスファサードの外観がシンボリックな景観を形成することとしています。	2
2-2	建築物の外観・内装	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の美的景観を損ね、喧騒を高めることを危惧している。</li> <li>・和歌山の良さは、自然豊かな所であり、場違いな施設を建てても、全然似合わないと思う。</li> <li>・和歌浦の景観が悪くなる。</li> <li>・「絶景の宝庫」の日本遺産の中に25階の高層の建物をたてると「日本遺産」を壊すことになる。24時間営業だから「絶景の宝庫」に夜になるとネオン明々となる。</li> <li>・「和歌浦湾にそびえ立つ現代の鳥居」、そこにライトアップ。何を考えているのか。日本遺産を壊しかねない外観（高さは100mを超えると想定される）である。</li> <li>・和歌浦、片男波、紀三井寺といった万葉の風景が損なわれる。</li> <li>・建造物の複雑な形状からはほぼ全角度において太陽光の反射を生じ、太陽がどの位置にあっても全時間にわたり反射光を生じるのではないか。海面上の日射中常時「光り輝く」物体となり、異様な光景を生じるおそれがある。</li> <li>・かなり高層かつ容積の大きい複雑形状（平面的にローマ字 H に加え中央突起がある H と T を組み合わせた阪神タイガースのマークに近い建造物と見える。このような建造物を設置することはさらに景観上の悪化を促進することとなり、この建造物を設置してはならない。</li> </ul>	<p>IR事業者において、立地する和歌浦及び和歌山が有する文化や歴史的背景を踏まえ、建築デザインを計画しており、周辺の美的景観を損ね喧騒を高めるものではないと判断しています。</p> <p>なお、IR施設の外観は、周辺の景色を映しこむガラスファサードで構成し、その特徴的な意匠性とゲート性が和歌山IRのコンセプトであるUndiscovered Japanの玄関口を表現したものです。</p> <p>また、IR区域の位置する和歌山マリナーシティは、和歌山市都市計画マスタープランにおいて、観光レクリエーション機能ゾーンとして位置づけられ、用途地域は商業地域（建ぺい率80%、容積率400%）であり、土地の高度利用が期待されている地域です。</p> <p>区域認定後、基本設計、実施設計、運営を進める段において、周辺の景観などを踏まえ、適切な施設・照明計画等を検討してまいります。</p>	26
2-3	建築物の外観・内装	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状のホテル本棟の建て方（建てる方向）では、「売り」である和歌浦の眺望は西方向に面したV字状の、中でも一部の客室の宿泊客しか見られない。また、「山が良く見える」という記載は、和歌山をよりアピールできるような記載に変更されたい。</li> <li>・眼前には漁港が目の前に迫り、左眼下には工場建屋、北側にはマンション群などの景色というように、和歌浦湾の素晴らしい眺望（新和歌浦、雑賀崎灯台、双子島、淡路島、沼島、遠くの四国などの海の広がり、そして固唾をのむ素晴らしい沈みゆく夕日）は期待できない。今回提示のIR宿泊施設などは、幾つのコンペのなかで採用されたのか。和歌浦の良さを全く知らない設計者の手によるものとか考えられない。</li> </ul>	IR区域からの眺望は和歌浦湾をはじめそれぞれの魅力があると考えており、和歌山IRの宿泊施設は、客室により東西南北それぞれの方向の景色を楽しんでいただける計画としています。それらの魅力を来訪者により楽しんでいただけるよう、今後、基本設計、実施設計の段において、詳細な検討をしてまいります。	2
2-4	建築物の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設全景からは、あまり日本らしさ・和風の雰囲気を感じられない。周りは海に囲まれているとはいえ、水があるエリア（池や小川）が狭過ぎる。敷地内や館内（ホテルなども含む）に日本風建築物や日本庭園（坪庭も）などを設置したり、建物の外観や内装に木材や和紙・土壁・竹・笹・石畳・備長炭などふんだんに使ったり、沢山の錦鯉・金魚・メダカなどがゆったりと泳いでいるようなもう少し広い池や小川・滝などもある水辺を作ってはどうか。</li> <li>・日本庭園には梅や桜・紅葉などの落葉樹や色んな草花・竹・笹・石畳は勿論、せせらぎや灯籠・東屋なども設置したり、小川・池には錦鯉などを放流したり、木々には小鳥のために一定数の巣箱を設置してはどうか。</li> </ul>	日本らしさ・和風の雰囲気については、魅力増進施設の一つに、日本の精神性を訴求する施設として日本庭園を計画しており、いただいたご意見も参考にさせていただき、IR施設の計画を進めてまいります。	1



番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
2-5	建築物の配置	マリーナシティ各所に、花や木をデザインした施設、花・木をデザインしたモニュメントや花壇・噴水などの設置や、「I LOVE WAKAYAMA」や「I♥ WAKAYAMA」といったモニュメントを設置するなど遊び心も必要ではないか。	今後、基本設計、実施設計を進める中で、いただいたご意見も参考にさせていただき、IR施設の計画を進めてまいります。	1
2-6	建築物の外観・内装	デジタルストリートは、とても派手過ぎる印象がする。チカチカして目に悪い印象があり、和歌山らしく無い。グランドキャニオン風の外観・大通りか、日本庭園風の和風ストリートにした方が落ち着くし、環境や目にも優しいイメージがあつていい。	区域認定後、基本設計、実施設計、運営を進める段において、いただいたご意見も参考にさせていただき、IR施設の計画を進めてまいります。	1
<b>3</b>	<b>ユニバーサルデザイン_環境負荷低減_多文化共生_フェアトレード</b>			
3-1	ユニバーサルデザイン	高齢者や障害者らのバリアフリーはどう対応されていますか？ 高齢者や障害者・小さい子供連れの移動や情報・コミュニケーションなどのバリアフリーは勿論、最低でも1割以上は障害者採用して施設内で働けるようにしてもらいたい。大型モニターなどに字幕・テロップを流したり、筆談（文字入力・音声認識による文字表示）や手話での対応、車椅子やベビーカーを押したり、誘導するといった支援なども出来るようになってもらいたい。	和歌山IRでは、ボーダレスの実現に向け、①環境のバリア（ハード面）、②心/意識のバリア（コミュニケーション）、③情報のバリア（平等な情報提供）をなくすことを主眼に、来訪する全ての人々にとって「年齢、障害、性別、人種、宗教、趣味嗜好」などを境界（ボーダー）としない空間の実現をめざしています。 具体的には、高齢者や障害者、子供連れの方への対応として、バリアフリートイレの設置、各施設内や施設間の移動のみならず直近の交通機関も含めたバリアフリーな動線計画、施設内各所での休憩スペースの設置や遠隔手話通訳サービスの提供など、様々な対応を行うこととしています。 また、障害者の雇用率については、人口割合に沿った将来目標として7.4%以上をめざします。	1
3-2	ユニバーサルデザイン	障害者雇用率7.4%を目指すと言われていますが、実現できるのか。	障害者雇用率については、現在、民間企業の法定雇用率が2.3%であるところ、IR事業者において、障害者の人口割合である約7.4%（2018年生活実態調査）に近づけるという高い目標を設定しており、顧客側だけでなく、従業員側においても、ボーダレスの実現に向け取り組むこととしています。 高い目標値であることは認識していますが、和歌山県の2021（令和3）年の民間企業における障害者実雇用率は2.49%、うち、IRに係る「生活関連サービス業、娯楽業」では4.79%、「サービス業」では4.32%などと、比較的高い数値となっており、各種対策を講じることで目標達成に向けて取り組んでまいります。	1
3-3	ユニバーサルデザイン	ペットなどの扱いについてはどうなっているのか。	いただいたご意見を参考にしながら、今後、事業の具体化を図り、準備を進めてまいります。	1
3-4	多文化共生	世界中から訪日客を誘致する構想に鑑みて、食は第一義的には「ハラール食・菜食・完全菜食・制限なし」の三部構成にしてはどうか。	和歌山IRでのホテルの客室やレストランでは、コーシャーやハラール、ヴィーガン、ベジタリアン向けメニューや、ラマダンに対応した飲食サービスの拡充など、あらゆる宗教や食文化の人々が利用できるサービスを提供するとともに、食事に含まれる成分を外国語で表記し、アレルギーや宗教上食べられない食材を簡単に確認できるよう配慮することとしています。	1
3-5	環境負荷低減	・クリーンなエネルギーや地産地消などサステイナブルを意識して、持続的な施設となってほしい。 ・以下のことをすべし。継続するにしても、環境負荷について考え、皆が実状を共有する事は大切。 1、開発時・後の消費電力量など、環境に負荷のある事に関して推定値を出し、 2、災害廃棄物についての推定量を出し、 3、1、2を元に議論し、数値及び議論の内容について透明性をもって県民・国民に公表する。	和歌山IRでは、コンセプトの一つを「Sustainability」とし、最先端の利便性と循環型社会への貢献の両立を叶え、地域・人とともに持続的な成長を続けるIRの実現を図ることとしています。2050（令和32）年カーボンニュートラルの実現に向け、環境負荷を可能な限り低減する施設整備を行うとともに、施設運営時には省エネルギー、創エネルギー及び廃棄・排出物管理等の取組を行い、それらの取組により海洋を含む自然への影響を最小限に抑えることとしています。 また、地域経済が持続的に発展することをめざし、食材や物品・清掃・警備・修繕工事などの地域での調達、協業を推進してまいります。 いただいたご意見も参考にしながら、今後、事業の具体化を図り、準備を進めてまいります。	2

番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
3-6	環境負荷低減	環境負荷を抑える工夫をしているとあるが、具体的にはどんなことをするのか。IRを造らないことが、一番、環境負荷がないのではないのか。	2050（令和32）年カーボンニュートラルの実現に向け、環境負荷を可能な限り低減する施設整備を行うとともに、施設運営時には省エネルギー、創エネルギー及び廃棄・排出物管理等の取組を行い、それらの取組により海洋を含む自然への影響を最小限に抑えることとしています。 具体的には、施設整備時に、建設資材の再利用や再資源化しやすい建設資材の利用による廃棄物排出の抑制や、低公害車の活用、排出ガス対策建設機械の採用などに取組む計画を想定しています。 また、施設運営時には、情報プラットフォームを活用したCO2の排出量管理を行うエネルギー管理システムや、廃棄・排出物管理システムの導入による現況の「見える化」、敷地内熱源のループ化による建物ごとの必要エネルギーの共有化・有効利用、太陽光発電による創エネルギー化、生ゴミのバイオガス化発電装置や水素活用によるメタネーション技術等、今後の技術革新により導入が期待できる各種先進技術の積極的な導入などに取組む計画としています。	1
3-7	環境負荷低減	・自動運転のモビリティやグリーンスローモビリティに具体性はあるのか。何台準備し、どのように活用し、どの程度の需要があると考えているのか。 ・非化石燃料を活用するということが書かれているが、この燃料でグリーンスローモビリティ分は賄えるのか。	いただいたご意見を参考にしながら、今後、事業の具体化を図り、準備を進めてまいります。	1
3-8	フェアトレード	フェアトレードとして記載されている内容は、フェアトレードの通念的意味ではないので違和感がある。もし通念的意味を誤解しているのなら訂正すべきであるし、そうでなくても、フェアトレードで思い浮かべるのは下記＊の意味が一般的であるので、別の言葉を使った方が良い。 ＊社会通念的に「フェアトレード」とは、開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することにより、立場の弱い開発途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を目指す「貿易のしくみ」の事を指します。	ご意見を踏まえ、「開発途上国に係る商品の使用、取引及び本取引に関連する企業について、ESGの観点から、気候変動問題や人権原則に反した商品及び取引であることが判明した場合は、取引の即時中止をはじめ、厳格な対応処置を行う。」を追記します。	1
<b>4 国際会議場施設及び展示等施設</b>				
4-1	MICE施設	・和歌山にとって計画している国際会議場や展示等施設は大きすぎる。 ・6,000人収容の国際会議場やホテルが有効に使われる見通しはあるのか。 ・国際会議が年に何度も開かれるはずはない。また、既に他府県にも国際会議場は存在する。 ・県内で国際会議などほとんど開かれていないにもかかわらず、年間19件も開かれることがあるのか。これらは誘致ありきで算出した数字ではないか。 ・6,000人の会議場は必要ない。 ・県内には和歌山ビッグホールなど既存施設があるが、さらに大型施設を造る必要があるのか。 ・コロナ禍でオンライン開催が主流になっているため、大きな国際会議場や展示等施設は不要である。	日本型IRでは、これまでにないスケールとクオリティを有するMICE施設を整備することにより、これまでにないような大型の国際的な会議やイベント等を展開し、新たなビジネスの起爆剤となることが目標として掲げられています。 和歌山IRにおいて整備される予定のMICE施設は、最大収容9,000人以上の最大会議室と、6,000人以上収容の大会議場及び合計6,000人以上収容の小・中会議室からなる国内トップクラスの規模を誇る国際会議場施設と、20,000㎡の展示等施設で構成されています。 また、ポストコロナの変化に対応した設備やテクノロジーも導入し、デジタルとリアルが融合したハイブリッド型MICEにも対応可能な施設となる予定です。 これらにより、従来では和歌山県で受けることが出来なかった大型の国際的な会議や、国際会議と展示会が一体となったイベントなど、新たな需要の獲得が期待でき、そういった大規模案件などを積極的に誘致することにより、サテライト会場での小会議の開催など県内全体でMICEの件数増加等が期待できると考えています。 また、MICEについては、国際会議以外にも、国内最大手PCO・旅行エージェントとの連携やシーズ・エンターテインメントのネットワークの活用などにより、グローバル企業をはじめとする様々な企業の会議や報奨・研修旅行、さらには、音楽コンサートや演劇、ダンスなどの様々なエンターテインメントイベントの誘致・開催を予定しています。 さらに、会議場と展示場を一体利用できる「エクステンション型アリーナ」機能など柔軟な施設設計により、多種多様なイベントの開催に対応可能とするなど稼働率向上のための取組を実施することとしています。 なお、宿泊施設については、アジア初のシーズ・パレスとして、米国を中心に80年以上にわたり50施設以上のリゾート施設の運営実績を有し、全米屈指のホテルオペレーターでもあるシーズ・エンターテインメントが長年培ったホテル運営サービスを提供することにより、世界中からの来訪者を集め、長期間滞在していただける施設となる予定です。	28

番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
4-2	MICE施設	大阪市にこの規模を大きく上回る施設があるが、これらをしのいで勝てる見込みはあるのか。勝てるとすれば、その根拠を明確にしていきたい。	和歌山IRでは、最先端テクノロジーを活用したIRによるこれまでにない体験に加え、古くから受け継がれてきた和歌山の自然や伝統・文化の実体験のいずれも存分に楽しんでいただける「リゾート型MICE」環境を整備し、「都市型MICE」と異なる価値を創出することをめざしています。 海外においても、ハワイ・コンベンションセンター（ハワイ州ホノルル）や、セシャ・スパイス（マレーシアペナン）など和歌山IRに類する規模・ポジションにある展示等施設について、自然環境や地域特性などを生かして多様な形態での展示会やイベントを開催することで、リゾート型MICEとして成功していることから、和歌山IRも高い国際競争力を有していると考えています。	3
4-3	MICE施設	県内の既存施設の運営に支障が生じることのないよう差別化を図ってほしい。また、既存施設の有効活用・利用誘致の計画についても提案してほしい。	IR施設内に設置されるMICE施設は、世界トップクラスのMICEに対応できる規模のものであり、県内既存施設と競合するものではないと認識しています。 また、和歌山IRでは、従来では和歌山県で受けることが出来なかった大規模案件などを積極的に誘致し、サテライト会場として県内既存施設の紹介やIR内MICE施設との共同利用を推進するなど、地域連携を促進することで県内全体でのMICE開催の増加をめざしていく計画としています。	2
4-4	MICE施設	事業者提案内容においては大規模な会議場・展示場を作ることになっていたが、区域整備計画（案）においては極めて大規模な会議場（大会議場 6,000人収容＋中小会議室6,000人）、一般的な規模の展示場（2万㎡）に変更されている。どう考えて見直したのか。	開催が想定される最大規模のMICEに対応可能であり、国際連合の会議・各国との首脳級会合などの重要な国際会議やグローバル企業が行う会議などの高度な需要に優れたクオリティをもって対応するために、国際会議場施設の規模を見直しました。 また、展示等施設においても、国内で開催される展示会の使用面積の約8割が20,000㎡以下であることや、展示会は地域の産業と密接に関係しており、当該地域の企業や業界団体等と連携しながら「創出型」で企画していく視点が重要であるため、和歌山という地域特性を考慮して、適切な規模に見直しを行ったところです。 なお、会議場と展示場を一体利用できる「エクステンション型アリーナ」の導入や、展示等施設を2つのフロアに分けて配置するなどにより、大規模イベントや複数の展示会の同時開催などに対応できる柔軟性の高い施設計画としています。	1
4-5	MICE施設	国際会議場施設は延床面積の暫定計画が68,700㎡、展示等施設は67,500㎡である。計画書では1F部分に大会議場（6,000人収容）5,320㎡と展示室A（6,135人収容）12,270㎡が設置されるようだが、そうすると建物面積は少なくとも18,000㎡にはなると考えられる。しかし、IR区域内の建物配置図でMICE棟と書かれた建物は60m×120mくらいに見える。7,200㎡で、計画にある1F部分の施設面積よりはるかに小さいのではないのか。	MICE棟はご指摘の規模（60m×120m）よりも大きい施設を計画しています。 誤解を招かないよう、ご指摘を踏まえ敷地配置図のスケールの表現を見直しさせていただきます。	1
4-6	MICE施設	アリーナと国際会議場は一体利用できるとしているが、同じフロアで136,200㎡（450m×300m）となるが、配置図を見る限りその広さは無い。二重にカウントしている疑いがある。	国際会議場施設の「大会議場/アリーナ」と展示等施設の「展示室A」を一体利用可能なエクステンション型アリーナとして計画しています。 また、国際会議場施設は3層、展示等施設は2層で構成しています。 誤解を招かないよう、ご指摘を踏まえ敷地配置図のスケールの表現を見直しさせていただきます。	1
4-7	MICE施設	「約2万㎡の展示場」と記述しているが、展示場は67,500㎡では無いのか。AとBあわせて24,460㎡となっているが、展示室は一体どの大きさになるのか。	展示室（主として展示会、見本市その他の催しの用に供する部分）の床面積の合計は24,460㎡の計画となっています。（図面精査の結果、パブリックコメント後の床面積は20,157㎡に変更しています） また、ホワイエ、厨房、倉庫、バックヤードなどを含めた展示等施設の合計は67,500㎡になります。（図面精査の結果、パブリックコメント後の床面積は66,630㎡に変更しています）	1
4-8	MICE施設	収容人員と床面積の関係はどうなっているのか。どの部屋も、最大人数入れれば一人あたり1㎡ほどで、そんな窮屈な状態で何が出来るのか。	利用シーンに応じて収容人員を設定しており、ご確認いただきました収容人員については、シアター形式の場合の最大値を記載しています。 なお、スクール形式やレセプション形式の場合は、収容人員の規模が小さくなります。	1

番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
4-9	MICE施設	スマートMICE施設の中で、例えばこのような形で体験を提供することによって紀伊半島の町々の魅力の発見につなげるという具体例を示してほしい。	和歌山IRに設置されるMICE施設は、会議場と展示場を一体利用できる柔軟な構造（エクステンション型アリーナ）をもち多様なニーズに対応できるとともに、大型の曲面対応映像ディスプレイを配備するなど、世界各国を結んだハイブリッド時代の国際会議にも対応しています。 このような機能を有するMICE施設にて、観光、農業/食品、環境など和歌山県の地域特性を生かした産業に関連する国際会議や展示会等を開催することで、広く世界に和歌山県の魅力を発信し、ブランド力の向上に資するとともに、県民の皆様にとっては、地域の魅力を再認識していただく機会につながるものだと認識しています。	1
4-10	MICE施設	国際会議場は6,000人収容に対して、開催件数のカウントを、参加者数がたかだか50人でも1件とすることは、おかしい。	国際会議の開催件数については、JNTO（日本政府観光局）及びICCA（国際会議協会）で定められている基準（参加者総数については50人以上）に基づき、それに該当する規模の件数を記載しています。	1
4-11	MICE施設	・国際会議を誘致できる人材はいるのか。 ・国際会議場（8千人規模）を年19回開催するというが、1ヶ月に1.5回開催する計算になり、それを誘致する機関が和歌山県内にいくつあると考えているのか。 ・世界有数の国際会議について、日本政府や医学会などの主催者が魅力を感じて、わざわざ和歌山への誘致を考えるのか疑問である。京都に負けないくらいの魅力あふれた和歌山市にすることが一番ではないか。 ・アクセスの便利な人口が多いところにとられ、予想したほど人が来ないと考える。	IR事業者において、国内のMICE施設やコンベンションビューロー支援で豊富な運営実績をもつ国内最大手PCO（Professional Congress Organizer）の知見の下、M/I・C・Eそれぞれに分野ごとに特化したチームを組成するとともに、国内外のMICE情報の集約・分析・戦略立案を行う「MICEインテリジェントセンター」を設け、中長期でのMICE誘致活動を計画的に取り組み体制を構築することとしています。 また、和歌山県においても、IR事業者や関係機関等と連携し、誘致プロモーションやMICEに係る受入環境整備等の施策を展開し、県の地域特性を生かした産業分野を中心に、政府系国際会議や国際連合主催の会議など大型の国際案件を含む国際会議について、積極的に誘致活動に取り組む予定です。 さらに、和歌山IRでは、関西国際空港からのアクセス性という地理的特性に加え、最先端テクノロジーを活用したIRによるこれまでにない体験に加え、古くから受け継がれてきた和歌山の自然や伝統・文化の実体験のいずれも存分に楽しんでいただける、和歌山ならではの「リゾート型MICE」環境を構築していきます。MICE施設の機能面においても、M/I・C・Eごとに設定した注力分野のMICEイベントに対応可能な柔軟性の高い施設を整備する予定であり、環境面においても、主催者の皆様に魅力を感じていただけるものになると認識しています。	6
4-12	MICE施設	国際会議を年19回開催するにあたり、宿泊施設も不足している。また、国際会議であれば、通訳なども含めた専門的なスタッフが必要となる。今から人材を確保、育成できるのか。	和歌山IR内には、総客室数2,652室の宿泊施設が整備される予定であり、MICE参加者の客室の事前確保など、適切かつ機能的に連携する予定です。また、IR施設周辺の既存宿泊施設と連携し、宿泊需要に適切に対応してまいります。 さらに、MICE施設の従業員については、専門知識が必須のビジネス領域であるため、原則的には経験者による調達を想定しており、主に、運営委託先からの派遣人材や業界内企業からの採用、観光系学生や地元関係業界からの育成視点での採用などにより進めていく予定です。	1
4-13	MICE施設	「日本には、大きい国際会議場がないから、世界有数の国際会議ができない」という説明を聞いたが、本当か。	日本型IRでは、これまでにないような大型の国際的な会議を展開し、新たなビジネスの起爆剤になり、MICE開催件数の増加に貢献することを目標の一つとして掲げています。 国際会議場施設の規模については、国内では、約5,000人～約6,000人の収容人員が最大であるが、アジア・太平洋地域では、さらに大規模な国際会議場も多く、世界中の都市で持ち回り開催されることが多い国際会議において、他国の施設に伍するものとする必要があります。 和歌山IRの国際会議場施設は、規模においては国内トップクラスに位置づけられ、アジア・太平洋地域の主要都市と比較した場合にも劣らない水準であり、高い競争力を有する施設となります。	1
4-14	MICE施設	「水の国和歌山」として多角的な施策を展開する。持続性のある観光資源の開発と海洋資源の育成をテーマにして、国際会議場施設で発信出来るよう取り組みを継続的に行ってはどうか。	国際会議については、和歌山の地域特性を生かし、特に海洋分野についても注力分野のターゲットとして誘致に取り組む予定であり、いただいたご意見も参考にしながら今後、具体化に向け取組を進めてまいります。	1
4-15	MICE施設	国際会議や大規模見本市等のイベントを誘致できたとしても、利益の多くは県外へ流出する可能性が高い。	MICEを開催することは、多くのMICE参加者の滞在期間中における宿泊、飲食、MICE開催前後の観光など消費活動による周辺地域への経済効果に加え、ビジネス・イノベーションの機会の創造や、和歌山県の都市力の向上にも繋がるものであり、大きな意義があると認識しています。	1

番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
4-16	MICE施設	世界的なスポーツや各種ショーが開催されることを期待している。	多種多様なイベントを開催することができるMICE施設の特徴を生かして、音楽コンサートや演劇、ダンス等様々な有力コンテンツを誘致する計画としています。 特に、シーザーズ・エンターテインメントの保有する業界ネットワークを活用し、北米をはじめとする海外からの大型の音楽やエンターテインメントイベントの誘致も手がけていくこととしています。	2
4-17	MICE施設	自転車、マラソン、トライアスロンを開催する場所としては不適切である。	和歌山IRのMICE施設をメイン会場として、県内の自然や既存施設を生かしたイベントを開催し、県内全体にイベント開催の効果を波及させる取組を実施することを想定しています。	1
4-18	MICE施設	「和歌山MICE」は誰が運営するのか。	MICE施設については、IR事業者が一体的に運営管理を行い、実績豊富な専門会社をはじめとするMICE運営コンソーシアムに業務を部分的に委託することを想定し、多角的に高水準のMICE経営をめざすこととしています。	1
4-19	MICE施設	国内最大手PCOとはどんな企業か。	MICE施設については、IR事業者が一体的に運営管理を行い、国内トップクラスのコンベンション開発・誘致実績をもち、国内のMICE施設やコンベンションビューロー支援においても豊富な運営実績を有する専門会社をはじめとするMICE運営コンソーシアムに、業務を部分的に委託することを想定し、多角的に高水準のMICE経営をめざすこととしています。	1
4-20	MICE施設	国際会議を開催するにあたって、日本らしい情緒ある場所で記念撮影をしたい人もいると思うが、和歌浦では少し情緒が足りない。	和歌山マリーナシティのある和歌浦湾は、歴史ある風景が「絶景の宝庫」として日本遺産にも認定されている風光明媚な場所です。 また、オーシャンフロントの立地を生かしセーリングのナショナルトレーニングセンターが設置されるなどマリニジャーの聖地でもあり、これらを生かした「リゾート型MICE」として、ここでしか体験できない新しい価値を創出していきます。	1
4-21	MICE施設	IR業者と和歌山県の共同施策について、税金を支出しえないのか。	県としては、地域への経済効果が高く、ビジネスやイノベーション機会の創造につながるMICEについて、IR事業者、関係機関等と連携して誘致プロモーション等の施策を展開し、MICE誘致を実現するとともに、その効果を県全体に波及させる取組を実施する予定です。 なお、これらの施策の財源には納付金を充てる計画としており、新たな財政負担が発生するわけではありません。	2
<b>5</b>	<b>魅力増進施設</b>			
5-1	魅力増進施設	「日本の精神性を訴求する施設」における「精神性を凝縮した体験とはどういうものか。	魅力増進施設において整備する「日本の精神性を訴求する施設」は、海外でも広く認知されている日本庭園や茶道、禅などの日本が古来から自然とともに育んできた精神文化に関する様々な体験を通じて、和歌山県・日本の魅力を発信するものとしています。	1
5-2	魅力増進施設	・LGBTQ問題が周知されているが、温浴施設で混浴状態になって、公衆衛生や秩序が保たれるのか。 ・温浴施設は日帰り客でも利用可能なのか。	魅力増進施設において整備する温浴体験施設は、水着の着用などにより、来場者の多様な価値観等に配慮するものとしています。 なお、本施設は、国内外から来訪される全ての方を対象としており、現時点では、和歌山IR内の宿泊施設の宿泊者以外の来訪者にも利用していただくことを想定しています。	2
5-3	魅力増進施設	ラスベガスでは劇場に有名人などを招き、催しなどを行っているが、和歌山IRには劇場はないのか。和歌山IRに劇場などを設けることは難しいのか。	魅力増進施設においては、祭事（縁日）を模した空間での伝統演芸や日本の大衆演芸などの演芸場を設置する計画としています。 また、MICE施設においても、国際会議以外にも、シーザーズ・エンターテインメントのネットワークの活用などにより、音楽コンサートや演劇、ダンスなどの様々なエンターテインメントイベントの誘致・開催を予定しています。	1

番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
5-4	魅力増進施設	魅力増進施設の内容が貧弱に見える。観光に出かけないようにカジノに取り込む施設であるように思う。	和歌山IRの魅力増進施設では、人・歴史・伝統の礎である自然の恵みを起点に、楽しく、美味しく、健やかに、学びとなるモノ、コト、トキを提供し、感動体験を生み出すコンテンツの提供を計画しています。 なお、IR開業後も、利用者のニーズを分析し、継続的かつ安定的な再投資を行うことで、コンテンツの充実を図り、魅力的な施設サービスの提供に取り組むことを予定しています。	3
5-5	魅力増進施設	魅力増進施設で体験できるものは、既に県内に備わっているため不要だと思う。	和歌山IRの魅力増進施設では、「日本の伝統文化に資する施設」、「日本の精神性を訴求する施設」、「温浴体験施設」の利用を通じて、和歌山県・日本の伝統、文化、芸術、先端技術、四季折々の自然などの魅力を、より広く、より深く発信するという施設単体の機能のみならず、これらの施設での体験を通じて興味が高まった来訪者を送客施設につなげることで、県内をはじめ全国の観光地に送り出し、IR施設全体で国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための一体性・連続性を支える重要な機能を担っています。	1
5-6	魅力増進施設	運営方針にて『来るたびに新しいと感じられる工夫』と書かれているが、どのような構想をもっているのか。	日本の四季にともなう日本庭園の景観の変化（例：春に桜が咲き乱れる景観、夏に蝉時雨や木々を揺らす微風）や旬の食材の変化の魅力を活用し「来るたびに新しい」とも感じられるような工夫を行うとともに、定期的・継続的な施設への再投資を通じて、コンテンツのリニューアルを図るなど、リピートを促す誘客効果の維持向上のための取組を行うこととしています。	1
5-7	魅力増進施設	・事業運営体制について、「業務委託・運営委託による運営を検討している」となっているが、「検討」とは未だ事業運営を誰がするか決まっていないということか。 ・温浴施設の運営に関しては、外国企業であるIR事業者から、外国人の好み等についてアドバイスをもらい、日本の事業が運営を担うというような体制をとれないのか。	専門的知見と経験を有する企業との連携を図るための一部委託を想定していますが、施設の運営は一貫してIR事業者が行う予定です。 温浴体験施設については、IR事業者が包括的に運営を担い、周辺地域や国内各所の温浴施設に専門性を有する事業者と相互連携を図りながら推進するものといたします。	2
<b>6</b>	<b>送客施設</b>			
6-1	送客施設	バスターミナルは収容人数の割には少ない。1,300万人の観光客を見込むのであれば極めて貧弱である。	IRまでのシャトルバス、高速バス、IRから県内の主要観光地などを結ぶバスネットワークに対応可能な規模のバスターミナルを計画しています。 なお、ご指摘の1,300万人は各施設の来場者の積み上げであり、一回の訪問で複数の施設を利用される方の重複を考慮した来訪者（IR区域への来訪者）は650万人になります。	4
6-2	送客施設	・和歌山IRを起点に県内を周遊する仕組みや、地域へ効果が波及するような方策を考えてほしい。 ・「新たな観光街道」と記載しているが、IRカジノはその施設内に缶詰にすることで成り立つ。この目標は、IRカジノと相容れない。1,300万人をどのように振り分けるのかは不明である。 ・カジノが目的で来場する人は、県内へ周遊などしない。 ・ポストコロナにおいて観光業の後押しとなる。 ・マリーナシティから高野山は遠い。 ・寂れかけている町並みに活気を与える方策をお考えいただきたい。 ・和歌山に来てくれた方々に和歌山城や地元のお店にも足を運んでもらえるようにアクセスのよさもポイントになる。	和歌山IRでは、コンセプトの一つを「Undiscovered Japan」とし、世界にまだ知られていない日本の魅力を広めて来訪の好循環を創出するIRを掲げており、IR施設内に設置される送客施設においても、日本の魅力をショーケースとして紹介し、IRでの体験から更なる季節や場所における新たな体験への動機づけを行うことで、IRへの来訪者を国内各地に送り出すこととしています。 また、県内の観光地へのアクセスについては、高野山や熊野など主要な観光地にストレスフリーでアクセスできるバスネットワークの構築等、交通機能を強化することとしており、地域への送客による経済波及効果が大きい期待できる計画となっています。 なお、ご指摘の1,300万人は各施設の来場者の積み上げであり、一回の訪問で複数の施設を利用される方の重複を考慮した来訪者（IR区域への来訪者）は650万人になり、送客施設を活用した旅行者数は約12万人となります。	16

番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
6-3	送客施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ感染の拡大で、外国人観光客の来和は止まっているが、コロナ前は国内外からの観光客が増えている。観光客は本物を求めてやってくるのであり、本物の熊野古道を歩きたい、本物のパンダを見たいのである。ましてや、日本人は、本物でなければ魅力を感じず、すでに実績のある和歌山の魅力を、本物として直接売り出すことが和歌山の活性化には必要であると思う。</li> <li>・熊野詣のような宗教的な経験は和歌山の自然・地形が作り出す神秘が影響しており、自然と切り離されてしまっはこの精神性を感じることは難しく、IRの施設で紹介できるものではない。また、和歌山の自然がいともたやすく消費できるような対象になっていき、結果的に良さがなくなってしまい、和歌山の観光自体が持続的なものにならない。</li> <li>・和歌山県は手つかずの自然の利を生かして、JR等の公共交通機関、観光業界と連携し、宿泊滞在型の余暇施設に活路を見出すべきである。</li> </ul>	<p>和歌山IRでは、IR施設内に設置される送客施設において日本の魅力をショーケースとして紹介し、IRへの来訪者を国内各地に送り出す機能を有しており、「Undiscovered Japan」のコンセプトの下、世界にまだ知られていない日本の魅力を広め、地方部へも積極的に送客することとしています。また、県内の主要な観光地を定期運行で結ぶバスネットワークの整備など、交通環境を構築していくこととしています。</p> <p>ご意見いただきました和歌山が誇る熊野など観光地の本物の魅力を、和歌山IRの送客施設にて来訪者に疑似体験していただくことにより興味を持っていただき、そこから本物にストレスフリーで訪問できるアクセス性も、和歌山IR独自の魅力になると認識しています。</p>	5
6-4	送客施設	送客の範囲の考え方も絵に描いた餅状態で、無理な計画であり、再検討の必要がある。	<p>送客施設において、送客効果を最大化するため、「IR事業者（送客部門）」、「観光関連事業者」、「地域、DMO等」の三位一体連携体制を構築し、各機関の強みを生かしながら連携することにより、各観光地への継続的な送客につなげていくこととしています。</p> <p>県においても、IR事業者及び観光街道はもとより、全国各地の自治体等と連携を図り、魅力的な広域観光ルートを構築するなど、IR区域の整備による誘客効果を全国に波及させ、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための取組を実施していく予定です。</p>	1
6-5	送客施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客は何のためにIRに来るのか。目的地へ直接行く方が、時間もお金もかからないと思う。IR事業者が利益を上げるために、IRに来させるのではないか。</li> <li>・観光資源の活用とさらなる魅力発信などを謳っているが、これはIRがなければ実現できないのか。観光と言っても、歴史や自然、文化など人を引き付ける魅力は千差万別である。また、体験や滞在などの要求も多種多様なものがある。これらの観光資源を十分発揮できていない現状があるが、IR誘致とはまったく別物である。ましてや日本遺産、世界遺産をカジノの集客に使うなど許せるものではない。</li> </ul>	<p>和歌山IRは、MICE施設や魅力増進施設、送客施設、宿泊施設、カジノ施設などからなる複合施設であり、ビジネスからレジャーまで、大人から子供まで、外国人でも日本人でも幅広い層のお客様が来訪される予定です。</p> <p>IRへの来訪者について、IR施設内で楽しんでいただくことはもちろんですが、魅力増進施設や送客施設において和歌山や日本の魅力に触れていただき興味をもっていただくことで、実際の旅行につなげ国内各地に送り出すことを目標としています。</p> <p>よって、日本遺産、世界遺産をカジノの集客に使うという仕組みではなく、様々な目的で来訪されるIR施設への来訪者を、幅広く国内各地に送客する機能を有する施設となります。</p>	2
6-6	送客施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和歌山IR（株）が観光街道を作るのか。</li> <li>・来場客を、観光バスやクルーズ船による団体客と、空や鉄道や乗用車等で来る少人数客、そして近隣からバイク・自転車から来る個人客などに区分して捉えると、和歌山IR(株)はどのような誘致活動をするのか。</li> </ul>	<p>和歌山IRでは、関西圏のみならず、伊勢湾・紀伊半島・四国圏などに存在する魅力的な観光資源をつなぎ、新たな観光街道を形成することでIR整備の効果を広域的に波及させることを目標の一つに掲げており、和歌山IR株式会社（IR事業者）が運営する送客施設においても、地域社会や自然環境に配慮しながら送客していくこととしています。</p> <p>また、和歌山県においても、区域認定後、「観光街道推進協議会」を設立し、伊勢湾、紀伊半島、四国の自治体等の参画を図り、統一的な受入環境整備や広域連携プロモーション等を実施するとともに、IR事業者と共同し、国内外のメディア媒体でのPRや商談会・見本市への出展に加え、観光街道の形成に必要な旅行商品の造成や交通事業者と連携したアクセスルートの構築などに取り組む予定としています。</p>	1
6-7	送客施設	AI自動翻訳機を導入するとしているが、動いているお客に対応できるのは人であり、「多様な属性の来訪者がサービスを不自由なく受けられる」のは、絵に描いた餅状態である。	<p>AI自動翻訳機については、来訪者向けアプリに導入する予定であり、これにより来訪者が単独でそれぞれのニーズに応じた情報を適宜取得することが可能となります。</p> <p>また、非対面で情報の収集等できる仕組みだけでなく、対面によるサービスも充実させ、来訪者の多様なニーズに対応できる機能を備えることで、和歌山IRが地方部と世界をつなぐ観光ゲートウェイとしての役割を果たすことをめざします。</p>	1
6-8	送客施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域内で「和歌山の多種多様な観光資源を存分に生かした体験」とは、例えばどのような体験ができるのか。</li> <li>・列車、バスを利用する旅行者に対して、JR大阪駅から半島経由で名古屋駅までの間にある私鉄やバス会社も参加した一括割引周遊券を提供するのも安定的に来県を誘う体制だと思う。</li> </ul>	和歌山IR内に設置される送客施設において、例えば熊野古道や熊野三山などの臨場感あふれる映像・音声や音楽、匂いを通じて現実空間に投影することで、五感をもって体験することが可能となるコンテンツなどを整備する予定です。この体験により、その観光地の魅力に触れていただき興味をもっていただくことで実際の旅行につなげ、IR施設から来訪者を国内各地に送り出すことを目標の一つとしており、いただいた意見も参考にしながら、引き続き検討を深めてまいります。	1

番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
6-9	送客施設	観光業者は常にコース観光途上で新しい観光提供場所を探している。そのため、今回の計画が実現すると、業者サイドでは直ぐにコース観光の目玉として組み込まれることは明白であるため、京阪神・奈良方面や名古屋-三重方面経由で観光バスが押し寄せることも予想してバス駐車場計画を立てることを提案する。	いただいたご意見も参考にしながら、観光バスについて、適切な駐車場を確保するよう検討を進めてまいります。	1
<b>7</b>	<b>宿泊施設</b>			
7-1	宿泊施設	和歌山には外国人の泊まれる施設が少ない。	和歌山IRには、来訪される国内外のお客様の幅広いニーズに対応できる大規模な宿泊施設の設置を予定しています。	1
7-2	宿泊施設	大型のホテルを造ることで、既存の宿泊施設が立ち行かなくなるのではないか。	和歌山IRにおける宿泊施設は、近隣のビジネスホテルと異なるグレード・価格設定をする予定であり、既存の宿泊施設と差別化を図れるよう計画しています。 また、観光庁資料（出典：「DBJ・JTBF アジア・欧米豪 訪日外国人旅行者の意向調査（2018年度版）」）によると、訪日外国人旅行者の70%が日本旅館への宿泊を希望しており、和歌山IRへ来訪する訪日外国人のうち一定数はIR施設内のホテルではなく、和歌山県内の旅館への宿泊を希望することも想定されます。	4
7-3	宿泊施設	・12,230人収容のホテルは、和歌山市にとってはとてつもなく大きな施設ですが、採算はとれるのか。 ・24時間365日の飲食サービスは無理な計画である。	アジア初のシーザーズ・パレスとして、米国を中心に80年以上にわたり50施設以上のリゾート施設の運営実績を有し、全米屈指のホテルオペレーターでもあるシーザーズ・エンターテインメントが長年培ったホテル運営サービスを提供することにより、世界中からの来訪者を集め、長期間滞在していただける施設となる予定です。 なお、IRは民設民営事業であり、IR事業者は今回示した計画をもって継続的に運営できると判断しているものと認識しています。	2
7-4	宿泊施設	シーザーズ・エンターテインメントは、ゲーミング、エンターテインメント分野において世界最大の運営企業の1つであるシーザーズが、日本におけるIR事業から撤退した経緯があるが、再び撤退することはないか。	シーザーズ・エンターテインメントからは、和歌山IRへの中核株主としての出資の意思を確認しており、撤退することはないものと認識しています。	1
<b>8</b>	<b>その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設</b>			
8-1	来訪及び滞在促進施設	ブルドームについて、マリーナ・ベイ・サンズのプールのような国際的な競争力はあるのか。	ブルドームについては、全天候営業が可能な人工ビーチを含むプール施設で、昼はビーチやプールで遊ぶファミリー層を中心に、夜はナイトクラブのような演出で若者を中心として楽しめるよう運営を行う計画としています。 海外IR（フィリピンのOkada Manila）において同様の施設がありますが、同施設は世界中から数々の著名ゲストが訪れ、若者を中心に高い人気を誇っていることから、和歌山IR内のブルドームについても国内外からの来訪者に対して、来訪・滞在を促進する施設になり得ると考えています。	1
8-2	来訪及び滞在促進施設	eスポーツのターゲットとなる若年層が、eスポーツをするためにマリーナシティまで行くとは考えにくい。	国内外のeスポーツ団体の合宿に最適なゲーミング機器や、通信環境、主要なゲームコンテンツなど快適にプレイできる先端設備を有しており、若年層を中心に多くの来訪を見込んでいます。 また、IR区域及びIR区域内各施設への来訪者動線については、様々な工夫を行い、来訪者にとって利便性が高く、スムーズな来訪が可能となるよう計画することとしています。	1
8-3	来訪及び滞在促進施設	・先端医療センターはどのような機能を有するのか。 ・先端医療センターの運営主体は、和歌山県に拠点がないようであるが、和歌山県内で協力してくれるところがなかったのか。	先端医療センターは、真皮線維芽細胞療法、幹細胞移植療法やPRP療法などの再生医療技術を活用し、未病、予防、美容をテーマに健康寿命を延ばすことに主眼を置いた医療施設であり、検診から施術までワンストップで提供する医療施設です。 また、パンデミックや不測の事故などが発生した際には、応急処置・一般的な薬処方等を24時間体制で提供するとともに、近隣の病院と連携し、区域内クリニックとしての機能も提供する計画としています。 なお、IRは民設民営事業であるため、各コンテンツについては、IR事業者が自ら運営するもの、又は、IR事業者が和歌山県内に限らず国内の専門的知見と経験をもつ企業と連携し、運営するものと認識しています。	2



番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
8-4	来訪及び滞在促進施設	・屋上農園や先端医療センターを計画しているが、行政として取り組むべきではない。 ・水族館や美術館などを設置してほしい。 ・県民が楽しめるようなイベントの検討をしてもらいたい。	IRは民設民営事業であり、「屋上農園」や「先端医療センター」を含めIR施設で提供されるコンテンツは、収益性等を踏まえ、全てIR事業者が実施するものです。 県民が楽しめるイベントの開催などいただいたご意見については、IR事業者と共有し、区域認定後、事業の詳細を詰める段階で検討してまいります。	4
8-5	来訪及び滞在促進施設	ターゲットとなる客層を狭めた方が良いのではないかと。	来訪及び滞在促進施設は、国が示す特定複合観光施設の整備のための基本的な方針において「ビジネスからレジャーまで、大人から子供まで、外国人でも日本人でも、幅広い客層が楽しんだり利用できる施設」を設置することが求められており、様々な客層をターゲットにしたコンテンツを導入することとしています。	1
8-6	来訪及び滞在促進施設	和歌山IRは、宿泊施設のみで魅力を感じず、リピーターが期待できない。	和歌山IRには、宿泊施設のみならずMICE施設や魅力増進施設、送客施設、来訪及び滞在促進施設、カジノ施設で構成される複合観光施設となっています。 特に、来訪及び滞在促進施設においては、利用者のニーズを踏まえ、ありとあらゆる人々が境目なく楽しめる「ボーダレスな娯楽空間」をテーマに、ブルドームやeスポーツセンター、先端医療センター、キッズセンターなどの設置を予定しており、ビジネスからレジャーまで、大人から子供まで、外国人でも日本人でも、幅広い客層が楽しみ、利用できる施設をめざしています。 なお、IR開業後も、継続的かつ安定的な再投資を行うことで、事業内容の向上に取り組むことを予定しています。	7
<b>9</b>	<b>カジノ施設</b>			
9-1	カジノ施設	カジノ施設の敷地面積は46,500㎡であるが、賭博場（ゲーミング区域）はIR全体の床面積の3%以下と決められており、ゲーミング区域は19,857㎡となっている。今回のゲーミング区域では、VIPゲーミング・エリアが24、25階に位置しており、この部分がもし1階のゲーミング区域の真上に位置する場合、24、25階の高階層ゲーミング区域は3%の床面積に含まれるのか。それが含まれる場合、高階層のビルにすればするほど、IR全体の床面積を底上げできてしまう。それであれば、単純に地面と接する床の面積で計算することになるが、これが許される場合、高階層におけるゲーミング区域が増設し放題になってしまう。この点に関し、お答えいただきたい。	ゲーミング区域（カジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供されるものとしてカジノ管理委員会規則で定める部分）の面積は、IR整備法第41条第1項第7号において、「申請認定区域整備計画に記載された特定複合観光施設区域におけるカジノ施設の数が一を超えず、かつ、当該カジノ施設のカジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供されるものとしてカジノ管理委員会規則で定める部分の床面積の合計が、カジノ事業の健全な運営を図る見地から適当であると認められるものとして政令で定める面積を超えないこと。」とされており、カジノ管理委員会規則第9条において、「専らカジノ行為の用に供される部分」の詳細が規定されています。 下層階のゲーミング区域の真上に上層階のゲーミング区域が重なる場合は、すべて床面積を加算して算定しますので、際限なくゲーミング区域が設置できるわけではございません。	1
9-2	カジノ施設	カジノ施設の面積制限について、「政令で（施行令第6条では3%とされる）定める面積を超えないこと」とするとしながら、今回の区域整備案においては、専らカジノ行為を行う区画にのみ限定するようにしている。この案であれば、IR施設全体の3%を超えるカジノホールを設置する（6.8%）ことになり、事実上法41条第1項7号の規制を潜脱する脱法的規則であり、かつカジノ整備法違反の規則であって許されるものではない。	IR整備法第41条第1項第7号において、「申請認定区域整備計画に記載された特定複合観光施設区域におけるカジノ施設の数が一を超えず、かつ、当該カジノ施設のカジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供されるものとしてカジノ管理委員会規則で定める部分の床面積の合計が、カジノ事業の健全な運営を図る見地から適当であると認められるものとして政令で定める面積を超えないこと。」と規定されており、今回の計画では、当該カジノ施設のカジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供されるものとしてカジノ管理委員会規則で定める部分の床面積の合計は19,857㎡となっており、特定複合観光施設の床面積（暫定計画値697,000㎡）に対し約2.8%となるため、3%を超えず適法なものとなっています。	2
9-3	カジノ施設	・4か所もカジノを作る必要は無い。これでは、カジノに負ける人を多数つくることになる。県は、カジノは富裕層のゲームと説明してきたが、1階には一般市民も入れるカジノが予定されている。県の説明どおりとすれば、VIPのみが入れるカジノだけでよい。一般市民が入れるカジノは必要ない。 ・一般の県民が広く利用する施設ではなく、一部の富裕層が利用する施設であって、県民への公益性にも反している。	カジノ施設は、少額の賭け金の顧客をターゲットとしたアミューズメント志向の強いゲーム構成となる「マスゲーミング・エリア」、比較的賭け金の高い顧客層をターゲットにした「プレミアムゲーミング・エリア」、さらに顧客単価の高い層をターゲットとする「VIPゲーミング・エリア」の3つのエリアで構成しており、様々な層の来場者に楽しんでいただける施設になっています。また、それらのエリアは、専用のエレベーターやエスカレーターで相互に接続されており、一体的な運営がなされることにより、カジノ施設の数をご指摘の4つではなく1つとなっています。 なお、カジノ施設については、IR整備法案の国会審議においても、「先進諸国では健全、安全、安心な、成人が自己責任で楽しむ遊興の一つであり、しっかりとした規制と監視の枠組みがあれば、健全なエンターテインメントでしかないことが先進諸国では実証されている」と説明されています。 カジノは、余裕のある資金を持つ人が娯楽で楽しんでいただくことが本来の在り方であり、そのような施設にするために、IR整備法において世界最高水準の規制がなされていると認識しています。	2

番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
9-4	カジノ施設	「テーブルゲーム約450台及び電子ゲーム約2,500台を配置し、カジノ行為を行う。」と記載されているが、マスメーミング・エリア、プレミアムゲーミング・エリア、VIPゲーミング・エリアの台数や機種などの内訳を教えてください。いずれにしてもパチンコに親しみのある人をターゲットにしていると考えます。	カジノ施設は、少額の賭け金の顧客をターゲットとしたアミューズメント志向の強いゲーム構成となる「マスメーミング・エリア」、比較的賭け金の高い顧客層をターゲットにした「プレミアムゲーミング・エリア」、さらに顧客単価の高い層をターゲットとする「VIPゲーミング・エリア」の3つのエリアで構成しており、様々な層の来場者を楽しんでいただける施設になっています。 各エリアの台数の内訳や機種については、テーブルゲーム約450台の内、マス向け約230台、VIP向け約220台としており、今後、カジノ管理委員会規則で許可されている21種類のゲームから各台数を決定・配置することとしております。テーブルゲーム及び電子ゲームの配置については、開業後の顧客の需要に応じ、種類ごとの台数や配置を最適化する予定です。	1
9-5	カジノ施設	・海外のカジノでは飲み物や食事が無料で提供されるところもあるが、アルコールを無制限で出すのは良くない。 ・カジノ行為が区内で、酒のみカジノを出来るようになっていくが、とても危険である。飲酒状態では、カジノ行為が区内の入場は禁止すべきである。県はお客が酩酊状態になって負けて、県に金が入るのを期待しているのではないか。	カジノ管理委員会規則では、「アルコールの影響によりカジノ行為に関して正常な行為ができないおそれのある状態にある顧客に対し、カジノ行為を行わせないこと」と規定されており、和歌山IRにおいては、過度なアルコール摂取により正常なカジノ行為ができないおそれがあると判断される顧客に対しては、酒類の提供及びカジノ行為を制限します。	2
9-6	カジノ施設	カジノの運営は誰が行うのか説明がなかった。	法律上、カジノ事業を運営するのは、IR事業者である和歌山IR株式会社であり、中核株主であるシーザーズ・エンターテインメントの知見を活用して運営することになります。	2
<b>10</b>	<b>IR区域の整備の推進</b>			
10-1	国内アクセス	・「関空へのアクセスも充実」とあるが、本当か。直通の公共機関はバスしか無い。関空離着陸の国内線は限られている。大阪空港の方が国内線は遙かに多い。「充実」とは言えない。 ・関西国際空港からの無料送迎など利便性を高めることが必要である。	国内線については、大阪国際空港と比べると本数は少なくなりますが、関西国際空港においても、国内15都市から年間約650万人（2018（平成30）年実績）の旅客を受け入れています。 和歌山IRまでのアクセスについては、関西国際空港から和歌山IRを結ぶシャトルバスの運行を予定しており、海上交通の導入についても検討を進めてまいります。	3
10-2	交通環境の改善	・交通渋滞を解消するための具体的な方策が示されていない。 ・IR区域への様々な交通アクセスを検討してはどうか（以下）。 高速道路からのバイパス 新たな鉄道整備 和歌山までの新幹線延伸 新たなバスターミナルの整備 BRT、LRTの整備 海上交通の確保 ロープウェイ、モノレールの整備 など ・関西国際空港から和歌山エリアまで直結できるように南海電鉄及びJR西日本への働きかけが必要ではないか。和歌山IRへの来訪手段として鉄道40%程度と試算しているのであれば、利便性を高める努力は必要。 ・費用はどの程度見込んでいるのか。 ・1,300万（平均3.6万人、多いときは7万人）と言われる集客ができる交通のキャパは無い。	和歌山IRの開業に伴う交通への影響については、「大規模開発地区関連交通計画マニュアル」に基づき評価（平日・休日）を実施した結果、「マリナー入口」「琴の浦」交差点などにおいて、交通渋滞が想定されているため、道路管理者と協議の上、交差点改良等の対策を実施することとしています。加えて、拠点空港や駅から和歌山IRまでのシャトルバスを運行することで、和歌山IRまでのスムーズな来場と、交通渋滞の抑制が実現できるものと考えています。 区域認定後は、影響範囲が大きいことも踏まえ、4段階推定法等の手法を用い、交通計画を改めて検討することを予定しており、県とIR事業者は関係機関と連携の上、「次世代交通」「海上交通」などの導入検討も含め、必要な交通アクセス環境の改善・充実に取り組んでまいります。 なお、費用については、交通環境の改善（道路整備、公共交通の整備、交通安全施設の整備）として、整備費約52億円を見込んでおり、うち約20億円をIR事業者が負担することとしています。残額は、IR開業後に納付される入場料納入金により財政補填を行うことを予定しており、計画期間全体では、実質的に一般財源の持ち出しがないように考えています。 また、ご指摘の1,300万人は各施設の入場者の積み上げであり、一回の訪問で複数の施設を利用される方の重複を考慮した来訪者（IR区域への来訪者）は650万人になります。	31
10-3	交通環境の改善	・小型旅客船等の乗客が利用するフェリーターミナル（係留施設を併設）を整備してはどうか。 ・和歌山下津港本港区は国際拠点港湾であるという、港湾法上の港の格が違うとはいえ、大阪に隣接する和歌山も港に力を入れるべきではないか。 ・クルーズ船は一度に大量の観光客を運んでくる最良顧客です。良好な接岸岸壁を整備して寄港誘致すべきだと思う。	海上交通の導入について、例えば関西国際空港から和歌山IRまでは速達性の観点からは優位性はないものの、道中を楽しんでいただくといったクルージングの観点からの可能性はあると考えており、区域認定後に詳細な検討を進めてまいります。 また、インバウンドの誘客に資する大型クルーズ船の寄港を促進するため、和歌山下津港において、係船柱・防舷材の設置や航路の拡幅等を行い、それまでの7万トン級から、現在は16万トン級のクルーズ船の受入れが可能となっており、寄港誘致を進めているところです。	2
10-4	交通環境の改善	地下鉄導入により、利便性が向上し、シャトルバス等による交通渋滞も緩和されるため、地下鉄を通してほしい。その際は、車いすでも乗降しやすいよう配慮してほしい。	地下鉄の導入については、IR区域の立地、周辺環境等を踏まえたと、困難ですが、JR海南駅、南海和歌山市駅などから和歌山IRまでのアクセスにおいて、車いす利用者の方々にも円滑に移動いただけるよう、必要な対策を検討してまいります。	1

番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
10-5	交通環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間1,300万人の来場を見込む施設が、陸路のみ、という施設はほぼ例がない。</li> <li>年間1,300万人の来場者ということは、1日平均35,000人。35,000人数を50人乗りバスで、すべて満席としても、700台のバスが必要。実際には、すべてのバスが満席はありえないので、1日1,000回以上、マリナシティへのバスの乗り入れが必要となる。</li> <li>バスが乗り入れる時間帯を朝8時から夜10時の14時間とした場合、乗車率100%陸路で移動させる場合、50秒に1台、バスが乗り入れる計算になるが、これだけのバスと停車できるターミナルとなると、一度に20～30台が同時に停車できるターミナルが必要である。</li> <li>また、半数を乗用車で来場するとした場合、バスは1日500回の乗り入れとなる。つまり、1分40秒に1台のバスが通ることになる。加えて、残り半分の17,500人が乗用車で来場するとすると、すべての乗用車に4人乗っているとして4,375台。これはピストン輸送が想定しにくいので、これだけの車が駐車できるスペースが必要である。USJの駐車場の駐車台数は2,400台であるが、この1.8倍の面積が必要である。この駐車スペースをどこに確保するのか。レポートにある立体駐車場では、足りないのではないかと。</li> </ul>	<p>ご指摘の1,300万人は各施設の来場者の積み上げであり、一回の訪問で複数の施設を利用される方の重複を考慮した来訪者（IR区域への来訪者）は650万人になります。</p> <p>和歌山IRでは、この来訪者に対応できるバスターミナルや乗用車の駐車場（平面・立体駐車場2棟）を、整備する計画としており、大規模イベント開催時には、島外の臨時駐車場からのパークアンドバスライド、IR区域内駐車場のダイナミックプライシングの活用など複数の渋滞抑制策を講じることで、計画の円滑な実行が可能と考えています。</p>	3
10-6	交通環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>マリナシティ島にかかる2橋（片側1車線）の渋滞対策について数値的な説明が不足しているため、MICE開催時も含め、停滞が発生しないことを説明してほしい。現状でも、マラソン開催時、花火大会開催時には、渋滞が発生している。島内住民の移動や、緊急車両の通行にも影響する。成功事例としてシンガポールのIRが紹介されているが、このIRへのアクセス経路をお示しください。国際的催事場へのアクセスと片道1車線の道路で運営されているのか。</li> <li>渋滞中に津波の発生や緊急自動車の出動・進入など島外への脱出に支障をきたせば助かる命も助からず、多くの人命が失われる。国道42号線に出るまでの片側二車線の道路整備が必要と考える。避難場所は充分確保されていると思うが、災害対応や緊急自動車の円滑な通行の為にリスクを十分に分析の上、島外に渋滞無く出られるよう道路を整備されるよう要望する。現在計画中の対策について具体的に示してほしい。</li> </ul>	<p>和歌山IRの開業に伴う交通への影響については、「大規模開発地区関連交通計画マニュアル」に基づき、IRまでの主要な来場・退場ルートを設定し、そのルート上にある主要交差点について評価をしています。</p> <p>具体的には、高速道路で来場される方については、海南ICと海南東ICからの2つのルートを設定し、有田・海南市内方面の一般道での来場者も加え、「船尾東」「琴の浦」の2つの交差点について検証するとともに、大阪、和歌山市方面から一般道路で来場される方については、「紀三井寺」「マリナ入口」「マリナ入口西」の3つの交差点について検証しています。</p> <p>その結果、「マリナ入口」「マリナ入口西」「琴の浦」交差点において交通渋滞が発生するという結果が出たため、その交差点について「交差点改良」や「信号現示の調整」などを行うことで、交通渋滞の発生が抑えられるとの結果が出ています。</p> <p>また、区域認定後は、影響範囲が大きいことも踏まえ、4段階推定法等の手法を用い、交通計画を改めて検討することを予定しており、県とIR事業者は関係機関と連携の上、必要な交通アクセス環境の改善・充実に取り組んでまいります。</p> <p>なお、シンガポールのIRとの交通環境の詳細な比較・分析は行っておりませんが、国際会議等大規模イベント開催時には、島外への臨時駐車場の確保やパークアンドバスライド、IR区域内駐車場のダイナミックプライシングの活用など複数の渋滞抑制策を講じることで、計画の円滑な実行が可能と考えています。</p>	4
10-7	交通環境の改善	<p>駐車可能台数表示版（どこに、駐車可能台数が何台あるのか）を入島時に示す掲示板の設置を検討してほしい。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら、駐車場内での渋滞を抑制できるよう、適切なサイン計画を講じてまいります。</p>	1
10-8	交通環境の改善	<p>若者やファミリー層の集客が予想でき、それに伴い自転車やバイクの来場が多いと予測できる。これを踏まえて、広い駐輪場の確保を提案する。</p>	<p>いただいたご意見も参考にしながら、適切な駐輪場を確保するよう検討を進めてまいります。</p>	1
10-9	交通環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住地区内への駐車対策を説明してほしい。現状では、イベント（マラソン、花火大会等）ごとに、交通管理員が各居住地区への入り口に立ち、無断駐車を制御している。</li> <li>駐車場への入場改善策を示してほしい。</li> <li>島内での駐車可能台数が少なすぎる。居住地区敷地内への無断駐車が懸念される。加えて、駐車可能場所を求めて島内を移動することによる渋滞も懸念される。</li> </ul>	<p>施設規模、来場者数などに基づき、IR区域内に必要な駐車場を確保するとともに、配置・規模・入口を工夫して、和歌山マリナシティ島内及びIR区域内の駐車場の入口渋滞等の抑制や、周辺への無断駐車等が発生しないよう、交通整理などの対策を講じます。また、和歌山県警察とも連携して、違法駐車対策を徹底してまいります。</p> <p>加えて、大規模なイベント開催時には、臨時駐車場の確保、パークアンドバスライド等の対策を実施し、交通渋滞による周辺住民の皆様への影響を最小化してまいります。</p>	3
10-10	交通環境の改善	<p>交通環境の改善について、「区域整備計画案」では、具体的対策の手立ては「開業してから、県に入る納付金で対策する」となっているが、交通渋滞対策は何故開業前から行わないのか。</p>	<p>交通渋滞対策については、開業前に実施する計画としています。</p> <p>事業費については、IR開業後に納付される入場料納入金により財政補填を行うことを予定しており、計画期間全体では、実質的に一般財源の持ち出しがないように考えています。</p>	2

番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
10-11	交通環境の改善	周辺には医科大学付属病院があり、ドクターヘリを運航しており、和歌浦湾が飛行コースになっている。新たなアクセス手段の確保にヘリコプターの運用をあげているが、コースが重なり、事故が発生する危険性がある。人命優先、観光のためのヘリコプターの運用はやめる方がよい。また、海上についても、周辺は漁場となっており、やめるべきである。	ヘリコプターや海上交通の導入にあたっては、ご指摘の点についても十分に配慮し検討してまいります。	1
10-12	交通環境の改善	交通環境、道路整備、公共交通の整備としているが、県知事は「カジノに税金は使わない」と行ってきたことは嘘になる。カジノ企業が整備させるのが本筋である。	IRは、民設民営事業であることから、IR施設の整備や運営に県が投資することはありません。 一方で、和歌山県が企業を誘致する際に、周辺の交通量の増加により道路整備が必要となる場合には、整備に要する費用は行政側が負担し、企業などには負担を求めないことが一般的です。 このため、和歌山IRにおいても、交通アクセス整備にかかる事業費の負担等については、予めIR事業者に費用の負担を求めるのではなく、各関係者とIR事業者で協議することを条件に事業者公募を行いました。 例えば、本計画では、交通環境の改善（道路整備、公共交通の整備、交通安全施設の整備）に約52億円の費用がかかると試算しており、うち約20億円をIR事業者が負担し、残額は、IR開業後に納付される入場料納入金により財政補填を行うことを予定しており、計画期間全体では、実質的に一般財源の持ち出しがないように考えています。	2
10-13	交通環境の改善	道路を拡幅工事する場合、その工事費用も建設費に含めるべきではないか。	交通環境の改善（道路整備、公共交通の整備、交通安全施設の整備）にかかる整備費用約52億円のうち約20億円をIR事業者が負担する計画となっており、その費用については、初期投資額に含まれています。	1
10-14	周辺地域の開発及び整備	2橋の老朽化対策について説明してほしい。 特に、歩道の路面の悪化が目立ちます。歩道でのごぼこが激しく、歩きづらく、車椅子、乳児用バギー使用は難しい。 また、視覚障害者用タイル視覚障害者用タイルのはがれのため、危険な箇所がある。	区域認定から開業までの間に、ご指摘の2橋をはじめ、和歌山マリーナシティ周辺を全面的にリニューアルする計画としています。 また、いただいた貴重なご意見については、県の所管部局に伝えさせていただきます。	3
10-15	周辺地域の開発及び整備	電気、ガス、上下水道について、対応策の記載がないため、現状と計画を数値的に説明してほしい。	電気、ガス、上下水道等のインフラについては、IR事業者と施設管理者との協議の上、必要に応じた整備を実施することになります。	1
<b>11 滞在型観光の実現</b>				
11-1	観光振興	クルーズ船の誘致に関して、マリーナシティ横の岸壁よりも関電跡地横の岸壁を使うほうが有利で低コストではないのか	クルーズ船の誘致はインバウンド誘客の促進に必要な施策と考えており、区域整備計画では、最大延長500mの大水深岸壁を有し17万総トン級の大型クルーズ船が着岸できる和歌山下津港本港区に、CIQ対応が可能なターミナルの整備を計画しています。	1
11-2	観光振興	随所に記載されているデータ蓄積と活用について、知的財産権の帰属先はどうなるのか、利用は公共目的に限られるのか。また、個人情報保護の取扱いについては県民への十分な説明と合意が必要である。	和歌山IRでは、実施する事業のPDCAサイクルを確立し、最善のサービスを提供するため、IR施設開業後、旅行者の動態や消費行動等を収集・分析できる和歌山版DMPの運用や、IRカード蓄積データを活用したギャンブル等依存症対策の研究事業等を実施する計画となっています。 ご意見いただきました事項に十分配慮しながら、今後、具体化に向け取組を進めてまいります。	1
11-3	観光振興	・マリーナシティ周辺の高級住宅街や道路・歩道の整備などに力を入れてもらいたい。 ・琴の浦や黒江・浜の宮・紀三井寺（駅・公園）・毛見・和歌浦辺りにおいて、夜でも安心して散策やサイクリングをしてもらえるよう整備した方がいい。 ・紀三井寺公園周辺は、セレブやスポーツ選手・スポーツ愛好者が住みたくなるような街づくりをするべきではないか。 ・紀三井寺競技場・球場及びトレーニング関係施設でスポーツ・練習したり、周辺の道路・歩道を気持ちよくランニングしたり散策したくなるよう、整備してもらいたい。 ・JR黒江駅からIR施設まで気軽に歩いて行ける歩道の整備や内原に新しい駅を設置してはどうか。 ・内原を再開発して、現行の紀勢本線のルートをもう少し南を通るようにしてはどうか。 ・マリーナシティ周辺の歩道について、特に塩屋街道や紀三井寺・内原・毛見周辺及び海南市東部の古い道路のほとんどは未だに歩道が無かったりする。歩道があっても幅が1mだけであったり、段差がいくつもあつたりする。足が悪い人や車椅子の方・ベビーカーを押す人も気持ちよく歩行・通行しやすいよう整備してはどうか。	県としましては、いただいたご意見も参考にしながら、納付金によって生まれる新たな財源を活用し、IRの効果を最大限に生かす取組や未来への投資を進めることで、将来にわたって発展する地域の実現をめざしてまいります。	3

番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
11-4	観光振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>和歌浦周辺の住民の利便性向上や和歌浦観光の拠点にもなるようなバスターミナルを設置してはどうか。また、お手洗いや飲食店、自動販売機、自転車（バイク）置き場は勿論、和歌浦観光案内所、マリナシティや閑空と結ぶシャトルバス・観光バスにも乗れるようなターミナルビルが出来るよう整備してはどうか。</li> <li>黒江は漆器の街であるため、散策したり、観光客向けに漆器塗り・作り体験、日本旅館なども増やして宿泊出来るようしてはどうか。</li> <li>琴の浦・温山荘で琴関係イベントを開催してはどうか。着物を着たり、琴を弾いたり、茶道・書道・瞑想・座禪・庭園の木や盆栽の剪定などの体験・教室をしたり、人力車や自動走行車を走らせてはどうか。</li> </ul>	<p>県としては、IR区域の整備による誘客効果を最大限地域経済の振興に繋げるため、納付金によって生まれる新たな財源を活用し、旅行者の受入環境の充実に資する様々な施策を実施予定です。</p> <p>いただいたご意見も参考にさせていただきながら、IR事業者や地域の観光関連事業者等と連携し、具体的に事業の準備を進めてまいります。</p>	2
<b>12</b>	<b>経済的社会的効果</b>			
12-1	観光への効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>IR区域への来訪者650万人、IR区域内での旅行消費額2,300億円などの目標は達成できるのか。</li> <li>各施設への総来場者数1,300万人とIR区域への来訪者650万人の関係がわからない。</li> <li>経済効果はあくまでも試算であり、今後の情勢によってどうなるか分からない。</li> </ul>	<p>IR区域内への来訪者数については、IR施設の構成を踏まえて施設ごとに来場者を積み上げたうえ1,300万人と推計しており、施設間の重複数を考慮して、IR区域内への来訪者を650万人と推計しています。</p> <p>また、IR区域における旅行消費額については来場者の1人当たり消費単価（観光庁の旅行・観光消費動向調査や和歌山県観光統計調査など過去のデータから引用）に予測来場者数を乗じて算出しています。</p> <p>これらの目標を達成するため、国内外のメディア媒体での和歌山IRのPRや様々なターゲット層を想定したイベントの企画・開催などの来訪者の増加につながる取組、家族で楽しめるショーやナイトエンターテインメントの充実などIR施設内の“滞在時間の最大化”と“消費単価向上”を実現するための取組を実施することとしています。</p>	18
12-2	観光への効果	MICEの見込み件数が少ないように思えるが、ビジネスとして成り立つ数字なのか。	<p>「IR施設内の催事種別・規模別のMICE開催件数」については、全ての大規模な催事を記載しているものではありません。展示会や見本市などの開催件数は含んでいますが、コンサートや演劇などエンターテインメント関連のイベントについては含まれていません。なお、イベント開催を含むMICE施設の来場者数については、年間約120～150万人を見込んでいます。</p> <p>また日本型IRは、IR整備法によって、カジノ収益を活用してMICE等の公益的な施設の運営を支えるという仕組みとなっているため、IR施設全体で収益性が確保されているものと認識しています。</p>	3
12-3	観光への効果	国際会議場について、規模・収容人数等については書かれているが、これまでの県の実績、これからの使用計画が全くない。	<p>2019（令和元）年の和歌山県の国際会議の実績は、JNTO基準5件、ICCA基準0件となっています。また、IR開業後のIR施設内のMICE開催件数は、2030（令和12）年でJNTO基準19件、ICCA基準5件、IR施設を除く和歌山県内ではJNTO基準15件、ICCA基準2件を目標としています。</p> <p>なお、区域整備計画（案）の理解をより深めていただくために公表しました「和歌山県特定複合観光施設区域整備計画（案）〈国申請様式版〉」には当該実績及び目標について記載しています。</p>	1
12-4	観光への効果	収益の8割がカジノとのことだが、学会開催による貢献はほとんどないと思われる。	<p>和歌山IRは、MICE施設やカジノ施設など特定の目的での来訪者だけでなく、宿泊施設や、世界に向けて日本の魅力を発信する魅力増進施設、ビジネスからレジャーまで、大人から子供まで、外国人でも日本人でも幅広い客層に楽しんでいただける来訪及び滞在促進施設などで構成され、ビジネスによる来訪者だけでなく幅広い客層のお客様にお越しいただくことを想定しています。</p> <p>また、MICEについては、学会以外にも、政府系国際会議や国際連合主催の会議など大型の国際案件を含む国際会議や、グローバル企業をはじめとする様々な企業の会議や報奨・研修旅行、さらには、音楽コンサートや演劇、ダンス等様々なエンターテインメントイベントの誘致・開催を予定しており、様々なニーズのお客様に来訪していただく予定です。</p>	1
12-5	地域経済への効果	4,700億円の投資金額は、増えることはないのか。	<p>建設関連コストについて、大手建設・設計会社による試算を行い、その蓋然性を担保していますが、今後の基本設計、実施設計の各段階において、更にその精度を高めることとしています。また、IR施設建設時においても、建設コストの予実分析を実施し、区域整備計画において提案した建設コストが大きく変動することのないよう、適切にコストコントロールを行うこととしています。</p>	1

番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
12-6	地域経済への効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開設当初は物珍しさで経済波及効果も見込めるかもしれないが、それは続かないのではない。</li> <li>・経済効果はポルトヨーロッパなどの撤去費用を含めた設備投資であり長期間にわたるものではない。</li> </ul>	<p>建設時の初期投資額は4,700億円であり、それによる経済波及効果は県内で7,100億円を見込んでいます。</p> <p>また、IR事業の運営による効果については、2030（令和12）年度のIR施設運営に伴う消費額は2,600億円を見込んでおり、それによる県内への波及効果は3,500億円と推計をしています。これは和歌山県の県内総生産額の約1割にあたり、IRの事業期間を通して、長期にわたり県内に効果をもたらすものです。</p> <p>こうした効果を継続し、観光事業における国際競争力の向上の観点から、世界中の観光客を集客し続けられるよう、カジノ収益を活用して、施設の保守メンテナンス等の修繕に加え、各施設の価値を高めるための設備投資やコンテンツ充実等を実施する計画としています。</p> <p>また、将来的には、IR施設全体または各施設への大幅な増改築、新設等の投資を想定しています。</p>	2
12-7	地域経済への効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営時の経済波及効果は、何を根拠に算出しているのか。</li> <li>・IR事業者が推計した経済効果が正しいものか県が検証するべき。</li> <li>・IR区域への来訪者数や旅行消費額、経済効果などの推計方法は公開しないのか。</li> </ul>	<p>運営時の経済波及効果は、IR事業者が専門業者に依頼し、IR区域内での旅行消費額2,600億円を直接効果として、和歌山県の平成27年産業連関表（37部門）を活用して推計しています。なお、詳細な資料については、今後必要に応じて検討してまいります。</p>	6
12-8	地域経済への効果	<p>韓国でも収益を上げているのは人口の多いソウルで、地方のカジノは儲かっていないようだが大丈夫か。</p>	<p>和歌山県には、都市部では味わうことが出来ない四季折々の魅力をもつ観光資源があり、訪日外国人旅行者の玄関口である関西国際空港へのアクセスも充実していることから、世界中から観光客を集められる新たな観光経済圏としてのポテンシャルを有する地であると考えています。</p> <p>グローバル化・オンライン化が進む中「世界が訪れたい日本」を実現するためには、現地ではできない「体験」を通じた「感動」を提供し、来訪者の心に強く動機付けをする質の高い環境の整備が必須であり、和歌山IRはその解決策になると考えています。</p>	1
12-9	地域経済への効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元住民の利用メインであるならば、本来他の部分で使われる県内の支出がカジノに回ってしまい、想定する経済効果は見込まれないのではないのか。</li> <li>・国内で消費するはずのお金を海外にもち出されて、損になるのではないのか。</li> <li>・カジノ収益の6割はもともと地元で使われていたお金だと聞いたが、これを「共食い効果」と言うのではないのか。</li> </ul>	<p>IRは裾野の広い様々な産業により運営される複合観光施設であるため、誘致によりもたらされる経済効果、雇用効果はこれまでにない規模となります。</p> <p>また、和歌山IRは、国際的なMICEビジネスを展開すること、世界中から観光客を集めること、来訪客を国内各地に送り出すことを目標に、県とIR事業者が連携してMICE誘致や観光誘客に関する様々な施策を講じることとしており、これまで和歌山に来られることになかった来訪者を世界中から集客することで、多くの新たな需要が生み出されるものと考えています。その結果、運営時の経済波及効果は3,500億円と県のGDPの10%に相当する額を見込んでおり、さらに、IRへの来訪客に国内各地の魅力を紹介し、送り出すことで生み出される経済波及効果もあるものと認識しています。</p>	8
12-10	地域経済への効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調達される資金の100%近くが海外資金と見込まれるため、和歌山で生み出される運営利益の100%近くが海外に流れて行き、地元・和歌山や日本国内に全く循環せず、日本経済への波及効果ゼロである。</li> <li>・国内で消費するはずのお金を海外にもち出されるため、地域経済にマイナスではないか。</li> <li>・運営利益が海外に流れる計画は認められない。</li> <li>・カジノによって所得を失った人は、他での購買力が落ち、周辺地域での消費の減少が起こる。結果的に地域を衰退させる。</li> </ul>	<p>出資や借入は海外企業が中心となりますが、設立されるIR事業者は和歌山市に本社を置く法人となるため、税収効果があるとともに、2028（令和10）年度で約360億円の入場料納入金、納付金が納入される見込みとなっています。</p> <p>また、カジノ事業の収益の適切な公益還元観点から、カジノ事業の収益を活用して、IR施設の魅力を維持向上するための再投資はもちろん、県施策への協力や地域貢献活動にも充てられるとされており、これらに充てられる金額は、2030（令和12）年度で約130億円（カジノ収益の約7%程度）を想定しています。</p> <p>そのため、地元へ還元され、運営利益の100%が海外に流出するということはありません。</p>	13
12-11	地域経済への効果	<p>経済波及効果を最大化する取組として示されている「IR施設内の滞在時間の最大化」とは、観光客をIR内にとどめ置くことであり、これでは、外への観光客は減ることになる。これでは計画の目標とは矛盾する。</p>	<p>IR施設内での旅行消費額を高めるための取組として「IR施設内の滞在時間の最大化」を掲げていますが、合わせてIR区域外の経済効果を高めるための取組として「送客施設を効果的に活用した“観光ハブ機能”の実現」を掲げているところです。</p> <p>これらは、国が示す日本型IRの意義である「国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現」に資するものだと考えています。</p>	1

番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
12-12	地域経済への効果	IRで地域経済が循環する環境ができた場合、最後はどうやってIR依存から脱却するのか。	将来の和歌山の発展のためには、起爆剤となるものが必要であり、和歌山が容容する新しい世界で飛躍できるよう、新型コロナウイルス収束後の地域経済復興のためのエンジンとして和歌山IRの実現をめざしているところです。 IRを機動力に、これまでにない規模のヒト・モノ・投資を呼び込むことで、周辺産業を巻き込みながら地域の産業構造に変革をもたらす経済効果の波及を生み出し、もって地域経済の継続的な繁栄をめざしてまいります。	1
12-13	地域経済への効果	IR区域への来訪者による旅行消費額とIR区域への来訪者数から想定される1人当たりの消費単価が高すぎて現実的ではない。	IR区域には一般旅行者から富裕層旅行者まで様々な来訪者が想定され、IR区域内で消費する額は大きく異なりますので、1人あたりの平均値は必ずしも実態を反映した数字にはならないと考えています。 消費単価を高める取組として、世界的なIRオペレーター及びホテルオペレーターであるシーザーズ・エンターテインメントと連携し、国内外の富裕層を中心としたマーケティング活動を実施することで、和歌山IRへの安定した誘客を図ることとしています。	1
12-14	地域経済への効果	大阪の半分の額を注ぎ込む以上、せめて大阪の半分の5万人程の雇用創出になってほしい。エネオスも撤退となると、IRの雇用が将来の和歌山の黒柱になってもらわないと困る。	和歌山IRにおける施設内で雇用する従業員数は6,331人、IR施設の運営による雇用創出効果が全国で約5万人、県内で約4万人と見込んでいます。 他の候補地に関するお答えは差し控えていただきますが、雇用効果を算出する際のエリア設定は、様々な方法があると認識しています。	1
12-15	地域経済への効果	・国際性を重視しているため、外国人の雇用が大半になるということはないか。 ・IRで外国人材が活用され、外国人が増加すると外国人向けの学校も必要となり県の負担も増えるのではないか。	IR区域への来訪者については、日本人約540万人、外国人約110万人になっていますので、雇用についても、一定数の外国人を想定していますが、大半が外国人になるようなことは想定していません。 また、教育需要については、外国人雇用者の人数や居住される地域などによるため、現時点では想定できませんが、外国人雇用者が地域で安心して生活できるよう、IRで働く外国人の集住地域の自治体、和歌山県警察、IR事業者等と「多文化共生協議会（仮称）」を設置し、関係機関との協力体制を構築することとしています。	2
12-16	地域経済への効果	・運営開始後は安価な労働力を活用し、県民は雇用の恩恵をあまり受けないのではないか。 ・県内の他産業から人手が消えて、既存産業の衰退や医療・福祉サービスの質の低下を危惧している ・人材派遣による労働条件の悪化や、雇用が海外からの安い労働力に置き換えられることを懸念している。	和歌山IRにおける運営時に施設内で雇用する従業員数は6,331人を見込んでおり、コンプライアンスやサービス品質維持の観点から、全体として正社員の割合が高くなると想定しています。 従業員の確保の方針として、まずは、UターンやIターン人材を積極的に受け入れることを優先し、その次に、和歌山県の既存事業者と十分配慮しつつ、地元雇用を優先的かつ積極的に行うこととしています。具体的には、地元雇用に当たっては、経済団体等と協議しながら、地域の同内容の職種の給与水準と極端に乖離しないように給与を設定するなどして、地域の雇用に支障をきたさないように配慮する方針です。	11
<b>13</b>	<b>事業実施体制_コンプライアンスの確保</b>			
13-1	事業実施体制	IR事業者として選定したクリアベストニームベンチャーズ株式会社がどのような事業者か見えず、IR事業を進める事業実施体制も確定していない。よく知る事業者の参画を期待する。	和歌山県が選定したのは、クリアベストニームベンチャーズ株式会社及びClairvest Group Inc.のコンソーシアムであり、Clairvest Group Inc.は、北米等20か所以上のカジノ施設開発事業等に関与しています。 IR事業を運営するSPCには、上記コンソーシアム構成員に加え、中核株主として、米国を中心に80年以上に渡り50施設以上のリゾート運営実績を誇るシーザーズ・エンターテインメントが参画するほか、少数株主として西松建設(株)や、Cantor Fitzgerald、Global Gaming Asset Management Company、Hanwha Investment & Securities Co. Ltdといったグローバル企業の参加も予定しています。	15
13-2	事業実施体制	・県議会IR対策特別委員会で「SPCへの出資者の顔を見せること」「資金調達（融資）の裏付けを行うこと」が並行して論じられていることに疑問を感じる。融資は相手の顔が見えて始めて検討がスタート出来るため、並行する話とは思えない。 ・出資、借入などの資金計画が不透明である。 ・少数株主とはどの企業なのか。 ・借入金の返済の目処は立っているのか。	初期費用の4,700億円のうち、自己資本の約1,450億円については、中核株主としてクリアベストニームベンチャーズ株式会社、Clairvest Group Inc.、シーザーズ・エンターテインメントが60%を出資し、少数株主として西松建設(株)や、Cantor Fitzgerald、Global Gaming Asset Management Company、Hanwha Investment & Securities Co. Ltdといった企業が40%を出資する計画となっています。 また、他人資本の約3,250億円については、主幹事行となるクレディ・スイスははじめとした金融機関からの借り入れや社債発行をバランス良く組み入れて調達することとしており、主幹事行は、和歌山におけるIR事業を評価した上で、資金調達について確信を示していると認識しています。	42

番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
13-3	事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資額4,700億円の30%がSPCへの出資で賄うとのことだが、今後少数株主として参加する企業の審査はどんな手順で進めるのか。最大意思決定権者はどうなるのか。</li> <li>・安心出来る事業者がどうかの調査はしっかりとしてほしい。</li> </ul>	<p>IR事業者には、中核株主として、クリアベストニームベンチャーズ株式会社やClairvest Group Inc.、米国を中心に80年以上に渡り50施設以上のリゾート運営実績を誇るシーザーズが参画するほか、少数株主として西松建設(株)や、Cantor Fitzgerald、Global Gaming Asset Management Company、Hanwha Investment &amp; Securities Co. Ltdといった企業も出資企業として参加する予定にしています。</p> <p>県としては、中核株主についての背面調査を継続的に行っており、現時点でカジノ免許を取得する上での欠格事由に該当する事項は確認されていません。</p> <p>また、少数株主についても、必要に応じて背面調査を行います。</p>	4
13-4	事業実施体制	ホテルとカジノを運営するのは、シーザーズ・エンターテインメントとあるが、出資金が5%とはあまりにも少なすぎる。	和歌山県の事業者選定において優先権者として選定したのは、クリアベストニームベンチャーズ株式会社とClairvest Group Inc.のコンソーシアムですが、事業者選定委員会の講評を踏まえ県として運営体制のブラッシュアップを求めており、その過程において、区域認定後にIR事業を運営するSPCにシーザーズ・エンターテインメントの参画が決定したものであり、あくまで事業主体はクリアベストグループが中心であることに変わりはありません。	2
13-5	事業実施体制	IR事業者が設立準備中とのことであり、それをどう評価するのか、理解できない。	IR整備法では、国への区域整備計画の申請前にIR事業者の設立を求めているわけではありません。和歌山県では、国から区域認定を得られれば直ぐに動き出せるよう、認定申請前にIR事業者となるSPCの創設を事業者に求めており、2022（令和4）年3月10日に和歌山IR株式会社が設立されています。	1
13-6	事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚れた金をきれいにするマネー・ローンダリングにカジノが利用されることが心配。対策は充分しているというが、反社の人たちは、それをいかに潜り抜けるかを研究し、実行してきている。役員は反社と関わらないと言われても、疑ってしまう。</li> <li>・契約するカジノ業者とそれに連なるマフィア的な勢力が日本国内法による統治から外れる治外法権的地位を獲得するのではないかと危惧される。</li> </ul>	<p>カジノ事業は、IR事業の実施による公益目的達成のため、これまで刑法の賭博に該当するものとして禁止をされてきた行為を例外的に認めるものであるため、その実施主体となるカジノ事業者については、関係者も含め、暴力団員等を徹底的に排除するなど高い廉潔性を確保するとともに、高度な規範と責任を求められています。</p> <p>このため、IR整備法においては、カジノ管理委員会は、カジノ事業の免許等の申請があった時は、申請者等が十分な社会的信用を有する者であること等を審査することとされており、審査を行うに当たっては諸外国の状況も参考にしつつ世界最高水準の徹底した背面調査を実施することで反社会的勢力の排除が図られるものと認識しています。</p> <p>また、カジノ施設においては、日本独自の規制であるチップの譲渡・譲受・持ち出し禁止や、顧客の指示を受けて行う送金先を本人口座に限定すること、100万円を超えて行う現金取引の届出など、IR整備法やカジノ管理委員会規則において、厳格な規制・義務が課せられており、実質的にマネー・ローンダリングを行うことは、極めて困難と考えています。</p>	4
13-7	事業実施体制	<p>サンシティグループホールディングスジャパン株式会社（以下サンシティと記載）は、コロナを理由に撤退したとの事だが、実はマネー・ローンダリングが本当の撤退理由だと聞いた。真偽はどうか教えてほしい。サンシティが、マネー・ローンダリングに関わっていたというのは重大な問題。</p> <p>仮にクリアベストニームベンチャーズ株式会社でマネー・ローンダリングが発覚した場合、どうなるのか。結果として様々な損害を県民にあたえてしまう結果となれば、その責任の所在は一体だれがとるのか。</p>	<p>サンシティにつきましては、オーストラリアの州政府が大手カジノ事業者に対して行った調査の報告書にサンシティの適格性について確認を要する事案が記載されたことから、県においては、予備調査としてヒアリングやカジノ規制当局への事実確認などを行いました。県としましては、この報告書に記載されている内容が事実でないことが立証されない限り、サンシティを優先権者とすることはあり得ませんでしたので、その証明を再三求めておりましたが、結果として調査の途中である2021（令和3）年5月12日付けでサンシティから辞退届が提出されました。</p> <p>サンシティの代表者の逮捕については様々な報道がされており、容疑の全容が明らかになっていませんが、サンシティが辞退した時点では、マカオの司法警察局も和歌山県と同様に、犯罪となる事実を把握できていなかったのではないかと考えます。</p> <p>なお、区域認定後にIR事業者と締結する実施協定に基づき、IR事業者は、「カジノ免許を取得又は更新する上での欠格事由が存在しないこと、株主や役員は反社会的勢力に該当せず、関係していないこと」などを表明・保証することになり、それらに違反した場合は、事業者帰責として、県は違約金や損害賠償を請求することになります。</p>	3



番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
13-8	事業実施体制	経営者の素性について安心できない。	主要株主や役員については背面調査を行っており、現時点で、カジノ免許を取得する上での欠格事由は確認されていません。	1
13-9	事業実施体制	サンシティがカナダのクリアベストニームベンチャーズ株式会社から具体的な運営業務を請け負っていると聞か、本当にサンシティは撤退したのか。	2021（令和3）年5月12日にサンシティから辞退届の提出があり、同社は和歌山IRから完全に撤退しています。 また、サンシティがクリアベストニームベンチャーズ株式会社から具体的な運営業務を請け負っているとの事実はありません。	2
13-10	事業実施体制	IRは民設民営事業ということであるが、海外の会社がこれからずっと和歌山のカジノに責任を持つのか。	和歌山IRは、クリアベストニームベンチャーズ株式会社、Clairvest Group Inc.、シーザーズ・エンターテインメントが中核株主となる和歌山IR株式会社（日本法人）が運営することとなります。なお、和歌山IR株式会社の本店所在地は、和歌山県和歌山市となります。	1
<b>14</b>	<b>財務の安定性</b>			
14-1	資金計画	クリアベストニームベンチャーズ株式会社は、400億の資金を出せる会社なのか。	クリアベストニームベンチャーズ株式会社の100%持株会社であるバシフィックリゾートグループ株式会社は、ニューヨーク証券取引所等で上場している事業会社7社の創設者が参画する投資事業組合から、総額4億ドルの出資に関する基本合意書を手済みであり、クリアベストニームベンチャーズ株式会社の役員である胡耀東、何猷君は、個人資産からの出資を確約する基本合意書を提示済みです。	1
14-2	資金計画	シーザーズ・エンターテインメントの出資割合は5%にもかかわらず、55%出資するクリアベストニームベンチャーズ株式会社と同じ中核株主としているが、クリアベストニームベンチャーズ株式会社の1割にも満たない割合では、中核というにはほど遠くかつ運営の関与にも不安が拭えない。	中核株主とは、カジノ管理委員会の認可対象であり、十分な社会的信用の有無について審査を受けることとなる5%以上の議決権等を保有する主要株主等のことを指しており、クリアベストニームベンチャーズ株式会社が27.5%を、Clairvest Group Inc.が27.5%を、シーザーズ・エンターテインメントが5%をそれぞれ出資する予定ですので、この3社が中核株主となります。 シーザーズ・エンターテインメントの運営への関与ですが、宿泊施設やカジノ施設をはじめ、MICE施設、来訪及び滞在促進施設などIR施設全般の運営において、そのノウハウを活用する計画としています。	2
14-3	資金計画	株主から高配当を求められ、より経営が行き詰まることはないか。	自己資本部分は、中核株主となるクリアベストニームベンチャーズ株式会社、Clairvest Group Inc.、シーザーズ・エンターテインメントで過半数となる約60%を出資するため、安定的な事業運営が可能だと考えています。また、IR事業者は、内容の異なる株式を発行しないこと、株主ごとに異なる取扱いを行う旨の定めを置かないこととしています。	1
14-4	資金計画	クレディ・スイスを通して出資金を集めると出資者が分からなくなるのではないか。	クレディ・スイスは、他人資本に関する金融機関からの借り入れの際の主幹事行となります。 なお、直接の出資者ではなくても、IR事業者の5%以上の議決権等を保有するものに対して50%以上の議決権を保有するなど支配的な影響力を有するものもカジノ管理委員会の認可対象となります。	1
14-5	資金計画	30%を出資で、70%を借入金で賄う資金計画になっているが、借入金の割合が高すぎる。	初期投資額のうち、出資金で30%、借入金で70%を賄う計画になっていますが、自己資本比率30%は国内の上場企業と比較して、特に低い水準ではないと認識しています。 〈参考〉東証一部に上場する企業の自己資本比率の平均（2020年度）：31.22%	4
14-6	資金計画	・借入金はクレディ・スイス銀行（外国金融機関）からのものであり、このような金融機関は計画（建設）途中で資金拠出を停止・撤回する可能性が否定できない。 ・クレディ・スイスは過去に日本で行政処分を受けているが問題はないのか。	借入部分の主幹事行となるクレディ・スイスは世界50ヶ国以上で業務を展開し、スイスやニューヨーク市場に上場している世界的な企業であり、日本においても現在に至るまで半世紀以上活動を続けています。そのクレディ・スイスが、和歌山におけるIR事業を評価した上で、資金調達について確信を示していると認識しています。	13
14-7	資金計画	借り入れの主体はどこになるのか。	借り入れは、IR事業の運営主体である「和歌山IR株式会社」が行うこととなります。	1
14-8	資金計画	借り入れの際、担保や保証はどうなるのか。	他人資本の約3,250億円は、主幹事行となるクレディ・スイスをはじめとした金融機関からの借り入れや社債発行をバランス良く組み入れて調達することを検討しており、主幹事行は、和歌山におけるIR事業を評価した上で、借入条件の調整等も含めて、資金調達について確信を示しているところです。	1

番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
14-9	資金計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金調達に関して県の負担は発生しないのか。</li> <li>・事業が破綻した場合、県に負担は発生しないのか。</li> <li>・経営が悪化した場合、県に負担は発生しないのか。</li> <li>・県が税金でIR事業者の赤字を補填することにならないか。</li> <li>・IR事業が不振になった場合に建物の撤去義務づけや違約金の請求が可能と聞き、安心できた。</li> </ul>	IRは民設民営事業であり、資金調達や事業が破綻したときの負債の返済や収支が悪化した場合の補填のために県が財政面の負担をすることはありません。	20
14-10	収支計画	IRカジノ事業の収益性は、世界的に不安定であり、感染症拡大やオンラインカジノの台頭などもあり、多額の資金を必要とする事業の見通しは不透明である。	現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光産業は依然厳しい状況にあるものの、開業時期は2027（令和9）年秋頃を予定しており、中長期的には、観光需要は回復していくものと考えています。海外の状況としましては、全米商業カジノの売上において、2020（令和2）年度は大幅に落ち込んだものの、2021（令和3）年度は2019（令和元）年度を上回る数値に回復しており、オンラインカジノの普及も見られますが、ラスベガスなどのカジノに大きな影響を与えていないものと認識しています。	3
14-11	収支計画	施設ごとの収益はどうなっているのか。	日本型IRは、民間事業者の活力と創意工夫を生かして、カジノ収益を原動力に国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設及び宿泊施設という中核施設を一体的に運営するものですので、IR施設全体のうちカジノ施設の収益の割合は高くなります。IR施設全体の総営業収益については、2028（令和10）年度で、約2,500億円を見込んでおり、カジノ施設によるものが約1,900億円で、約80%を占める想定となっています。	2
14-12	収支計画	中国政府によるマカオのジャンケットへの規制強化により、マカオのIR事業者が低迷していると聞か、一度カジノ事業を除いたケースでの収益構造や計画も併せ持って置くことも必要ではないか。	IR事業は、民間事業者の活力と創意工夫を生かして、カジノ収益を原動力に国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設及び宿泊施設という公益を実現する中核施設を一体的に運営するものです。そのため、カジノ事業を除いた計画は困難ではありますが、IR事業が不調に陥った場合の備えとして、IR事業者はカジノ収益から一定の積立を行うこととしています。また、IR事業者は、カジノにおいては、シーザーズ・エンターテインメントのネットワークにより北米地域からの顧客を獲得するようなマーケティング施策を実施するなど特定の国や地域に依存しない顧客ポートフォリオを構成することとしています。	1
14-13	収支計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開業して1、2年のことだけで「旅行消費額が3割増加」「約2.2万人の雇用を創出」と説明するのは誤魔化しもないところ。せめて5年先、10年先の収支見込みを示して説明すべき。世間の人は移り気で常に新しくできたところのアトラクションを求めている。</li> <li>・何十年にもわたり、多くの来訪が期待できると本気で考えているのか。</li> <li>・長期的視野のもと現状分析に基づいた長期計画が必要。</li> <li>・建物や設備は完成した直後から維持費が発生し、ある程度の期間が経過すれば大規模改修が必要になるが、これらの費用も十分に考慮されているか。</li> </ul>	<p>区域整備計画の認定期間は、最初は10年となっているため、今回の計画では、認定から10年間の効果を記載しています。一方、和歌山IRにおける事業期間は40年間であり、IR事業を長期にわたって安定的・継続的に実施するための取組が必要であると考えています。</p> <p>そのため、IR事業者においては、観光事業における国際競争力の向上の観点から、世界中の観光客を集客し続けられるよう、米国を中心に80年以上にわたり50施設以上のリゾート施設の運営実績を有するシーザーズ・エンターテインメントが長年培ったサービスの提供とネットワークの活用により、世界中からの来訪者を集め、長期間滞在していただける施設となる予定です。また、IR事業者において、カジノ収益を活用して、施設の保守メンテナンス等の修繕に加え、各施設の魅力を高めるための設備投資やコンテンツ充実等を実施することとしており、将来的には、IR施設全体または各施設への大幅な増改築、新設等の投資も想定しています。</p>	9
14-14	収支計画	開業当初から事業が不調に陥った場合の対応策はどのようになっているのか。	開業当初から計画どおり事業が進むよう、開業前から万全の体制で準備を進めますが、計画どおりに進まないことも想定されますので、開業前・開業後ともに安全性を重視した財務管理を行うために、現金及び現金同等物は、運転資金相当額以上を常に維持し、高い流動性を確保する計画としています。	2
14-15	収支計画	IR区域への来訪者による旅行消費額のうち、カジノ施設が占める割合はどれくらいか。	IR施設全体の総営業収益については、2028（令和10）年度で、約2,500億円を見込んでおり、その内ゲーミング収益によるものが約1,900億円で、約80%を占める想定となっています。	1
14-16	収支計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IR区域内旅行消費額が示されているが、カジノ施設への来場者数や1人当たりの賭け金は、国内外で各々どのように試算されているのか。</li> <li>・カジノの儲けと来場者数の見込みを考えると多額のお金を使わないといけないが、そんなにギャンブルにお金を使う人いるのか。</li> </ul>	<p>カジノ施設にはマス層からVIP層まで様々な来場者が訪れ、その賭け金は大きく異なりますので、1人あたりの平均値は必ずしも実態を反映した数字にはならないと考えています。</p> <p>また、経営に関する詳細な情報については、国内の統計情報に加え、IR事業者の知見や実績などに基づいて試算されており、今後の事業運営に関わる機密性の高い情報であることから、公表しておりません。</p>	2

番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
14-17	財務状況が悪化した場合の措置	来訪者数の予想が半数以下に変動した場合、収益の確保が困難になるのではないか。	IR事業を行う上で、新型コロナウイルス感染症のような観光産業に大きな影響を与える事態が再び起こることも考えられるため、IR事業者は、継続的かつ安定的な事業運営が行えるよう、IR事業が不調に陥った場合の備えとして、カジノ収益から一定の積立を行うこととしています。	3
14-18	財務状況が悪化した場合の措置	・収益計画については、危機管理体制も併せ持つ必要がある。 ・様々ケースを想定の上、財務的に余裕をもった運営は可能か。 ・リスク想定、対処方針の検討が不十分である。	財務状況を悪化させるリスクとしては、経済状況、社会状況の変化や自然災害など様々な事象が想定され、各々の対処方針として、保守的な中長期的の経営計画作成、特定国からの来訪者に過度に依存しない顧客ポートフォリオの構築やリスクの程度に応じた各種損害保険の付与などを実施することとしています。今後、計画を具体化する中で必要に応じて想定や対処方針を検討することとなります。 また、IR事業が不調に陥った場合の備えとして、IR事業者はカジノ収益から一定の積立を行うこととしています。	7
14-19	財務状況が悪化した場合の措置	「不況の影響を受けにくい収益ポートフォリオ」「特定の国からの来訪者に過度に依存しない顧客ポートフォリオ」の意味が分からない。当初の計画は「中国からの観光客」に過度に依存することではなかったのか。	財務を悪化させる想定リスクへの対処方針として、施設収益の中で、不況の影響を受けやすいものと、影響を受けにくいものを特定、分類し、前者に過度に依存しない収益構造を構築することとしています。また、カジノにおいては、東アジアの特定国だけでなく、シーザーズ・エンターテインメントのネットワークにより北米地域からの顧客を獲得するようなマーケティング施策を実施することとしています。 なお、県としては、当初から特定国からの観光客に「過度」に依存する想定はございません。	1
14-20	財務状況が悪化した場合の措置	事業が失敗した場合は、この少数株主も連帯責任をとるのか。	株式会社の株主は、出資した金額を限度に責任を負うことになります。	1
14-21	財務状況が悪化した場合の措置	カジノライセンスの停止により、カジノの更新が出来なくなり、事業運営の中断が生じた場合、和歌山県は保証しなければならないような契約は絶対に締結すべきではない。	カジノ免許の停止や失効によるIR事業者の損害について、県が保証することはございません。	1
14-22	財務状況が悪化した場合の措置	想定した利益を得られない場合に、IR事業者が賠償金を受け取ることができる仕組みにはならない。	IRは民設民営事業であり、単に利益が得られなかったことを理由に、県が賠償金を支払うようなことはございません。	1
14-23	財務状況が悪化した場合の措置	資料には、リスク対処は、全てIR事業者が責任を負うように書かれていますが、そんなうまい話があるでしょうか。	IRは民設民営事業であり、そのリスクは基本的に全てIR事業者が負うこととなります。 また、区域認定後に県とIR事業者が締結する実施協定において、特段の定めがない限り、一切の費用はIR事業者が負担することとしています。	1
14-24	維持管理及び設備投資の内容	ラスベガス、マカオ、韓国、シンガポール等々でも閑古鳥が鳴いているのが現状と聞いており、チャイナマネーも一時の勢いはなくなっている。こうした時期にカジノを含むリゾート地を和歌山県に開業してもそれまでに要する莫大は経費と開業後の維持経費を算定はどうなっているのかも疑わざるを得ない。	IR事業者は、カジノにおいては、東アジアの特定国だけでなく、シーザーズ・エンターテインメントのネットワークにより北米地域からの顧客を獲得するようなマーケティング戦略を実施することとしています。なお、ラスベガスのカジノ市場は、新型コロナウイルスによる苦境を脱し、活況を取り戻しつつあり、売上が過去最高を更新したという報道もあります。 また、カジノ事業の収益の適切な公益還元観点から、カジノ事業の収益を活用した施設の保守メンテナンス等の修繕や設備投資、コンテンツの更新などに2030（令和12）年度で約80億円の支出を見込んでおり、将来的には、IR施設全体または各施設への大幅な増改築、新設等の投資も想定しています。	2

番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
<b>15</b>	<b>防災及び減災のための取組等</b>			
15-1	防災・減災対策	<p>・地震・津波・豪雨対策について、大枠しかなく、全く具体性に欠け、数値の記載もなく不安である。全体的に業者任せで、入場者数〇名に対し、何をどれだけ用意するのか、全く書かれていない。事業主体が民間事業者であるからといって、誘致する県の責任、誘致場所として承認する和歌山市の責任は免れません。</p> <p>・震度、津波の高さの想定も書かれていないので、これでは対策と言えない。</p>	<p>IR施設の耐震性については、災害時に避難所となるMICE施設、宿泊施設は、公共施設のなかでも最も高い基準と同じ耐震安全率1.5を確保するとともに、その他の施設は1.25を確保しているため、地震に対して十分な安全性を確保しています。津波に対しても、「津波避難ビルなどの構造上の要件の解説（国土交通省 国土技術政策総合研究所）」に基づき計画しているため、十分な安全性を確保しています。</p> <p>また、巨大地震発生時に想定されるL2津波に対しては死者ゼロをめざして、津波レベル（TP+8.0m）より上の3階以上に避難する計画とし、3連動地震発生時に想定されるL1津波に対しては主要施設の機能維持をめざして、津波レベル（TP+6.0m）より上に1階の床レベルを設定することで、南海トラフ地震が発生しても安全な施設となっています。</p> <p>発災後の帰宅困難者対応につきましては、宿泊施設やMICE施設の利用しやすい場所を避難場所に設定し、避難場所では、避難者を要配慮者（障害者、高齢者、外国人など）、体調不良者、負傷者などに区分して、各部屋で間仕切りなどを設置し対応する計画としています。また、防災備蓄倉庫には、帰宅困難者、従業員のための7日分の水、食料、ブランケット、簡易トイレを備蓄するとともに、負傷者を治療などするための救護所として、先端医療センターを活用する予定です。</p>	3
15-2	防災・減災対策	<p>・震度7程度の地震に耐えられる施設にすべきである。</p> <p>・東日本大震災レベルの津波被害に耐える施設望む。</p>	<p>IR施設の主要な施設（MICE施設、宿泊施設）は、建築基準法の基準の1.5倍以上の高い耐震性を有する施設としています。これは、震度7などの最大級の地震が起きたときに、IR施設が大きな被害を受けないだけでなく、被災後も施設機能を維持できるものとなっています。</p> <p>加えて、IR施設は、自然災害等発生時に、来訪者や周辺住民の避難所、医療救護所、支援物資の輸送拠点等として活用することを予定しています。</p> <p>また、巨大地震による津波の衝撃に対しても耐える構造とし、津波避難ビルに指定することとしています。</p>	5
15-3	防災・減災対策	<p>・南海トラフ巨大地震では、津波の最大波高が5mを超えることが想定されている。液状化の影響も30cmを超えるとの予測も出ている。人命は助かっても陸の孤島と化す危険性が大きく、このような所に巨大な施設をつくることは危険である。</p> <p>・県の津波避難計画策定指針（平成27年11月作成）から見ると津波が8mの高さで来るとしている、こんな所に特定複合観光施設を持つことは、安全危機意識が欠けているとしか言えない。絶対やめるべき事案である。</p>	<p>IR事業者が建築するIR施設は、東海・東南海・南海3連動地震のL1津波に対しては、施設が浸水しないように計画するとともに、南海トラフ巨大地震のL2津波に対しては、在館者を安全に階上避難できるように計画し、死者ゼロをめざす計画としています。</p> <p>加えて、陸の孤島とならないよう、県では開業までに和歌山マリーナシティへのアクセス道路橋梁の耐震化対策も講じてまいります。</p>	5
15-4	防災・減災対策	<p>南海トラフ地震の被害の想定（被害金額や施設に及ぼす被害の大きさ等）を企業が理解しているということを区域整備計画に書くこと。建設途中、または建設後に利益が出る間もなく保険金の積み立ても出来ないときに災害が起きても、和歌山県は一切の負債を負わなくてもいいと区域整備計画にも契約書にも書くこと。</p>	<p>区域整備計画については、南海トラフ地震等の自然災害リスクも踏まえ、対策等の各項目を記載しています。</p> <p>また、区域認定後に県とIR事業者との間で締結する実施協定において、災害が発生したことにより事業継続が困難となった場合には、県とIR事業者は可能な限り事業継続に向けて協議を行うこととし、IR事業者が増加費用や損害が発生した場合は、IR事業者が自らその損害等を負担することとしており、県がそれらの損害等を負担することはありません。</p>	1

番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
15-5	防災・減災対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立地に対する事前の調査が不十分であると考えられる。現時点での事前調査は全く行われていないに等しいのではないかと。後になって、過大な追加費用の発生、中止・変更等による事前の投入費用が回収できなくなることは明らか。</li> <li>・和歌山マリーナシティは、水面を埋め立てて造った人工島であり、巨大トラフ地震の際には、液状化の危険が極めて高い場所であることは県の震災マップにも記載されている。</li> <li>・液状化対策が明確にされた計画でなければ認められない。</li> <li>・マリーナシティの地盤沈下、土壌汚染等について、地盤沈下は今でも進んでいる。地質調査の上、杭を打たないと建築は出来ないと考える。</li> <li>・地震や津波の対策はできているのか。液状化対策の地盤改良費用にはいくらかかりますか。すべて税金です。</li> <li>・主要施設のTPを+6.0mとしているが、6.0mで十分なのか？地盤沈下の影響も考慮して、そのTPは何年間維持できるのか？地盤沈下に対して、何か対策があるのか。</li> <li>・液状化等の問題では大阪のような追加費用はないのか。事業者で追加負担が生じた場合の資金は確保できるのか。</li> </ul>	<p>初期投資額4,700億円には、マリーナシティ島内の既存の土質調査の結果やIR施設の規模を勘案して、杭工事の費用を算入しており、地盤調査後にさらなる対策が必要となった場合にも対応できるような一定のバッファを見込んでいます。</p> <p>区域認定後、IR施設の基礎設計にあたり、IR事業者が施設の規模、配置等を勘案し、液状化の判定を含む必要な地盤調査を行うこととなります。その後、調査結果を踏まえ、必要な基礎構造を検討し、着工前には、国土交通大臣の認定（超高層建築物）や建築確認申請の手続きにおいて、液状化等を考慮した設計についても審査され、必要な液状化対策がなされた建築物の工事に着手することとなります。</p> <p>なお、IRは民設民営事業であり、それらの対策に県が費用を負担することはありません。</p>	11
15-6	防災・減災対策	液状化の問題があるとなった場合のリスク管理はどうなっているのかも併せてお答えいただきたい。（大阪府では建設コスト増加リスクとスケジュール遅延リスクが計画案に記載されていた。）	マリーナシティ島内の既存の土質調査やIR施設の規模を勘案し、工期設定しています。一方で、地盤調査の結果、大幅な工事環境の変化の状況によっては、IR事業の工程が変動する可能性はあります。	1
15-7	防災・減災対策	人工島は、本州と接続する道路（サンブリッジ、ムーンブリッジ）が崩落すれば孤島である。その際、医療の要となるはずの先端医療センターが十分な機能を有しているか甚だ疑問である。	マリーナシティ島への2つの橋については、災害時に孤島にならないよう、開業までに耐震化対策を講じてまいります。	1
15-8	防災・減災対策	マリーナシティは海にそびえる人工島で、強烈な海風が吹きつけます。和歌山県は台風被害などもあるので、豪雨や暴風に対する対策と常時から吹きつける海風への取り組みを教えてください。	区域認定後、基本設計、実施設計、運営を進める段において、適切な海風への対策を検討してまいります。	1
15-9	防災・減災対策	災害時、橋の利用ができない、水、電気、ガス等インフラが止まる、このような場合、どう対応するのか。	マリーナシティ島への2つの橋については、災害時に孤島にならないよう、開業までに耐震化対策を講じてまいります。	1
15-10	防災・減災対策	7日分の水・食料を備蓄とありますが、何人の帰宅困難者を見込んでいるのでしょうか。最大のイベント時などを想定しているのか。	一方、インフラの断絶も想定した施設計画としており、具体的には、下記の対策を講じる予定です。	1
15-11	防災・減災対策	IRに対するテロのみならず、10年位前に海外の同様な施設で銃乱射事件が起きており、そういうことが起きることも想定して、IRへの入口では空港並みのセキュリティチェックをする必要があると考えるが、いかなる事件・犯罪が起きないよう、何らかの対策を考えているのか。	<p>テロ対策については、IR事業者が、IR区域内に人の動線となる場所や滞留が起きやすい場所、空調や動力管理設備付近へ重点的に防犯カメラを設置するとともに、総合セキュリティセンターを設置の上、当該防犯カメラの映像に加えて、ライフライン稼働状況や防災情報などの監視を進め、24時間365日の安定的な警備体制を確保するものとしています。</p> <p>また、来場者駐車場以外でIR区域内に入場できる車両については、事前に連絡のあった車両に限定し、IR施設への入退場ゲートで厳密に車両管理をすることで車両によるテロの防止対策を講じるほか、カジノ施設への入場口には、最新式の超小型爆発物・薬物検知やセンサー技術と人工知能を融合させたセキュリティゲートを設置する計画としています。</p> <p>さらに、和歌山県国民保護計画、和歌山市国民保護計画等に基づき、IR事業者、和歌山県、和歌山県警察、和歌山市、和歌山下津港港湾保安委員会等と武力攻撃事態及び緊急対処事態を想定した訓練等連携した取組を行うものとしています。</p>	1

番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
15-12	予定する保険の詳細	<p>計画案の保険についての詳細がざっくり過ぎているので、具体的に示してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 収益面で補償される保険などあるのか。</li> <li>* 加入は事業者のみか。</li> </ul> <p>また、現状、災害増により災害保険料が上昇してきているが、被害想定地域に大きな建物を誘致して、それが民間の保険料を押し上げるにならないか危惧する。</p>	<p>一般的な大型商業施設の建設時・運営時における保険に加え、海外のIR施設のリスク管理手法を参考に、IR固有のリスクに対しても対処できる包括的な保険を予定しています。いただいたご意見を踏まえ、区域整備計画に具体的に記載してまいります。</p> <p>なお、IRはあくまで民設民営事業であることから、保険はIR事業者が加入することになります。</p> <p>加えて、民間の保険料への影響につきましては、国内大手保険会社に確認したところ、個別の対象とそのリスクに対して適用範囲と料金が決まるため、IR施設への保険が、他の保険商品の料金に影響することはないと聞いています。</p>	1
<b>16</b>	<b>地域における合意形成 公平公正な選定</b>			
16-1	地域の合意形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IRを最大限活用し地元経済に好影響と好循環をもたらすよう配慮いただきたい。</li> <li>・県も地元経済に好影響と好循環をもたらすものとなるよう配慮いただきたい。</li> <li>・IRで海外製品が活用され、県民の多くが経済活動の輪に参加できない可能性が高い。</li> </ul>	<p>IRの経済効果を区域内にとどめることなく、県内全域に波及させることは非常に重要だと考えています。</p> <p>そのため、IR事業者としても地域経済への波及効果を高めるため、地域の原材料・製品を積極的に活用するなど地元調達率を上げる取組を進めることとしています。県としても、より効果的な取組が実施できるよう、地元調達率をモニタリング項目の1つとして状況を定期的に把握することとしています。</p>	3
16-2	地域の合意形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残念ながら地元企業の名前が見当たらない。食材の搬入やIR施設運営に係る各種サービス、交通関係で地元企業への波及効果は大きいと考えているが、せっかく世界に名前を発信できる場であるので地元企業のPRの場として期待したい。</li> <li>・オール和歌山でIR実現する気配が見えない。地元企業の支援する声も聞こえない。</li> <li>・地元事業所の参画についての方針を示してほしい。</li> </ul>	<p>観光は関連する分野が多岐にわたることから、「裾野の広い産業」であると言われており、IRにおいても、食材や物品・修繕工事・警備・清掃などIR施設内の調達、IR事業における協業の分野などにおいて様々な事業者と関わることになります。和歌山IRが、地域に受け入れられ、地域とともに発展するためには、和歌山県内の事業者が出資や調達を通じて、広くIR事業に参画できる環境が重要であると考えています。そのため、IR事業者、和歌山県内の団体や企業、県の3者が協力して「オール和歌山の体制づくり」を進めることとしています。</p>	6
16-3	地域の合意形成	IR事業者にも頼っても人材は育たない。ノウハウも積みあがらない。	<p>和歌山IRでは、「IRアカデミー研修制度」、「個人のスキルに応じた公平な昇給昇格制度」を基本方針として、社内教育制度等を充実させることで高いホスピタリティスキルを有する人材を育成するとともに、和歌山大学等高等教育機関との連携によるIR施設内でのインターンシップやリカレント教育活動の実施など、質の高い人材創出に資する活動を継続的に実施することとしています。</p>	1
16-4	モニタリング体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誘致が成功し営業が開始された後も、常に業者の運営を監視し、問題があれば是正していくことが必要である。</li> <li>・企業は利益を求めめるために規制が緩むのではないか。自治体も収益を失いたくないために監視が甘くなるのではないか。</li> </ul>	<p>和歌山IRの事業期間は、公募の段階で、区域整備計画の認定日から40年間としています。このことは、IR事業者は無条件で40年間事業を継続することを認めたものではなく、その過程において様々な制約があります。</p> <p>まず、IR整備法において、区域整備計画の認定期間は、最初は10年、その後5年ごとに更新の手続きが必要となっており、更新の度に、公聴会等の住民意見を反映させるための措置、立地市及び公安委員会の同意、県議会の議決等の手続きが必要となっています。</p> <p>また、カジノ事業の実施にあたってはカジノ管理委員会による世界最高水準の厳格な免許審査を受ける必要があります。こちらも3年ごとに更新する必要があります。</p> <p>さらに、国は毎年度、区域整備計画の実施状況を評価することとなっています。併せて、県が、ギャンブル等依存症対策、来訪者数、経済波及効果、雇用者数などについて、モニタリングを行い、水準を満たしていないと判断した場合、IR事業者に対して是正の勧告を行います。IR事業者が勧告に従わない場合は、事業の継続を認めないこととしています。</p>	10

番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
16-5	モニタリング体制	和歌山IR評価委員会の運営について、詳しく説明してほしい。	IR事業に対するモニタリングの指標として、地元調達・人材育成・環境対策・防災対策・ギャンブル等依存症対策・治安対策など、地域の関心が高い項目を用いることを想定しており、その結果について、客観的・専門的な立場から評価・答申・助言等をいただくため、各分野の有識者で構成する「和歌山IR評価委員会」を設置することとしており、IR事業者はそれを踏まえた対策を講じることとなります。 評価委員会の在り方については、地域の合意形成の観点でより効果的なものとなるよう、今後検討を進めてまいります。	1
16-6	モニタリング体制	IR事業者が誤った経営をする可能性もあるため、県や和歌山市がある程度の株式を保有してでも経営参加すべきではないか。	IRは民設民営事業であり、行政が経営参加することはありません。 一方で、ギャンブル等依存症対策、治安対策、交通対策など地域の関心の高い項目に対する進捗状況を県として定期的にモニタリングを行い、水準を満たしていないと判断した場合、IR事業者に対して是正の勧告を行います。IR事業者が勧告に従わない場合は、事業の継続を認めないこととしています。	1
<b>17</b>	<b>カジノ事業の収益の活用</b>			
17-1	カジノ事業の収益の活用	カジノ収益は景気に左右され、景気が悪くなればIR事業そのものが立ち行かなくなることが予想されるため、カジノ事業の収益を利用したIR事業への再投資には賛同できない。	IR事業を行う上で、景気の低迷や新型コロナウイルス感染症のように観光産業に大きな影響を与える事態も考えられるため、IR事業が不調に陥った場合の備えとして、カジノ収益から一定の積立を行うこととしています。 また、国の基本方針では、カジノ事業の収益の適切な公益還元の見地から、カジノ事業の収益を活用したIR施設の整備その他IR事業の事業内容の向上や、都道府県等が行う認定区域整備計画に関する施策への協力が図られることが求められており、和歌山IRにおいても、IR施設への再投資はもちろん、県施策への協力や地域貢献活動にも充てることとしています。	2
<b>18</b>	<b>カジノ施設の特徴</b>			
18-1	カジノ施設の特徴	<p>カジノにより多額のお金を賭けることで、破産する人がどれだけ増えるか計り知れない。また、IRカードを使うことで、勝ち逃げを許さず、繰り返し通わせることになる。</p> <p>&lt;試算&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入場料6,000円（うち、1/2が県への入場料納入金）、入場料納入金50億円/年より、カジノ施設利用者が167万人</li> <li>・カジノで1,800億円を売上げ、県に260億円の納付金を納めるには、賭け金が2兆5,700億円になる（カジノ事業者の平均的な総粗利益率である7%で試算）</li> <li>・単純計算でカジノ施設入場者167万人は一人当たり154万円/年を賭ける（和歌山県の人口を100万人とみて、カジノ施設を和歌山県民のみ利用すると仮定した場合は一人当たり257万円/年を賭けることになる）</li> <li>・46ページには開業2年目の入場料納入金約50億円/年、納付金約260億円/年の納入を想定している。これでいえば国民の入場者は167万人、年間の賭けは1,733億円。外国人客が2割いるとして209万人で、1日にすれば5,700人が来て4.7億円カジノが儲けることになる。利用客にすれば1日で1人平均82,000円ほど負けることになる。これだけの規模のギャンブルは、ギャンブル依存症を増やすことなしには続けられない。</li> </ul>	<p>カジノ施設については、世界や日本全国から集客するものであるほか、比較的賭け金額が少額な顧客から単価の高いVIP顧客まで、顧客の属性や利用方法も一律ではないと考えています。 このため、見込み値からの単純な割り戻しや、特定地の人口を用いた平均値等のみをもってギャンブル等依存症のリスクを判断することは合理的ではないと考えています。 また、IRカードについては、ギャンブル等依存症リスクを助長するものでなく、利用上限額設定機能等により、ギャンブル等依存症リスクや破産リスクを低減するためのものです。</p>	3
18-2	カジノ施設の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給者、税金の未納者、消費者金融などで高額な借金がある人等の入場を止められるようなシステム作りが必要ではないでしょうか。</li> <li>・皆保険制度保険料支払完納後ギャンブル施設入場許可（未納、延滞入場禁止）。</li> <li>・和歌山県民（和歌山市と海南市民）は一定の所得が無い人及び未成年者・70代以上の高齢者らの入場を禁止するべき。</li> </ul>	<p>いただいたご意見に基づく入場制限を行うことは困難ですが、IR整備法に基づき、マイナンバーカードによる本人確認及び入場回数制限や、入場料の賦課、本人・家族申告による入場制限措置などの入場規制を行うほか、カジノ施設においては、利用者の言動を勘案し、引き続きカジノ行為を行わせることが適当でないと思われる者については、依存症対策専門員等が退場や休憩を促すなどの対策を講じてまいります。</p>	4

番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
18-3	カジノ施設の特徴	・カジノの入場料（6,000円）は高すぎる。 ・入場料は6,000円とされているが、この金額には裏付けがあるのか。	入場料についてはその金額を含め、IR整備法における法定事項であり、法令を遵守の上、適切に運営を行うこととしています。なお、金額水準については、安易な入場抑止を図りつつ日本人利用客等に過剰な負担とならないよう、海外事例等を参考に、国が設置した特定複合観光施設区域整備推進会議等での議論を経て設定された金額であると認識しています。	2
18-4	カジノ施設の特徴	入場料に1,000円ぐらゐの食事の割引券を付けてはどうか。	入場料についてはその金額を含め、IR整備法における法定事項であり、法令を遵守の上、適切に運営を行うこととしています。	1
<b>19</b>	<b>ギャンブル等依存症対策</b>			
19-1	ギャンブル等依存症対策	・カジノ施設によりギャンブル依存症が増えるのではないかと。本当に対策は万全なのか。 ・ギャンブル依存症は予防教育や治療につながる仕組みの構築でなくせるものではない、直らない。 ・賭博に興じると6人～20人に一人がギャンブル依存症になると言われており、ギャンブル依存症を誘発する計画は認められない。 ・実効性のある啓発情報コーナーを設ける、賭け金の上限設定、相談所の設置、地域の医療施設との連携等が必要である。 ・予防措置は大きな効果を発揮する。 ・週3回、月10回の入場制限上限をくり返すようになれば、依存症である。 ・IRカジノを開設しないことが最大の予防である。 ・カジノは短時間に高額な金銭をやりとりすることから射幸心をあおり、賭博依存の人を増加させ、社会的経済的に、また精神的に悪影響を及ぼす。 ・ギャンブルは負ける人が多いので成り立つ。負けても勝つことを夢見て、賭けきるものである。 ・ギャンブル等依存症に対して丁寧な対策を立てているので安心した。	<p>カジノは、2013（平成25）年時点で127の国・地域で合法化され、カジノ施設ができることによる依存症の発生を抑える取組も確立されつつあり、日本においては先行事例を参考に世界最高水準の規制が設けられています。</p> <p>具体的には、IR整備法において、マイナンバーカードを利用した厳格な本人確認や入場回数制限、入場料の設定、本人・家族申告による入場制限措置及びクレジットカードの使用不可など、重層的で多段階的な規制を設けており、加えて、和歌山県独自の取組として、使用上限額を設定して現金をチャージするIRカードの導入や、賭け事に熱くなっている人に休憩や退場を促す依存症対策専門員の配置などを行うこととしています。これらの運用によって、論理的に考えてカジノに起因する「ギャンブル依存症」や「破産リスク」は排除できると考えています。</p> <p>なお、実例として、2010（平成22）年にIRが開業したシンガポールにおいて、カジノの議論が起こったことを契機に、開業前からカジノ以外の既存のギャンブル等を起因とする依存症対策が行われた結果、IR誘致が決定した2005（平成17）年のギャンブル依存症有病率は4.1%でしたが、カジノ開業直前で2.9%に下がり、さらに開業後の2014（平成26）年には0.7%とかなり下がっています。</p> <p>県においても、2020（令和2）年4月に「和歌山県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定しており、同計画に基づき、行政、関係団体とIR事業者が連携して、予防、相談、治療、回復の各段階での取組を強化することで、ギャンブル等依存症の方を減らしていきたいと考えています。</p>	59
19-2	ギャンブル等依存症対策	・競馬競輪、パチンコなど既にこれだけギャンブル性の高い事業が認められているなかで、IR施設が出来たことで直接的に多大な影響を与えたいとは思わない。 ・（説明会にて）「日本にはカジノはないのでカジノによる依存症はないと言うことだ」と説明されたが、こんなふざけた回答はない。ごまかしの回答としか言えない。世界のカジノによるギャンブル依存症の実態を、詳しく調べ説明するのが、推進しようという皆さんの責任ではないか。 ・カジノだけではなく、パチンコなどのギャンブルをする人やアルコール・ゲーム依存症といった人にも、依存症者の早期発見・相談・治療支援する必要がある。 ・IR誘致により既存のギャンブル依存症への対策強化が期待できる。 ・一旦依存症になってしまえば、ちょっとやそつとの「適切な治療や支援」介入で治せるような病気ではありません。 ・既存のギャンブル等で依存症になって苦しんでいる人々を先ず治してあげてからやるべき	<p>日本におけるギャンブル等依存が疑われる者等の割合は、カジノ施設が設置及び運営されていない現在においても、全国調査等において一定数報告されており、ギャンブル等依存症のリスクを減少させるためには、既存のギャンブル等に起因する依存症の対策を包括的に講じていくことが重要であり、喫緊の課題であると考えています。</p> <p>和歌山県においては、ギャンブル等依存症対策基本法に基づき2020（令和2）年に和歌山県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定し、既存のギャンブル等に起因する依存症に対し、包括的な対策を実施しているところであり、IR開業後も継続的に対策を講じていきます。</p> <p>和歌山IRにおいては、国の厳格な規制に加え、IRカード等の独自策を講じ、世界最高水準の対策で取り組むことにより、カジノを起因とする依存症の発症を徹底的に防止するとともに、IRの開業前後でのギャンブル等依存症への関心の高まりを機に、より一層、正しい知識の普及啓発、関係窓口等の周知、相談・医療体制の充実、自助グループ等の活動支援を強化することで、カジノに起因する依存症だけでなく、既存ギャンブル等を起因とする依存症全般の発症予防・治療回復支援に取り組みます。</p> <p>また、IR事業者から納付される入場料納入金を活用し、上記の対策の強化や、和歌山県立医科大学等との連携によるアルコール依存症、薬物依存症、ゲーム障害等の他の依存症問題も含めた依存症研究を行うなどし、IR導入を機に、地域としてのギャンブル等依存症リスクが低減されることをめざし、対策に取り組んでまいります。</p>	8



番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
19-3	ギャンブル等依存症 対策	<p>・カジノによる社会的費用（損失）を見込まない計画は認められない。</p> <p>&lt;例&gt; 韓国で計算された2010年のカジノの社会的費用計算によると、ギャンブル依存症患者による売り上げの貢献額が4,420億円（カジノ売上の75%と推測）に対し、「ギャンブル依存症患者の借金の利息1.7兆円」「ギャンブルによる生産性低下2.9兆円」「ギャンブルによる失業2.1兆円」「犯罪被害コスト16億円」などと、圧倒的にカジノ売上げを超える社会的費用がかさむことが分かっている。</p> <p>・ギャンブル依存症による社会的損失について、韓国の試算をみると、借金の利息、生産性の低下、失業及び、犯罪被害コストなどの社会的費用がカジノ売上げの数十倍を超える膨大な金額となっています。このような社会的損失を直視して比較すれば、和歌山県政及び県民の利益には全くならないことは明白です。なのに、当該計画案には、ギャンブル依存症による社会的損失には全く触れていない。</p> <p>・社会的損失が増えることはよく知られているが、このことについては、まったく書かれていない。書くべきである。</p> <p>・運営時の経済波及効果を3,100億円と見込んでいるが、カジノ施設での利益は、地元での経済損失とみなされる。その波及分も勘案すればその数倍の損失になると見込まれる。</p>	<p>IR整備法においては、マイナンバーカードを利用した厳格な本人確認や入場回数制限、入場料の設定、本人・家族申告による入場制限措置及びクレジットカードの使用不可など、重層的で多段階的な世界最高水準の規制を設けており、加えて、和歌山県独自の取組として、使用上限額を設定して現金をチャージするIRカードの導入や、賭け事に熱くなっている人に休憩や退場を促す依存症対策専門員の配置などを行うこととしています。これらの運用によって、論理的に考えてカジノに起因する「ギャンブル依存症」や「破産リスク」は排除できると考えています。</p> <p>また、カジノ施設の設置及び運営に伴う社会的費用の算出については、カジノを原因とする個別具体的な影響の全てを正確に把握し、全ての事象に係る費用を把握することは極めて困難であるとともに、世界的に確立された算出モデルが存在しているとは言い難い状況であることから、計画において社会的費用の算出は行っていません。</p> <p>ただし、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に係る費用の見込みについては区域整備計画に記載していくとともに、区域認定後は、実態調査を毎年度を目途に実施し、カジノ施設の設置及び運営に伴う地域への社会的影響を把握・分析してまいります。</p>	7
19-4	ギャンブル等依存症 対策	<p>和歌山県当局がよく比較されるシンガポールでは大半のお客が外国人である地域と比較するのでなく和歌山IRと同じような国内客が大半の江原ランド(韓国)・アトランティックシティ(米国)と比べるべきである。隣の江原ランドではカジノ全体の売り上げは年間約1兆6,000億円の方ではギャンブル依存症対策や犯罪対策等により年間約7兆8,000億円も必要となり約6兆円のマイナスの経済効果となりました。又人口15万人の町が3万人に激減し、この町の全ホテルで自殺者が出ています。マイナスの経済効果を示すべきである。</p>	<p>多くのIRが経済波及効果等を生み成功している中、江原ランドで依存症が問題となった大きな理由の一つは、開業当初(2000(平成12)年)の依存症対策が国による規制ではなく、事業者による自主対策のみであったためとされており、2006(平成18)年に依存症が社会問題化し、国が対策に取り組んで以降、状況は改善されていると認識しております。</p> <p>日本型IRでは、こういった事例も踏まえ、国による世界最高水準の重層的で多段階的な規制が課されていることに加え、和歌山IR独自のIRカード等の対策も実施することとしております。</p> <p>なお、ご意見のうち、「年間約1兆6,000億円の方ではギャンブル依存症対策や犯罪対策等により年間約7兆8,000億円も必要となり約6兆円のマイナスの経済効果」との記載については、おそらく江原ランド単独ではなく、韓国における射幸産業がもたらす社会的費用を算出した文献等の情報であると思われます。社会的費用の算出については、当該事例を含め複数あることを承知しておりますが、事例によって費用に含める範囲や基準、算出方法等が異なっており、算出結果にも大きな差があること等から、世界的に確立されたモデルが存在しているとは言い難い状況にあると認識しており、また、和歌山IRにおける国による重層的で多段階的な規制及び和歌山県独自のIRカード等の取組によって、論理的に考えてカジノに起因するギャンブル依存症リスクは排除できると考えていることから、計画において社会的費用の算出は行っていません。</p> <p>また、ご意見のうち、「人口15万人の町が3万人に激減」との記載につきましては、「江原ランド」がある「旌善郡」政府が公表する正式な統計資料によれば、人口の推移は1985(昭和60)年に128,781人であったところ、2000(平成12)年に50,631人、2018(平成30)年に37,965人となっております。旌善郡は、元々炭鉱の町として栄えていましたが、1990年代から2000年代前半に次々と炭鉱が閉山となり、その結果上記のとおり、1990(平成2)年前後から2005(平成17)年頃にかけて大幅に人口が減少しました。「江原ランド」は2000(平成12)年10月に開業しており、カジノが原因で人口が15万人から3万人に減少した訳ではありません。</p>	1
19-5	ギャンブル等依存症 対策	<p>・依存症を徹底的に予防・排除すれば、カジノ経営は成り立たないのではないかと考える。</p> <p>・カジノは、多額の金を浪費する賭博であり、それは健全な娯楽の範囲を超えたものであると考える。</p>	<p>IR整備法案の国会審議においても、「先進諸国では健全、安全、安心な、成人が自己責任で楽しむ遊興の一つであり、しっかりとした規制と監視の枠組みがあれば、健全なエンターテインメントでしかないことが先進諸国では実証されている」と説明されています。</p> <p>カジノは、余裕のある資金を持つ人が娯楽で楽しんでいただくことが本来の在り方であり、そのような施設にするために、IR整備法において世界最高水準の規制がなされていると認識しています。</p>	11

番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
19-6	ギャンブル等依存症 対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人や家族による申告、利用回数制限などでギャンブル依存症を防止することはできない。ギャンブル依存症は「否認の病」であり、依存症者の大半は自ら申告をするようなことはしないし、また家族に秘して賭博行為を行うのが常態である。</li> <li>・ギャンブル依存症家族からの入場規制申告は、ギャンブル依存症疑われる者から、暴行傷害致死罪事件被害を受ける危険性予見される、未然、予防、削減、カイゼン要求する。</li> </ul>	<p>本人又はその家族その他関係者の申請に基づく入場制限等の利用制限措置については、シンガポール等においても実施され、年々登録者数が増加するなど実績を有しており、我が国でも特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ（平成29年7月31日）において、止めたくても止められないという依存症の実態を踏まえ、本人・家族申告により利用を制限する措置（申告対象者への勧誘等の制限を含む。）を実施すべきとされ、IR整備法令にて措置の実施をIR事業者に義務づけています。</p> <p>和歌山IRでは、利用制限措置対象者及びその家族その他関係者に、その状況に応じて、関連機関等の相談窓口の紹介や適切な判断を助けるために必要な情報の提供を行うほか、専門医療機関等との連携により、必要に応じて専門治療プログラムを提供するための協力を行うなどの取組を行ってまいります。</p>	2
19-7	ギャンブル等依存症 対策	ドレスコードは効果なし。襟付きのシャツ、長ズボン、サンダル以外の靴でほぼokである。	ドレスコードの詳細な運用は今後、IR事業者において検討することとなりますが、ドレスコードの設定は安易な入場の抑止に一定の効果があると考えています。	1
19-8	ギャンブル等依存症 対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定金融業務（客に借金をさせてまでカジノをさせる制度）については、金銭の預け入れの最低額1,000万円としているが、「規則案の要点」には、相当の資力を有する者に限定する観点からこの金額を定めた旨を記しているが、預け入れる1,000万円が自己資金か否かを確認する術は無く、借財によって調達する者も予想されることは当然であり、カジノ賭博を行う以前の段階で顧客を多額の債務状態に陥れる民となる。</li> <li>・貸金業法の総量規制はせず、規則案83条で顧客の返済能力の調査義務を定めているものの、貸付を拒絶する規定や、貸付の上限額にはなんらの規定がない。これでは實際の無い借財を顧客に追わせることが出来る仕組みである。返済能力等についても厳格に調査するとしているが、実際には年収の3分の1を貸し付け限度と定める貸金業法の総量規制については規則案には何ら盛り込んでおらず、貸金業法による規制の趣旨を無視する詭弁的手法である。</li> <li>・顧客に借金をしてまでカジノ賭博を興じさせることを認める特定資金貸付業務は、依存症対策とは真逆の異常な業務であり、たとえ整備法に定められている業務であったとしても、行うべきで無い。</li> </ul>	<p>諸外国では、あくまで利便性の観点から、カジノ行為に付随した顧客への限定的なサービスとして、必要な範囲で貸付業務を行うことが認められており、我が国でも特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ（平成29年7月31日）において、諸外国と同様の観点で特定資金貸付業務を認めるべきとされ、これを受けて、IR整備法令において厳格な規制が盛り込まれています。</p> <p>日本人及び国内居住の外国人への貸付については、1,000万円以上の金銭を預託した者に限定し、その上で、返済能力調査において、貸金業法で定める指定信用情報機関の情報等を使用して、少なくとも、年収、預貯金、カジノに係る債務（特定資金貸付契約に基づく債務）、その他の借入れの状況について厳格な調査をすることとしており、その結果に基づき貸付の判断を行うこととなります。また、調査に基づき、顧客ごとの貸付限度額の設定を義務づけるとともに、貸付限度額を超える貸付けを禁止するなど、厳格な規制が課されています。</p> <p>上記のように、特定資金貸付業務は、カジノ行為に付随した顧客への限定的なサービスとして、貸金業法ではなくIR整備法令で認められているものであり、同法では、一律の総量規制ではなく、顧客一人一人に対して返済能力調査を行い、それに基づき貸付限度額を設定しその範囲内で貸付をする制度であり、IR事業者においては、これらの規制を遵守し、適正な範囲で業務を行うこととなります。</p>	3
19-9	ギャンブル等依存症 対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賭け金の上限についての規制が全くなく、これは、むしろ意図的に顧客をギャンブル依存に仕向ける仕組みである</li> <li>・損しても収入（年収）もしくは所得（口座にあるお金、借金を含む。）の1割程度を超えないようにしたり、所有する金額や世代によってプレーする時間を1日〇時間という風に制限する方がいいのではないかと。</li> </ul>	賭金額の上限規制については、カジノ管理委員会規則において、カジノ行為の一のラウンドにおいての賭け金額の上限を定め、これを超える金額の賭けの受付をしないこととされています。また、和歌山県独自の取組として、上限額を設定して現金をチャージするIRカードの導入を行うこととしています。	1
19-10	ギャンブル等依存症 対策	コンプ（景品）も景表法同様の規制（総量、総額）がなされていない。ギャンブル依存症を生み出す要因の一つとなっている。	「カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則案に関する意見の概要及びそれに対するカジノ管理委員会の考え方」No.426において、「カジノ事業者がカジノ行為に付随して提供するカジノ行為関連景品類に関しては、一般消費者の商品選択の保護を目的とする景品表示法よりも、法及び施行規則において内容、経済的価値及び提供方法について基準を定め、個別に審査する方が、より実態に即した適切な規制が可能となるものと考えています。その上で、カジノ事業者が提供する個別のカジノ行為関連景品類の内容等が「著しく射幸心をそそおそれのあるもの」等に該当する場合は規制の対象とするとともに、提供するカジノ行為関連景品類が記載された業務方法書の審査等を通じて規制の実効性を確保しています。」とされており、IR事業者においては規制を遵守し、適正に事業の実施を行うこととなります。	1
19-11	ギャンブル等依存症 対策	ギャンブル依存症有病率のデータについて、「有病率」とは何に対してのものか。何のデータなのか全く不明である。	ご意見を踏まえ、「有病率」「罹患率」については、「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」と修正することとします。	1

番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
19-12	ギャンブル等依存症 対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の4地域に専門医療機関を開設など、IRがなければ必要の無いことである。IRが出来たことによって依存症を増やさないように努力をするの事ですが、そもそも作らなければ要らない努力である。</li> <li>・医療体制の充実がコロナ禍の今、そう簡単には成し得ないことが明白となりました。このような医療体制の充実を言うのは簡単ですが、しっかりとした目処が立っているのでしょうか？また、ギャンブル依存症に対する治療を医療に押し付けて、医療側の負担になりませんか？考えをお聞かせ下さい。</li> </ul>	<p>日本におけるギャンブル等依存が疑われる者等の割合は、カジノ施設が設置及び運営されていない現在においても、全国調査等において一定数報告されており、ギャンブル等依存症のリスクを減少させるためには、既存のギャンブル等に起因する依存症の対策を包括的に講じていくことが重要であり、喫緊の課題であると考えています。</p> <p>和歌山県においては、ギャンブル等依存症対策基本法に基づき2020（令和2）年に和歌山県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定し、既存のギャンブル等に起因する依存症に対し、包括的な対策を実施しているところであり、IR開業後も継続的に対策を講じていきます。</p> <p>2022（令和4）年3月10日時点において、ギャンブル等依存症を対象とする依存症専門医療機関は、和歌山2か所、紀北1か所、紀中1か所を指定しており、依存症に悩む方が身近に医療を受けることができるよう、今後も医療体制の強化に努めてまいります。</p> <p>なお、依存症専門医療機関の指定は、指定を受ける医療機関の了承の下で指定しており、医療の押し付けには当たらないと考えています。</p>	3
19-13	ギャンブル等依存症 対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中高とギャンブルに対しての啓発活動を行うといったが、どの程度を行ってくれるのか。チラシのみをお考えであれば、出張授業など様々な観点から行っていただきたい。</li> <li>・日頃多忙で忙殺される教職員も、また新しい取組で疲弊してしまうのが目に見えています。「依存症予防教育」が必要とありますが、カジノがなければ必要なものではないか。</li> <li>・ギャンブル依存症の予防教育を行うとしているが、そもそも法律で禁止されている賭博をIRの中だけ認めるという矛盾した事実があり、それならカジノをやめたいと子供は考える。</li> </ul>	<p>予防教育については、既存の取組として、身近に潜む「スマホ・ゲーム依存」や将来的なギャンブル等依存症リスクについて、発達の段階に応じてリーフレットや専門家の講義を収録した動画等による啓発を行っています。また、保護者用のリーフレットやチェックリストを用い、保護者とともに児童生徒の状況を確認し、依存症予防への意識を高める取組も併せて行っています。</p> <p>これらの取組は、カジノ施設が設置されることを前提とした新たな取組ではなく、ギャンブル等利用可能年齢になる以前の低年齢層から、依存症問題の正しい知識が広く定着するよう、現在行っている取組であり、引き続き実施していきます。</p> <p>なお、出張授業については、多数ある学校等で等しく講義が受けられるよう、専門家の講義を収録した動画を活用するなどの対策を講じているところです。</p>	5
19-14	ギャンブル等依存症 対策	41ページに地域への影響を評価するため、県内全体で毎年度ギャンブル関連問題と実態調査を行うとあるが、ある基準を設けてその基準を越えた問題が発生したら、カジノは閉鎖するなどの前もって決めておくことはできないか。	<p>区域認定後、毎年度を目標に、県民を対象にギャンブル等依存が疑われる者等の割合について実態調査をする予定としており、計画期間終了年度となる2032（令和14）年度において、「初回実測値から悪化させることなく、改善した数値をめざす」ことを将来目標として掲げて、数値の評価にあたっては、単なる数値の増減だけでなく、統計学的に十分な信頼性があるかを含めて評価をすることになります。</p> <p>なお、当該調査の対象は、カジノに起因する依存症だけでなく、既存のギャンブル等を起因とする依存症を含めたギャンブル等依存症全般を対象としています。</p> <p>基準を設けて、その基準を超えたことのみを以て即カジノを閉鎖する対応は想定していませんが、当該調査の結果を重く受け止め、エビデンスとしてギャンブル等依存症対策の改善等に役立てていく予定です。</p>	1
<b>20</b>	<b>治安対策</b>			
20-1	治安対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カジノ施設をつくることによる犯罪の増加や治安の悪化などの問題への対策を万全に講じてほしい。</li> <li>・治安の悪化に対して丁寧な対策を立てているので安心した。</li> </ul>	<p>治安対策について、IR区域及びその周辺においては、IR事業者が、警備員による巡回やIR区域内への防犯カメラの複数設置等、海外の知見を活かした自主的な各種治安対策を講じていることとしています。</p> <p>また、IR区域周辺については、警察官の増員や交番の新設等による警察力の強化や、防犯カメラの設置等の対策を行うとともに、IR事業者と和歌山県、和歌山市、和歌山県公安委員会及び和歌山県警察等関係機関が連携の上、犯罪抑止、風俗環境の保持、青少年の健全育成等の対策を講じていることとしています。</p>	28

番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
20-2	治安対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・反社会的勢力の資金源となるマネー・ローンダリングを排除できるのが危惧している。</li> <li>・マネー・ローンダリング規制についても、実効性のある対策ではない。</li> <li>・反社会的勢力は自分のことを反社会的勢力とは言わない。</li> <li>・暴力団の情報についてIR事業者独自の情報とは信頼性のあるものなのか。</li> </ul>	<p>反社会的勢力の排除について、まず、カジノ事業者であるIR事業者は、カジノ事業の免許を受けるにあたり、役員や主要株主等に関し、カジノ管理委員会から徹底した背面調査がなされることとなっています。</p> <p>さらに、カジノ施設の従業員についても、カジノ行為業務や特定金融業務、カジノ行為粗収益の集計業務、監視・警備関連業務などの監督や総括管理を行う者については、カジノ管理委員会の確認を受けなければその業務に就くことができないなど、厳格な規制・義務が課されています。</p> <p>次に、カジノ施設への入場者については、カジノ管理委員会規則において、IR事業者が独自に暴力団等反社会的勢力の情報を収集・整備し、マイナンバーカード等の本人特定事項と照合させるとともに、入場者には、暴力団等に該当しない旨を誓約させることとしています。加えて、和歌山IRにおいては、平素から和歌山県警察と密接に連携するほか、IR事業者、和歌山県警察、公益財団法人和歌山県暴力追放県民センターを構成員とする「暴力団排除協議会（仮称）」を設置し、暴力団等に関する情報の照会の円滑化を図るなどにより、暴力団等を排除します。</p> <p>カジノ施設におけるマネー・ローンダリング対策については、日本独自の規制であるチップの譲渡・譲受・持ち出し禁止、顧客の指示を受けて行う送金先を本人口座に限定することなど、IR整備法やカジノ管理委員会規則において、厳格な規制・義務が課せられています。和歌山IRでは、チップ等の譲渡・譲受・持ち出し管理は、警備員による監視、利用者や従業員の手元が撮影できる位置への監視カメラの設置に加え、IRカードにより、チップの交換・増減履歴・ゲーミング履歴を把握し、カジノ施設退場時における持ち出し管理を行うこととしています。100万円の額を超えて行われる現金取引についても、カジノ管理委員会への届出を徹底し、疑わしい取引について届出を行うこととしています。</p> <p>このように、法令による厳格な規制と和歌山IR独自の対策により、反社会的勢力を徹底して排除してまいります。</p>	20
20-3	治安対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラスベガスは、訪れたことのあるアメリカの他の都市と比べても一番治安が良かった印象があり、治安が良くなければカジノ事業は成り立たないものだとその時に感じた。従ってIRによる治安悪化は考えにくく、むしろ逆ではないかと思う。</li> <li>・犯罪の増加を見込んだ上での計画であり、周辺の治安悪化が見込まれるのであれば、最初からそのような施設は計画すべきでない。</li> </ul>	<p>IRへの来場者及び創出される雇用人員により、IR周辺地域には人や車両が集中することに加え、県内全域的に観光客等の増加も見込まれるほか、国際会議が開催されるなど海外から多数の要人の来訪も見込まれることから、警察事象の増加が予想されます。</p> <p>そのため、警察官の増員や交番の新設等による警察力の強化、防犯カメラの設置等の対策を行うとともに、和歌山県、和歌山市、和歌山県公安委員会及び和歌山県警察等関係機関が連携し、治安維持を図ってまいります。</p>	4
20-4	治安対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IRが開業し来訪者が増えることで、周辺地域の環境や治安の悪化が予想されるが、マナーやルール違反者に対し適切に対策を講じてほしい。</li> <li>・カジノができると周辺に多くの消費者金融や風俗店などが生まれ、治安や環境の悪化が懸念される。</li> <li>・治安の問題で予定地は近隣に警察署がないが、防犯等の観点から新しい所の設置や駐在所等、常駐するのか。</li> <li>・和歌山県独自でIR関連苦情受付窓口を設置してほしい。</li> </ul>	<p>IR区域周辺における環境対策については、IR事業者は、騒音・ゴミ等の環境対策を実施するとともに、「地域連携課（仮称）」を設立し、IR区域周辺における地域環境等に関する要望や苦情など、広く地域住民の意見を聞くための取組を行うこととしています。</p> <p>また、IR事業者、自治体、和歌山県警察、地域住民等を構成員とする「IR周辺地域連絡協議会（仮称）」を設立し、定期的に地域の治安に関する問題について協議したり、地域住民の意見要望を把握するための総会を開催するとともに、IR区域が位置する和歌山市毛見地区への交番の新設や警察官の増員によるパトロール活動の強化など、犯罪抑止対策及び事件事故への即応体制を構築します。</p> <p>加えて、和歌山市では、都市計画制度に基づく土地利用規制を実施し、IR区域内を含む和歌山マリーナシティ島内への「質屋・貸金業」、「性風俗関連特殊営業」の設置を禁止する計画としています。</p> <p>このように、IR事業者と和歌山県、和歌山市、和歌山県公安委員会及び和歌山県警察等関係機関が連携して各種対策を講じることで、犯罪抑止、風俗環境の保持、青少年の健全育成等が図れるものと認識しています。</p>	11
20-5	治安対策	和歌山に外国の方が増えて、治安が悪化しないか不安を感じる。	<p>IRで働く外国人が、日本社会になじむことができず、犯罪や事故に巻き込まれたり、国際犯罪組織等が外国人集住コミュニティに浸透し犯罪に手を染めるなどの状況に陥らないよう、自治体、和歌山県警察、IR事業者等と「多文化共生協議会（仮称）」を設置し、関係機関との協力体制を構築するとともに、防犯教室や交通安全教室等による外国人従業者に対する犯罪、事故抑止対策を推進してまいります。</p>	3

番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
20-6	治安対策	「区域整備計画案では、具体的対策の手立ては「開業してから、県に入る納付金で対策する」となっているが、治安対策は何故開業前からしないのか。	治安対策については、区域認定後、開業に向けて実施する計画としています。 事業費については、IR開業後に納付される入場料納入金により財政補填を行うことを予定しており、計画期間全体では、実質的に一般財源の持ち出しがないように考えています。	1
20-7	治安対策	マリーナ・ベイ・サンズの公式ホームページのトップ画面には、カジノに関する情報は表示されないという聞いたことがあるが、和歌山IRの公式ホームページを作成する時、カジノに関する項目を前面に打ち出さないようにする予定はあるか。	IR整備法では、カジノ事業又はカジノ施設に関して、特定複合観光施設区域以外の地域(主として公共交通機関を利用する外国人旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設として政令で定めるものを除く。)において、広告物を表示することは禁止されています。	1
<b>21</b>	<b>認定都道府県等入場料納付金・認定都道府県等納付金の見込額及び使途</b>			
21-1	入場料納入金、納付金の見込額	・税収増は短期間に限られ、恒常的な税収は期待できない。 ・入場料納入金・納付金について、令和10年度には合わせて310億円の納入を想定しているが、大阪でIRが開業した際の影響や現在の経済状況を考えると現実的ではない。	シンガポールでは、近距離に2つのIRがあり、相乗効果を発揮して成功を収めていることから、都市型IRを掲げる大阪IRと、リゾート型IRを掲げる和歌山IRが共存し、シナジーを創出し得ると考えています。 大阪IRのみでは達成し得ない効果を創出できるよう、和歌山IRは都市部に無い観光資源や新たな魅力発信により、他にはない独自性を追求し、世界最高水準のIRを追求するものであり、国内外から多くの集客が得られるものと考えています。 また、IR事業を長期にわたって安定的・継続的に実施するため、IR事業者においては、観光事業における国際競争力の向上の観点から、世界中の観光客を集客し続けられるよう、カジノ収益を活用して、施設の保守メンテナンス等の修繕に加え、各施設の価値を高めるための設備投資やコンテンツ充実等を実施することとしています。 また、将来的には、IR施設全体または各施設への大幅な増改築、新設等の投資を想定しています。	1
21-2	入場料納入金、納付金の見込額	入場料に関して、依存症対策に必要な数値であるため、カジノ利用者数（利用回数、賭け金）についても合わせて記載した方がよいのではないかと。	和歌山IRでは、カジノ利用者の入退場や来場頻度等の管理に加え、日本人及び外国人居住者にプレイ履歴等の把握が可能なIRカードの作成を義務づけることで、ギャンブル等依存症対策を徹底することとしています。 なお、カジノ施設に来場する日本人及び国内居住外国人の数は、国内の統計情報に加え、IR事業者の知見や実績などに基づいて試算され、2028（令和10）年で延べ230万人を想定していますが、経営に関する詳細な情報については、今後の事業運営に関わる機密性の高い情報であることから、公表はしていません。	2
21-3	入場料納入金、納付金の使途	周辺交差点の改良整備をはじめ、和歌山マリーナシティにかかる橋の老朽化対策と耐震化整備、警察官の増員、交番の新設など治安対策、各種ギャンブル依存症対策などが計画されており、それらの公金支出が見込まれる。納付金を使えば県に入るという見込額が減少し、県のメリットが消失しかねない。	入場料納入金については、交通渋滞対策や治安対策、ギャンブル等依存症対策などIRの立地に伴い懸念される事項への対策に活用する予定であり、開業2年目となる2028（令和10）年度において約70億円/年を見込んでいます。 一方で、納付金については、IRの効果を最大限に生かすとともに、地域が将来にわたって発展するための施策に活用する予定であり、2028（令和10）年度において約290億円/年を見込んでいます。 これらの施策をIR実現による新たな歳入によって実現することで、県民生活をより豊かなものにしてまいります。	7
21-4	入場料納入金、納付金の使途	娯楽より県民の生活や命が優先であり、IR誘致に取り組むのは、今ではないと思う。大きな地震が起きればどうするのか。	和歌山県では、新型コロナウイルス収束後の地域経済復興のためのエンジンとなり、変容する新しい世界で飛躍できるよう、和歌山IRの実現に向けて取り組んでいるところです。 また、飛躍を支える基盤づくりとして、防災・減災、国土強靱化対策にも引き続き重点的に取り組んでまいります。 IRによってもたらされる納付金は2028（令和10）年度で約290億円を見込んでおり、防災対策にかかるハード整備の加速化や最新設備の導入など県民の命を守る施策にも活用することとしています。	1

番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
21-5	入場料納入金、納付金の見込額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県事業税の負担が発生するはずだが、記載がない。特別に免除されるか。</li> <li>・IR事業者が納付金を県に渡すことで、税の調査すら受けないのか。</li> </ul>	IR特有の歳入となる入場料納入金と納付金について記載しています。IR事業者は通常の法人であり、納税の義務が課されていますので、入場料納入金や納付金を収めることで課税に関して特別な扱いを受けることはありません。	3
21-6	入場料納入金、納付金の見込額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開業するまでいくらの税金が使われるのか。</li> <li>・周辺地域の開発等を考慮した場合、税金の投入が必要になるのではないか。</li> </ul>	<p>開業までに必要となる事業費について、IRが設置されることで懸念される事項への対策として、IR周辺地域の整備約43億円、交通環境の改善約32億円、治安対策約40億円、ギャンブル等依存症対策約0.3億円等を想定しています。また、IRの効果を最大限に生かすための取組として、国内外観光プロモーション、受入環境整備などの観光振興について状況に応じて開業前に実施することとしています。</p> <p>開業前に実施する事業に係る事業費については、開業後、県に納付される入場料納入金や納付金で補填することになりますので、計画期間内においては県財政に負担を与えることのないようにします。</p>	4
21-7	入場料納入金、納付金の見込額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IRの収益が上がらない場合、入場料納入金や納付金が減少し、ギャンブル等依存症や治安の対策にかかる負担が重くなるのではないのか。</li> <li>・カジノ収益から生まれる財源で政策を実行するのは不安定ではないのか。</li> </ul>	入場料納入金、納付金については、長期にわたって安定した財政運営を行うため、基金を設置して用途を管理するとともに、前年度の納入金額に応じて実施する施策決定することとしており、治安対策やギャンブル等依存症対策などのIRの設置運営に伴い必要となる施策については、優先的に活用することとなります。また、災害等不測の事態に備えて、入場料納入金を活用して基金積立を実施することも計画しています。	2
21-8	入場料納入金、納付金の見込額	<p>次のとおり納付金活用に関して提案をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県立自然博物館や紀伊風土記の丘など県有施設（和歌山市・海南市・その他の市町村にある公共施設を含む）を含めてはどうか。</li> <li>・県立自然博物館もしくは海遊館か美ら海水族館みたいな大型施設を新設してもらいたい。</li> <li>・スポーツ文化の育成してほしい（プロスポーツチームの育成、本格的なスタジアムの建設など）</li> <li>・子育て、高齢者福祉、教育環境の充実とあるが、障害者福祉も含めるべき。</li> </ul>	<p>納付金は、IRの効果を最大限に生かす取組や未来への投資を進めることで、将来にわたって発展する地域を実現するための施策に活用することとしています。納付金を活用した施策は、最終的には、納付金等の納入後に、その時の状況に応じて決めることとなりますので、いただいたご意見も参考にしながら必要な施策の検討を行ってまいります。</p> <p>なお、「高齢者福祉の充実」を、「高齢者・障害者等への福祉の充実」と修正いたしました。</p>	2
21-9	入場料納入金、納付金の見込額	納付金が配分されない海南市は、渋滞だけ酷くなり、なんのメリットもないのではないのか。	<p>IRは裾野の広い様々な産業により運営される複合観光施設であるため、誘致によりもたらされる経済効果、雇用効果はこれまでにない規模となり、海南市にも波及効果が生まれるものと認識しています。</p> <p>納付金に関しては、IR整備法上、立地市には、計画の申請、変更、更新時における協議や同意といった手続きが規定されており、他の近隣市町村とは立場に明確な違いがあるため、立地市である和歌山市にのみ配分することとしました。</p> <p>そのため、立地市以外に納付金を配分することは想定していませんが、道路渋滞など海南市で懸念されていることについては、県が入場料納入金を活用して、必要な対策を実施する予定にしています。</p> <p>なお、和歌山市には、納付金の配分のみではなく立地市の責任として、県と市で協定を締結し、リスク分担もしていただくこととなっています。</p>	1
21-10	入場料納入金、納付金の見込額	和歌山市への見返りなどを明確にしてほしい。	立地市である和歌山市には、IR事業に関する固定資産税や法人市民税、事業所税等の市税収入が見込まれる他、和歌山市には県に納入される納付金の25%を配分する予定としており、開業2年目となる2028（令和10）年度の配分額は約74億円を予定しています。	1
<b>22</b>	<b>IR全般</b>			
22-1	IR全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シンガポールの事例だけ挙げているが、理由があるのか。</li> <li>・シンガポールの2つのIRと、マリーナシティに計画しているものでは規模や条件が違うため、比較対象として適切なのか。</li> </ul>	日本型IRについては、シンガポールにおいて2010（平成22）年に開業したIRをモデルとしていること、シンガポールにおいては、リゾート型IRである「リゾート・ワールド・セントーサ」と都市型IRである「マリーナ・ベイ・サンズ」が近距離に位置しながら相乗効果を発揮しており、日本においてIRの誘致をめざしている和歌山IRと大阪IRの関係性に近いと考えていることからシンガポールの事例を挙げています。	3
22-2	IR全般	マリーナシティは今でも十分集客能力があると考えるが、その一部を潰してIRを作るのは、非効率ではないか。例えば、ぶらくり丁の再開発を絡めて市街地や、有田市のエネオス跡地を候補地にする方が、新たな雇用の確保や、既存のインフラの有効活用という観点からも効果的ではないか。	IRは民設民営事業であり、和歌山に投資をする意向のある民間事業者の存在が前提となるため、IR区域については、当初、和歌山マリーナシティ、コスモパーク加太、旧南紀白浜空港跡地という3カ所の候補地を示し、国内、国外を問わず30社近くの事業者と接触して意見交換を行った結果、事業者の意向・関心が和歌山マリーナシティに集中したことから、同地に決定したものであり、事業性を踏まえた適切な候補地であると認識しています。	2

番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
22-3	IR全般	・計画に記載されているカジノ以外のIR施設に需要が見出せない。 ・IRの売上げの約8割（1,800億円）がカジノであり、カジノの売上がなければ、存立が成り立たないことからすると、IRは、カジノを中心とする賭博場というしかありません。	IR事業は、民間事業者の活力と創意工夫を生かして、カジノ収益を原動力に国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設及び宿泊施設という公益を実現する中核施設を一体的に運営するものです。 和歌山IRは、米国を中心に80年以上にわたり50施設以上のリゾート施設の運営実績を有するシーザーズ・エンターテインメントが長年培ったサービスの提供とネットワークの活用により、世界中からの来訪者を集め、長期間滞在していただける施設となる予定です。 長期的なIR事業の発展のため、世界中の観光客を引きつけることのできる魅力的な施設のコンテンツを提供できるよう、カジノ事業等の収益を十分活用して、継続的な再投資を行うこととしています。	6
22-4	IR全般	国の認可は確実に下りるのか。	IR整備法において認定区域整備計画の数の上限は3とされており、国への認定申請後、特定複合観光施設区域整備計画審査委員会において審査され、認定されるか否かが決定します。 引き続き、国の認定を得られるよう取り組んでまいります。	3
22-5	IR全般	計画は認定されると10年間は変更できないのか。	IR整備法では、認定された区域整備計画の変更（軽微な変更は除く）をしようとするときは国土交通大臣の認定を受けなければならないとされており、変更は可能です。	1
22-6	IR全般	和歌山県特定複合観光施設区域整備計画（案）の記載内容をより具体的にすべきではないか。	パブリックコメントの実施にあたっては、47ページで構成する和歌山県特定複合観光施設区域整備計画（案）に加え、より詳細な内容を記載した187ページで構成する和歌山県特定複合観光施設区域整備計画（案）〈国申請様式版〉を県ホームページに掲載しています。	1
22-7	IR全般	歴史、自然など紀伊半島の特色と結んだ観光案内のような文言を並べている、具体的裏付けが弱く、これから中身をつくるというような内容が多い。ギャンブル依存症、治安、交通、防災、教育への影響、周辺事業者への影響など住民の生活に関わる懸案事項、住民が不安や懸念をもつ内容の検証などはほぼ先送りになっている。	IRは、民設民営事業であるものの、区域整備計画は県とIR事業者が共同して作成するものであり、県は計画の申請主体となっているため、国に申請すればそれで終わりということではなく、ご指摘のギャンブル等依存症対策や、治安対策、交通対策などについて進捗状況や法令の適合状況を県として定期的にモニタリングを行い、水準を満たしていないと判断した場合、IR事業者に対して是正の勧告を行います。IR事業者が勧告に従わない場合は、事業の継続を認めないこととしています。 また、地域住民の不安や懸念の解消や、県民生活を豊かにする施策についても、IR事業者と連携して継続的に取り組んでまいります。	6
22-8	IR全般	難しい言葉や表現があるため、用語集をつけるなどの工夫をしてほしい。	県ホームページに掲載している和歌山県特定複合観光施設区域整備計画（案）〈国申請様式版〉に用語集をつけています。	1
22-9	IR全般	これまで誘致をしてきた実績を案に盛り込んでどうか。	IR誘致を推進するために、和歌山県IR推進協議会を設置するとともに、広報ツールの活用、シンポジウム・説明会などを実施してきた実績については、既に記載しています。	1
22-10	IR全般	世界的なグローバルイズムの潮流に逆らい、長期的な視野に立って、県民が全国に誇れる産業の復興と若者が着実な人生設計ができる職業の確保に努めてほしい。	和歌山県では、少子高齢化や所得低迷といった課題に対応するため、産業振興策の充実、国の機関・大学の誘致、交通ネットワークの整備に取り組んでまいりました。今後、和歌山県がさらに発展をしていくためには、これまでの取組に加えて、新たな成長産業を取り込んでいく必要があり、国内外から多くの観光客を引き付け、大きな経済効果や雇用効果が見込めるIRはその解決策の一つとなると認識しています。	1
22-11	IR全般	事業期間について、事業者募集要項に40年と記載されているが、延長を求められれば、自動的に延長終了日までが事業期間になる仕組みになっており、あまりにもIR事業者の利益を優先している。法律上は、カジノ免許の更新が初回10年、以降5年毎に必要とされており、その免許更新にはその都度議会の議決が必要ことから、それが見直す機会にもなるため、免許更新ができることを条件にした期間にするのが県民の利益になるのではないかと。	IRは、大きな投資が伴う民設民営事業であり、長期にわたる継続的・安定的な事業実施が前提であること等から、事業期間を40年間と設定し、県とIR事業者間で実施協定を締結する予定としており、IR事業者は、事業期間の満了に当たって事業期間の延長を申し出ることができることとしています。 ただし、事業の運営期間中は、IR事業者が無条件で40年間事業を継続することを認めたものではなく、その過程において様々な制約があります。 具体的には、区域整備計画の認定の更新（最初は10年、その後5年ごと）や、カジノ免許に係る3年ごとの更新の際に、IR事業者の帰責事由によって、更新の続きができない場合は、県は実施協定を解除し、違約金や損害賠償を請求することとしています。	6

番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
22-12	IR全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントを実施することに意味があるのか。</li> <li>・パソコンを持っている人でないと意見を提出できない。</li> <li>・提出されたコメント全てに回答してほしい。</li> <li>・事業者の資金計画もない中で、県民に意見を問うことが間違っている。</li> </ul>	<p>県民意見募集（パブリックコメント）手続は、県が計画等を策定する過程において、当該作成しようとする計画等の案その他必要な事項を県民に公表して広く意見を求め、これらに関して提出された県民の意見を計画等に反映させる機会を確保するとともに、提出された意見に対する県の考え方を公表するものです。</p> <p>そのため、いただいたご意見については、類似の意見を集約した上で、県の考え方をお示しており、当該意見を考慮して計画の最終案を決定することとします。</p> <p>なお、和歌山県県民意見募集（パブリックコメント）の実施に当たっては、報道機関への資料提供も行うとともに並行して実施した住民説明会等で周知や、県のホームページへの掲載の他、担当部署における備付け、県情報公開コーナーへの備付け、各振興局への備付けを行いました。</p>	7
22-13	IR全般	パブリックコメントで提出された意見と回答は、県ホームページに長期間掲載するとともに、公文書として長期間保存してほしい。	<p>提出された意見に対する県の考え方については、県ホームページへ公表しています。</p> <p>なお、今回の和歌山県特定複合観光施設区域整備計画（案）に係る県民意見募集（パブリックコメント）に係る公文書の保存期間は長期（永久）としています。</p>	1
22-14	IR全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国から言われているため、形式的にパブリックコメントを実施しているのではないのか。</li> <li>・県やIR事業者にとって都合の良い意見だけ取り入れるのではなく、県民からの意見に真摯に対応し、県民の不安を解消してもらいたい。</li> </ul>	<p>IR整備法において、「区域整備計画を作成しようとするときは、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」と規定されており、県民意見募集（パブリックコメント）は必須ではありませんが、県では、公聴会と説明会に加え、広く県民から丁寧に意見を聴取するためパブリックコメントの実施も必要と判断し行ったところです。</p> <p>いただいたご意見については、類似の意見を集約した上で、県の考え方をお示しており、当該意見を考慮して計画の最終案を決定することとします。</p>	1
22-15	IR全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県議会IR対策特別委員会で議員を納得させる説明ができていないにも関わらず、県民に対して説明会を開催しても理解が得られないのではないのか。</li> <li>・県は、国への申請期限か、県民市民への説明・理解・賛同のどちらを優先しているのか。</li> </ul>	<p>令和4年2月7日の県議会IR対策特別委員会において「資金計画等の内容は不透明な部分が多く、本委員会として納得できるものではない。しかしながら、国への申請日程が決まっている中で、これ以上、県民への公聴会やパブリックコメントを先送りすることは委員会として本意ではない。次回の特別委員会では、確かな資金計画を強く求める。」という委員長談話が出されました。</p> <p>これを受けて県では、区域整備計画（案）について、県民の皆様へ理解を深めていただき、御意見を伺う機会を設けるべく、計画案の内容をわかりやすくまとめた説明動画の作成・公開に加え、説明会における質疑応答を実施しました。</p> <p>なお、パブリックコメントでいただいた御意見は本紙にまとめ、御意見に対する県の考え方を公表しています。</p>	8
22-16	IR全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なぜ拙速に決めようとするのか。時間をかけて説明すべきではないのか。</li> <li>・IRが誘致できた場合、交通や治安など生活面に影響が出る可能性の高い地域の住民に対して時間をかけて丁寧な説明を求める。</li> <li>・県民の理解、賛同が十分ではない。</li> </ul>	<p>県では、今回お示した区域整備計画（案）の作成に向け、これまで「和歌山県IR基本構想」やIR区域の整備のための方針である「和歌山県特定複合観光施設設置運営事業実施方針」を策定するとともに、シンポジウムや説明会を開催するなど、長期間をかけてIRに係る県民の理解促進に取り組んできました。</p> <p>IR整備法においては、区域整備計画を作成しようとするときは、公聴会の開催など住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないこととされており、加えて、国への計画の申請に当たっては、立地市である和歌山市の同意、県民の代表である県議会の議決を得ることが求められています。</p> <p>そのため、区域整備計画（案）については、公聴会の開催に加え、30日間のパブリックコメントや、計14か所で開催を実施・開催するなど丁寧に県民理解の促進と意見聴取の手続きを実施してきたところです。</p> <p>なお、区域認定後は、IR事業者とともにより詳細な内容をもって、地域住民への説明を行ってまいります。</p>	14
22-17	IR全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会に参加したが、県から区域整備計画（案）の説明を受けることに違和感を強く感じた。</li> <li>・区域整備計画について事業者と県民が対話をせずに国に申請するのはおかしい。</li> <li>・県が不要不急の外出を控えるように言いながら、最も不要不急なIRのための説明会を開催して人を集めているということに矛盾がある。</li> </ul>	<p>IR整備法において、「県は、事業者と共同して、区域整備計画を作成し、国土交通大臣の認定を申請する」となっています。そのため、今回の説明会の開催にあたっては、県・市の主催で計画の説明をさせていただきました。</p> <p>引き続き、IR事業者と連携し、県民の皆様の理解を深められるよう取り組んでまいります。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点措置期間中ではありましたが、県民の皆様からのご意見やご質問をいただく機会を少しでも多く確保するため、感染症対策を徹底するとともに、一部会場ではオンライン会議システムを活用した上で説明会を開催させていただきました。</p>	3



番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
22-18	IR全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会では1人1回しか質問できず、もっと県民と話し合う時間が必要ではないか。</li> <li>・説明会を重ねて、県民の意見や不安に真摯に耳を傾けるべきではないか。</li> </ul>	<p>説明会においては、多くの参加者の方からご質問をいただくために、質問は1人1問とさせていただきます。</p> <p>当該質疑応答の結果については、県IR推進室のホームページに掲載していますので、今回の「和歌山県特定複合観光施設区域整備計画（案）」に対する県民意見募集に寄せられたご意見と和歌山県の考え方と併せてご確認ください。</p> <p>ご不明点がある場合は、県IR推進室へお問い合わせください。</p>	3
22-19	IR全般	「カジノ行為区画はIR施設の床面積合計の3%以内」と記載しているが、カジノを含む施設であるという基本的性格はその面積の大小によって少しも変わらず、このような説明付加はカジノを含む施設であるという基本的性格を隠そうとしているのではないか。	<p>IR事業は、民間事業者の活力と創意工夫を生かして、カジノ収益を原動力に国際会議場やエンターテインメント施設などを一体的に運営するものであり、また、IR整備法及びIR整備法施行令において、カジノ施設のカジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供される部分の床面積の合計がIR施設全体の床面積の3%を超えないこととする旨が、明記されています。</p> <p>なお、和歌山県特定複合観光施設区域整備計画（案）においてもカジノ施設の概要やカジノ収益の活用について記載しており、カジノを含む施設であることを隠すといった意図は全くありません。</p>	8
22-20	IR全般	住民投票を実施するべき。	<p>IR整備法においては、区域整備計画を作成しようとするときは、公聴会の開催など住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないこととされており、加えて、国への計画の申請に当たっては、立地市である和歌山市の同意、県民の代表である県議会の議決を得ることが求められています。</p> <p>今後、国への計画の申請に当たっては、こうした法定手続きを丁寧に実施していく予定にしています。</p>	14
22-21	IR全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IRをマリナーシティに誘致ができた場合、有田市の東燃の跡地にIRの拡張工事をしてはどうか。</li> <li>・海南や、有田、御坊、田辺、白浜辺りでもいいので、大型娯楽関係施設や大型商業施設の建設や誘致を計画してほしい。</li> </ul>	<p>IR整備法において、IR区域は「一団の土地の区域」である必要があるとされているため、和歌山マリナーシティと海や広い道路等で実質的に分断している場所をIR区域とすることはできません。</p> <p>また、IR事業者はIR事業以外の事業の兼業が禁止されているため、IR区域外に商業施設等を開業することはできません。</p> <p>なお、企業誘致に関しては県民の皆様からいただいた貴重なご意見として、県の所管部局に伝え、今後の参考にさせていただきます。</p>	2
22-22	IR全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初、県は「外国人専用だから日本人のギャンブル依存症は心配ない」と言っており、また、巨大ホテル・展示場・国際会議場の併設について義務づけないように国に要望していましたが、今日のような形になってしまった。和歌山県としては、潔くIR誘致を断念すればよかった。</li> <li>・当初外国人専用カジノにすると言っていたのに、計画案では、入場目標数650万人の内、日本人が8割をこえる540万人となっていて、狙っているのが外国人ではなく日本人となっている。</li> <li>・日本人は入場させないということが、最良のギャンブル依存症対策である。</li> </ul>	<p>ご指摘のとおり和歌山県では、IR整備法が制定される以前は、県民がギャンブル依存症に陥るリスクがあるのであれば、カジノ施設に関しては外国人専用とすることを考えていましたが、IR整備法の内容が明らかになり、法に基づく依存症対策に加え、和歌山県独自の対策を行えば、外国人専用である論理的な理由はないため、国内外からの来訪者に楽しんでいただける施設を予定しています。</p> <p>IRの誘致は、地域の活性化に有効な方策であり、雇用創出や経済成長、人口減少の抑制などの効果について大いに期待できることから、またとないチャンスと捉え、全力で取り組んでいるところです。</p>	4
22-23	IR全般	和歌山県は、これまで行ってきた様々な施策において、和歌山県の誇る魅力を「優れた自然と文化」というように発信してきたが、今回の計画は「カジノ」施設を中心としていて、これまでの和歌山県の施策に反していると言わざるを得ない。	<p>日本型IRは、国際会議場施設や家族で楽しめるエンターテインメント施設等と、収益面での原動力となるカジノ施設が一体となったこれまでにないスケールとクオリティを有する特定複合観光施設であり、MICEビジネスを展開するとともに、自然・文化・気候・食といった日本の魅力を来訪者に発信することに加え、IRへの来訪者を国内各地に送り出すことで、世界と国内各地をつなぐ交流のハブとなり、もって、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現することをめざすものです。</p> <p>県では、少子高齢化や所得低迷といった課題に対応するため、産業振興策の充実や、企業誘致、国の機関・大学の誘致、交通ネットワークの整備など和歌山の将来を見据えた様々な施策に取り組んできました。</p> <p>今後、和歌山県がさらに発展をしていくためには、これまでの取組に加えて、新たな成長産業を取り込んでいく必要があり、国内外から多くの観光客を引き付け、大きな経済効果や雇用効果が見込めるIRはその解決策の一つとなるものと考えています。</p>	1

番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
22-24	IR全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民設民営を謳うなかでなぜ県が計画用地を買い取るのか。また、買取価格が高いと感じるが、何を基準に決めるのか。</li> <li>・県がコンサルのような役目を担って作っている計画の内容には違和感がない。</li> </ul>	<p>県が土地を購入する必要性については、IR事業者の選定段階において、公平かつ公正な事業者選定を行うため、どの事業者も同じ条件で土地の取得ができるよう、県が一旦事業用地を購入し、IR事業者に購入価格と同価格で売却することとしたためであり、実質的に県が費用を負担することはありません。</p> <p>価格の査定方法については、和歌山マリーナシティ島内に標準地を設定し、県内を同一需給圏とした取引事例を基に比準し、㎡単価を算出し、土地価格比準表をもとに奥行逓減の減価を採用しており、最終的に和歌山県価格審査会でも妥当との判断を得ています。</p> <p>また、IR整備法において、「都道府県等は、民間事業者と共同して、区域整備計画を作成すること」とされており、和歌山県においてもIR事業者と共同して区域整備計画を作成しているところです。</p>	4
22-25	IR全般	どうして土地を売却する方針になったのか。売却による県民への不利益はないか。	IR区域予定地には、県有地と民地が混在するため、IR事業者の公平かつ公正な選定の観点から、いかなる事業者も同条件で土地を取得できるようにするため、県が一旦事業用地を購入し、選定した事業者に購入金額と同じ価格で売却するとしました。売却による県民への不利益は特に想定しておりません。	1
22-26	IR全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IR誘致への取組に係る具体的な内容について、積極的な広報をお願いしたい。</li> <li>・誘致に係る経費について正しく使われているのか。</li> </ul>	<p>誘致に要する経費（決算）については、毎年度県議会において審議いただいています。</p> <p>誘致に関する取組については、今後も適宜ホームページ等によりお知らせしてまいります。</p>	2
22-27	IR全般	カジノは刑法で禁止されている賭博である。	IR整備法において、IR事業者は、「カジノ管理委員会の免許を受けたときは、カジノ事業を行うことができる。この場合、免許に係るカジノ行為区画で行う、免許に係る種類及び方法のカジノ行為については、刑法第185条（賭博）及び第186条（常習賭博及び賭博場開張等図利）は適用しない」とされています。	16
22-28	IR全般	当然のことであるが、「和歌山は汚い手をつかってIRを誘致した不正をした」と言われたいないようにしてもらいたい。	<p>IR事業者の選定にあたっては、公平性・公正性の確保を図り、適正な職務の執行を担保するため、対応方針を定めた上で、選定業務を実施しています。</p> <p>また、区域整備計画においても、区域整備計画の認定に係る審査委員会の委員に対して不正な働きかけを行わないことを誓約しています。</p>	2
22-29	IR全般	不定期に開催されている和歌山県議会IR対策特別委員会の議事録は、情報公開請求で取り寄せない限り閲覧できないが、ホームページ上で公開し、県民の理解促進に資する情報を積極的に発信すべきではないか。	<p>和歌山県県議会事務局に確認したところ、IR対策特別委員会を含む特別委員会及び常任委員会の議事録はホームページで公開していないということでした。</p> <p>そのため、IR対策特別委員会の議事録の取得にあたっては、お手数ですが、公文書開示請求の申請をお願いいたします。</p>	1
22-30	IR全般	区域整備計画の認定後、コロナ禍により見込んでいたインバウンドが期待できないような場合に、IR事業者の判断で基本協定を解除することができるのか。	和歌山県では、コロナの状況等によりIR事業者の基本協定の解除権は与えておりません。	1
22-31	IR全般	AEDの配備緊急時用としてAEDの配備と、配備の掲示板の設置	いただいたご意見を踏まえ、IR区域内において、来訪者、従業員等の安全を確保できるよう、適切なAEDの配置を講じてまいります。	1

番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
23	その他			
23-1	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和歌山の魅力は、みかん、太刀魚などの食品、湯浅醤油、豊かな木材にこれを生かした備長炭の名産や、高野山・白浜・那智勝浦・龍神などの観光地がある。</li> <li>・地球温暖化は果物や野菜の生育に大きな障害となり得、果物や野菜の品種改良もしくは代替品での農業は米含め喫緊の課題である。</li> <li>・漁業においても海水の温度上昇で生態が変わりこれまで通りの漁業が可能かどうかは期待できなくなりつつある。</li> <li>・ゲリラ豪雨やスーパー台風が多発による土砂崩れが心配である。</li> <li>・木材や農産物については温暖化抑制の観点から輸入も難しくなる。</li> <li>・温暖化要因の船や飛行機での運搬はますます困難になりさらに買い負けからも輸入に頼ることは難しくなる。和歌山県はこれらの自活ができる環境にあり、近い将来国内需要で自活できることが期待できる。建材ではCLTと呼ばれる木造新素材が開発され木材需要は高くなると思われ、木の国としては乗らない手はない。耐震にも向いており、補助金を出して耐震住宅化を図りつつ、CLT製造業育成も図れる。間伐材を利用した備長炭生産や、バイオ発電も期待できる。</li> <li>・工業誘致候補としては水素産業が有力で、水素製造設備を誘致する。</li> <li>・温暖化により野菜作りは工場内で空調管理された生産にシフトせざるをえないことを考えると電力を自給自足できればコスト競争力も得ることができる。</li> <li>・山間地の多い和歌山ではEV車の普及には山間地にも充電場所が必要で、ハードルが高い。一方水素エンジンであれば、ガソリン同様水素を運べば停電時でも非常用発電機で水素を自動車に供給できる。</li> <li>・温暖化すればマラリアの危険も増し医療需要が高まる。和歌山と新宮の間にもう一つ拠点となる病院があるのが望ましい。ドクターヘリの操縦士が人口減でいなくなればドクターヘリも活用できない。</li> <li>・県外からの出張者が宿泊するのは民宿が主体と考えるが、産業活性化にはビジネスホテルも必要である。</li> <li>・IRを誘致しても県中南部の過疎化は避けられない。親による自動車での送迎なしに学校に通えないという状態ではますます県外に出て故郷を離れる人は増える。</li> <li>・紀伊半島一周の高速道路や424号や371号を生かした農業や林業を生かささない手はない。</li> <li>・かつてはゴルフ場、今は太陽光発電ではげ山となった山を守るには林業の再興は必須である。</li> <li>・労働者がいるうちに、老朽化した水道管、道路、橋の更新工事を急ぐべきである。</li> <li>・透明のトンネル型太陽パネルや小型風力発電を道路に構築し、自然エネルギーを活用する。</li> <li>・サービス業、介護全般、語学系専門大学を誘致する。</li> <li>・語り部さん養成コースや短期短時間の精進料理講座、手作りジャム教室を開催する。</li> <li>・清掃道路の雨水排水、排水溝を清掃する。（排水溝ごみでつまり、部分的に洪水となる）</li> <li>・防犯対策上、島内、及び2橋の夜間の点灯を要望する。（現状サンブリッジは深夜は無灯）</li> <li>・和歌山館の撤去に伴い、トイレが1箇所撤去されたため、トイレの増設及び清掃の計画を示してほしい。</li> <li>・働く企業が少ない和歌山市であるが、和歌山の自然環境を生かしたやり方がもつとあるのではないかと。</li> <li>・JR藤並駅は有田中央駅か有田みかん駅（仮称）に変えたり、駅舎の壁やホームなどをオレンジ系にしてはどうか。</li> <li>・みかんジュースが出る水道管、みかん博物館、有田みかん温泉などを設置したり、有田川・みかん畑沿いをルートとした有田みかんマラソン（競技中の水分補給は有田みかんのみ・食べ放題）など、開催してはどうか。</li> <li>・牧場やサファリパークを整備してはどうか。</li> </ul>	<p>県民の皆様からいただいた貴重なご意見として、今後の参考にさせていただきます。</p>	13

番号	分類	ご意見の要旨	ご意見に対する和歌山県の考え方	参考 件数
23-2	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高野・熊野世界遺産観光客の最終泊地を和歌山にできるような旅行パックの開発</li> <li>・ホテルスタイル、ドミトリースタイル、宿坊体験スタイル、療養スタイル等ホテルの部屋バリエーションの設定</li> <li>・冷凍魚類、青果の検疫や国際郵便の整備</li> <li>・外国人向け人間ドック、美容整形、中長期滞在型医療（末期医療、透析、リハビリ、温泉療養等）や、日本人若年層向けプチ整形や視力回復手術の提供</li> <li>・アジアアーティストを中心としたコンサート芸能発信地及びロケ地提供</li> <li>・国際的な考古学研究所 和歌山奈良京都一体型＋世界のバーチャル展示</li> <li>・和歌山県民も普段使いに利用できる青果・海産物市場、アウトレット、医療機関の設置</li> <li>・シンガポールにはマーライオン（白）やスタンフォード・ラッフルズ像などがあり、観光名所になっているが、何かの像・モニュメントを設置してはどうか。</li> <li>・日本三大祭りの1つだった和歌祭に、那智の火祭りなど一回は見るべきお祭りがあるため、マリーナシティでも小規模でもいいので時々お祭り関係イベントをしてもらったり、大いに取り上げてもらいたい。また、岸和田のだんじりや祇園祭などに使われている山車、衣装やお祭り道具などの展示、お祭りの起源・歴史・その地域などの紹介をするお祭り関係博物館も出来たら良い。</li> </ul>	<p>いただいたご意見については、IR事業者と共有させていただきます。</p>	4
23-3	その他	和歌山の子どもたちの将来の就職先としてカジノ施設を学校からあせせんするつもりか。	就職にあたっては、職業選択の自由が保障されているものと考えています。	1
23-4	その他	県または市で重要な問題や賄賂、忖度、接待、談合など事件が発生した場合、うやむやに処理しないでもらいたい。	ご指摘のような問題が起こらないよう今後も継続して取り組んでまいります。	2
23-5	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今ロシアは、ウクライナに対して戦争をしかけている。ロシアの行為は、国際法上合法化できないが、それでもプーチンはロシアの行為を正当化し、都合の悪いことは国民に知らせない、情報統制を徹底しているようである。都合の悪いことは知らせない。これは日本もそうだったように戦時下の常であるが、戦争に限らず不正のあるところにある悪のルールと言える。「都合の悪いことは知らせない」「ばれなければいい」こんな考えのもとで政治をされる国民、県民、市民は、本当に不幸だと思う。</li> <li>・和歌山市と同じく住民投票案を否決された横浜市（7割以上が反対）のように選挙結果でしか止められないのか。多くの県・市議員の皆さんはどうして県・市民の声を代弁してくれないのか。</li> </ul>	県としてお答えを控えさせていただきます。	3

1356